

第3章 災害応急対策計画

第1節 総則

この計画は、市が指定行政機関、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関等の協力を得て実施する災害応急対策に係る計画とし、おおむね次の場合の措置とする。

市の責務	災害対策基本法（以下この章において「法」という。）第5条（市町村の責務）の規定に基づき、市の責務として実施する場合の措置
他の市町長等に対する応援の要求	法第67条（他の市町村長等に対する応援の要求）の規定に基づき、他の市町長等に対して応援を要求する場合の措置
県知事に対する応援の要求等	法第68条（都道府県知事等に対する応援の要求等）の規定に基づき、知事に対して応援を要求する場合の措置
災害派遣の要請の要求等	法第68条の2（災害派遣の要請の要求等）の規定に基づき、知事に対して、災害派遣の要請の要求をする場合の措置

1 焼津市地域防災計画と県地域防災計画との関係

法第42条（市町村地域防災計画）では、市地域防災計画は県地域防災計画に抵触してはならないと規定されているが、両計画は当然に不可分の関係にあるため、焼津市地域防災計画では、県と協力し、市が災害応急対策を実施するにあたって留意する事項について定める。

2 市の行う措置

法第50条（災害応急対策及びその実施責任）の規定に基づき市が行う応急措置は、おおむね次のとおりである。

市の行う措置
(1) 警報の発令及び伝達並びに避難の指示に関する事項 (2) 消防、水防その他の応急措置に関する事項 (3) 被害者の救難、救助その他の保護に関する事項 (4) 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する事項 (5) 施設及び設備の応急の復旧に関する事項 (6) 清掃、防疫その他の保健衛生に関する事項 (7) 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関する事項 (8) 緊急輸送の確保に関する事項 (9) 前各号に掲げるもののほか、災害の発生の防御又は拡大の防止のための措置に関する事項

上記（9）として行う措置の例は以下のとおりである。

発災後直ちに、専門技術をもつ人材等を活用して、それぞれの所管する施設・設備の緊急点検を実施するとともに、これらの被害状況等を把握し、二次災害の防止、被災者の生活確保を最優先に、公共施設の応急復旧を速やかに行う。

3 防災業務計画と焼津市地域防災計画との関係

市地域防災計画は、指定行政機関及び指定公共機関が作成する防災業務計画に抵触しないこととし、かつ、できるだけ重複をさけるため当該機関の実施すべき事務又は業務の内容は省き、分担する基本的事項のみとする。

4 この計画を理解し実施するための留意事項

区 分	内 容
関係法律との関係	法第10条（他の法律との関係）に定めるとおり、他の法律に特別の定めがある場合は、当該法律に基づいて処理するものとするが、災害応急対策を総合的かつ計画的に推進処理するため、できるだけこの計画を通じてその運用を図るものとする。
相互協力	法第4条（都道府県の責務）、第5条（市町の責務）、第6条（指定公共機関及び指定地方公共機関の責務）、第7条（住民等の責務）及び第54条（発見者の通報義務等）の規定を通じて相互に協力する責務を課せられている。 この計画の運用についても関係機関はもとより公共的団体、個人を含め相互協力のもとに処理することとし、関係機関及び関係者が誠実に各々の責務を果たすことを期待しているものである。 県及び市は、災害時に自らのみでは迅速かつ十分な対応が困難な場合に、他の地方公共団体からの物資の提供、人員の派遣、廃棄物処理等、相互に連携・協力し速やかに災害対応を実施できるよう、相互応援協定の締結に努めるものとする。その際、近隣の地方公共団体に加えて、大規模な災害等による同時被災を避ける観点から、遠方に所在する地方公共団体との協定締結も考慮するものとする。 ライフライン施設の速やかな応急復旧を図るため、市、県、ライフライン事業者等は、関係する省庁と連携して、合同会議、調整会議等における対応方針等に基づき、必要に応じて、現地のライフライン事業者の事業所等で実動部隊の詳細な調整を行うため、現地作業調整会議を開催するものとする。
市の配慮すべき事項	（１）要請について ア 市長は、市地域防災計画に基づき災害応急対策の実施が円滑に推進できるよう常に十分な配慮をするとともに、この計画により県その他関係機関の応援、実施を必要とする場合は遅滞なく、しかも的確に情勢を把握して要請連絡をするものとする。 イ 要請連絡は電信・電話を問わず、臨機応変の措置をとり、県等の災害応急対策の応援実施が速やかに行えるよう努めるものとする。なお、電信・電話等で要請した事項については事後正式書面により処理するものとする。 （２）関係者への連絡周知について 市長は県が県地域防災計画に基づき施設、物資等のあっせんを行うに当たり、これが的確かつ迅速に実施できるよう当該区域内に所在する施設の管理者又は物資等の販売者に対し、災害時の相互協力について十分周知徹底を図り、所要の配慮をしておくものとする。
応援の指揮系統	法第67条（他の市町村長に対する応援の要求）、第68条（都道府県知事等に対する応援の要求等）及び第72条（都道府県知事の指示）の定めるところにより応援に従事する者は、市長の指揮の下に行動するものとする。
協力要請事項の正確な授受	要員の動員協力、物資調達等の要請、あっせん、受諾に当たっては特に混乱しやすい災害時であり、不正確な授受のため事後責任の所在が不明確になりがちであるので、市、関係機関、業者とも相互に要請内容のほか次の事項を確認しておくものとし、事後経費等の精算に支障のないよう留意するものとする。 （１）機関名 （２）所属部課名 （３）氏名
従事命令等の発動	法律の定めるところにより災害応急対策を実施する場合、必要に応じ従事命令、物資の収用等強制権を発動することとしているが、その行使に当たっては慎重に扱うとともに関係者に対しては常にその主旨に沿った行動を徹底させておくものとする。

区 分	内 容
標 示 等	災害応急対策の処理が円滑に実施されるため、この計画に定める標示等のほか、その都度必要な標示等を設定するものとし、設定に当たっては標示等の意義、目的等が正確に判別できるよう留意する。
知事による応急措置の代行	法第73条（都道府県知事による応急措置の代行）の規定に基づき、市長が実施すべき応急措置を知事が代行する場合は、焼津市地域防災計画の定めるところより行うものとする。
経 費 負 担	（１）災害応急対策に要する経費については、法第91条（災害予防等に要する費用の負担）の定めるところにより「災害救助法」等法令に特別の定めがある場合を除き、その実施の責に任ずる者が負担するものとする。 （２）知事が市長の要請により、他の都道府県、市町あるいは業者等から動員し、又は物資の調達をした場合、経費の精算は応援又は供給をした都道府県、市町もしくは業者の請求に基づき、県が確認の上それぞれ定められた負担区分により精算するものとする。

第２節 組織計画

この計画は、市の災害対策組織体制を明らかにし、防災行政の総合的な運営及び災害応急対策の円滑な遂行を図ることを目的とする。

１ 災害対策組織

組 織 名 等	概 要
焼津市防災会議	（１）編成 焼津市防災会議の編成は、資料編（共通対策）３－２－１①のとおり （２）運営 焼津市防災会議条例（昭和37年焼津市条例第37条）（資料編（共通対策）３－２－１②）及び焼津市防災会議運営要領（昭和57年防災会議決定）（資料編（共通対策）３－２－１③）の定めるところによる。
焼津市災害対策本部	（１）編成 焼津市災害対策本部の編成は、資料編（共通対策）３－２－１④のとおり （２）運営 焼津市災害対策本部条例（昭和55年焼津市条例第34号）（資料編（共通対策）３－２－１⑤）及び焼津市災害対策本部等運営規程（昭和58年訓令甲第6号）（資料編（共通対策）３－２－１⑥）の定めるところによる。 （３）本部 災害対策本部は焼津市消防防災センター庁舎内に設置するものとする。 （資料編（共通対策）３－２－１⑦） （４）設置基準 次のいずれかに該当した場合、災害対策本部を設置する。 ア 市域に市民の生命・身体・財産に被害を及ぼす災害が発生したとき イ 市域に災害救助法の適用を要する大規模な災害が発生したとき ウ 市域に災害の発生が予想され、その対策を要するとき エ 市域に大規模な火災・事故等が発生したとき オ その他市長が必要と認めたとき （５）廃止の基準 ア 災害の危険がなくなったとき イ 災害発生後における応急措置が概ね完了したとき ウ その他市長が認めたとき

組 織 名 等	概 要
焼津市災害対策本部	(6) 本部設置及び廃止の通知 本部長は本部が設置又は廃止されたときは災害対策関係機関（資料編（共通対策）3-2-1⑧）に定めるもののうち、必要と認めるものに通報する。 (7) 事務分掌 焼津市災害対策本部編成表による各部の事務分掌は、資料編（共通対策）3-2-1⑥別表第1による。
焼津市水防本部	水防本部の組織に関し必要な事項は「風水害対策編」の定めるところによる。ただし、災害対策本部が設置されたときは、その組織に統合されるものとする。
本部設置時の措置	(1) 標識 焼津市消防防災センター内に表示板を掲げる。 (2) 本部室 消防防災センター1階災害対策本部室に本部を設置する。 ※ 表示板は、資料編（共通対策）3-2-1⑨のとおり。

第3節 応援・受援計画

この計画は、市長が応援動員を命令し、又は要請する場合の対象者及び実施期間、実施方法を明らかにして応急措置に必要な人員確保の円滑化を図ることを目的とする。

1 応援・受援の実施基準

区 分	内 容												
応援・受援の時期	市長が必要と認めたとき、又は他の計画に定めるところによる。 なお、感染症対策のため、応援職員の派遣に当たっては、派遣職員の健康管理等を徹底するものとする。												
応援・受援対象者	<table border="0"> <tr> <td>ア 県職員</td><td>キ 医師、歯科医師又は薬剤師</td></tr> <tr> <td>イ 市職員（消防、水防団員を含む）</td><td>ク 保健師、助産師又は看護師</td></tr> <tr> <td>ウ 志太消防本部</td><td>ケ 土木技術者又は建築技術者</td></tr> <tr> <td>エ 警察官</td><td>コ 大工、左官又はとび職</td></tr> <tr> <td>オ 自衛官</td><td>サ 土木業者又は建築業者及びこれらの者の</td></tr> <tr> <td>カ 海上保安官</td><td>従事者</td></tr> </table>	ア 県職員	キ 医師、歯科医師又は薬剤師	イ 市職員（消防、水防団員を含む）	ク 保健師、助産師又は看護師	ウ 志太消防本部	ケ 土木技術者又は建築技術者	エ 警察官	コ 大工、左官又はとび職	オ 自衛官	サ 土木業者又は建築業者及びこれらの者の	カ 海上保安官	従事者
ア 県職員	キ 医師、歯科医師又は薬剤師												
イ 市職員（消防、水防団員を含む）	ク 保健師、助産師又は看護師												
ウ 志太消防本部	ケ 土木技術者又は建築技術者												
エ 警察官	コ 大工、左官又はとび職												
オ 自衛官	サ 土木業者又は建築業者及びこれらの者の												
カ 海上保安官	従事者												

2 実施方法

区 分	内 容
市職員の応援	市は、職員が現地において自活できるような資機材や装備品等を携帯させるように留意するとともに、職員の応援動員に関する非常連絡体系の確立を図り、災害に即応できる体制を整備するため、各部局の連絡責任者、連絡系統について定め、最善の対策をとるよう配慮するものとし、概ね次のとおり措置をするものとする。 また、発災後の円滑な応急対応、復旧・復興のため、災害対応経験者をリスト化するなど、災害時に活用できる人材を確保し、即応できる体制の整備に努めるものとする。 また、総務省が運用する復旧・復興支援技術職員派遣制度に中長期派遣可能な技術職員を登録するよう努めるものとする。 (1) 応援動員は、市長の命令により総務部長が行い、応援動員の状況を市長に報告する。

区 分	内 容
市職員の応援	(2) 各部局長は、各部局の実情に応じた応援動員の方法を定めておくものとする。 (3) 応援動員は、同時通報用無線及び電話等により行うものとする。 (4) 応援動員について各部局に調整がある場合は、市長が行うものとする。 (5) 職員の配備体制とその基準は、資料編（共通対策）3-2-1⑥別表第3及び第4のとおりとする。また、応援動員計画は、資料編（共通対策）3-3-2①により定めるものとする。 市は、土木・建築職などの技術職員が不足している市町村への中長期派遣等により支援を行うため、技術職員の確保及び災害時の派遣体制の整備に努めるものとする。
知事等に対する 応援の要求等	次の事項を明らかにしたうえ応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請する。 (1) 応援を必要とする理由 (2) 応援を必要とする人員、資機材等 (3) 応援を必要とする場所 (4) 応援を必要とする期間 (5) その他応援に対し必要な事項
消防職員の応援動員 要請	応援動員要請は、原則として志太広域事務組合消防長に対して行う。
消防団の応援動員 要請	応援動員要請は原則として、消防団を統括する消防団長に対して行う。
水防団の応援動員 要請	応援動員要請は原則として、水防団を統括する水防団長に対して行う。
警察官の応援動員 要請	警察官の応援動員を必要とする場合は、焼津警察署長に対し出動を要請する。
自衛隊の派遣要 請	自衛隊の派遣に関し必要な事項は、第3章 第27節 「自衛隊派遣要請の要求計画」の定めるところによるものとする。
海上保安庁に対す る支援要請	海上保安庁への支援要請に関し必要な事項は、第3章 第28節 「海上保安庁に対する支援要請の要求計画」の定めるところによるものとする。
医療助産関係者の 応援動員要請 (従事命令を含む)	医師、歯科医師、薬剤師及び看護師、助産師の応援動員に関し必要な事項は、第3章 第13節 「医療・助産計画」の定めるところによるものとする。
土木業者、建設業 者及び技術者等 の応援動員要請 (従事命令を含む)	(1) 応援動員要請を行う場合は、他の機関の動員と競合することのないよう当該関係機関と調整協議し、業者名簿を参照して当該応援動員対象業者又は個人に直接もしくは当該業者の所属する業者組合に対して、行うものとする。 (2) 応援動員の範囲及び応援動員能力は、社団法人焼津市建設工業会地震等災害対策協力会本部組織編成表及び大井川建設業協会災害発生時における緊急連絡網（資料編（共通対策）3-3-2②）の業者を中心に定めるものとする。 (3) 応援動員の派遣中の指揮は原則として、市長が行うものとし、それによることが不可能又は困難な場合、また適当でない場合はその都度知事が指示するものとする。
市	市長は、当該市の災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは県に対し次の事項を示して応援を求め、又は災害応急対策の実施を要請する。 (1) 応援を必要とする理由 (2) 応援を必要とする人員、資機材等 (3) 応援を必要とする場所 (4) 応援を必要とする期間 (5) その他応援に関し必要な事項

区 分	内 容
市	他の市町長に対する応援要請 (1) 市長は、当該市の地域に係る災害応急対策を実施するため、必要があると認めるときは、あらかじめ災害時の広域応援に関する協定を締結した他の市町長に対し応援を求めるものとする。 (2) 「消防組織法」第39条に基づき締結された「静岡県消防相互応援協定」に基づき、協定している他の市町長に対し応援を求めるものとする。この場合応援を求められた市町長は、県が行う市町間の調整に留意するとともに必要な応援をするものとする。
関係機関等への協力要請	災害応急対策又は災害復旧を実施するに当たり、当該機関の応援動員のみでは不足する場合には、法第29条の規定に基づき、それぞれ指定地方行政機関の長に対して次の事項を明らかにした上で職員の派遣の要請等をするものとする。 (1) 派遣を要請する理由 (2) 派遣を要請する職員の職種別人員数 (3) 派遣を必要とする期間 (4) 派遣される職員の給与その他の勤務条件 (5) その他職員の派遣について必要な事項 法第30条の規定に基づき、知事に対し、次の事項を明らかにした上で職員の派遣についてあっせんを求めることができる。 ア 派遣のあっせんを求める理由 イ 派遣のあっせんを求める職員の職種別人員数 ウ 派遣を必要とする期間 エ 派遣される職員の給与その他の勤務条件 オ その他職員の派遣のあっせんについて必要な事項
受入体制の確立	(1) すべての応援動員者の作業が効率的に行われるよう、応援動員者の受入体制に支障のないよう措置するものとする。 (2) 応援動員を受ける場合は、応援動員者の作業内容、作業場所、休憩又は宿泊場所、その他作業に必要な受入体制を積極的に図るとともに、災害応急対策に従事する者の安全の確保に十分に配慮するものとする。 (3) 県及び市は、庁内全体及び各業務担当における受援担当者を設置するとともに、会議室のレイアウトの工夫やテレビ会議の活用等により、応援職員等の執務スペースの確保を行うものとする。その際、感染症対策のため、適切な空間の確保に配慮するものとする。さらに、応援職員等が宿泊場所を確保することが困難な場合に、公共施設の空きスペース、仮設の拠点や車両を設置できる空き地などの確保に配慮するものとする。 (4) 県及び市は、訓練等を通じて、応急対策職員派遣制度を活用した応援職員の受け入れについて、活用方法の習熟、発災時における円滑な活用の促進に努めるものとする。 (5) 市は、あらかじめ人的応援の受け入れに関する受援計画を作成し、応援職員等の受入体制の整備に努めるものとする。

第4節 通信情報計画

この計画は、焼津市、県並びに関係防災機関との通信系統及び市の実施すべき事項を明らかにして情報連絡が円滑に行われるよう措置することを目的とする。なお、事前配備体制及び災害対策本部設置後は、原則としてこの計画によるものとするが、災害が特に非常災害である場合には、当面「第33節 突発的災害に係る応急対策計画」により、情報の収集、伝達を実施するものとする。

基 本 方 針	(1) 県、市間の緊密化 情報の収集及び伝達は、市災害対策本部と中部方面本部、中部方面本部と市災害対策本部各相互のルートの基本として志太消防本部、焼津警察署及び防災関係機関と緊密な連携のもとに行う。 また、情報活動の緊密化のため焼津警察署は、中部方面本部及び市災害対策本部に警察官を派遣するものとし、志太消防本部及び中部方面本部は、市災害対策本部に職員を派遣する。 (2) 報道機関との連携 日本放送協会、静岡放送株式会社、株式会社テレビ静岡、株式会社静岡朝日テレビ、株式会社静岡第一テレビ及び静岡エフエム放送株式会社は、あらかじめ県と締結した災害時における放送要請に関する協定に基づき、正確・迅速な情報の伝達を行う。 (3) 情報活動の迅速的確化 災害応急対策を迅速かつ効果的に実施するため、あらかじめ収集及び伝達すべき情報について、その種類、優先順位、取扱い部局等を県の「大規模地震に関する情報及び広報活動実施要領」（以下「情報広報実施要領」という。）に定める。 (4) 県災害対策本部との連携 ア 県災害対策本部に対する報告、要請等は災害対策本部において取りまとめて実施する。 イ 県に災害現地対策本部が設置された場合には、市災害対策本部は当該現地対策本部との連携を図る。 (5) 防災関係機関相互の連携体制の構築 県、市及び防災関係機関は、情報の共有化を図るため、各機関が横断的に共有すべき防災情報を総合防災情報システム（SOBO-WEB）に集約できるよう努めるものとする。 (6) 情報伝達体制の確保 県、市、放送事業者等は、災害に関する情報及び被災者に対する生活情報を大規模停電時を含め常に伝達できるよう、その体制及び施設・設備の整備を図るものとする。
------------------	--

1 気象予報、警報等収集体制及び周知方法

区 分	内 容
気象、地象及び水象に関する情報の受理、伝達、周知	(1) 県(災害対策本部)から通知される気象等情報の受理は、市災害対策本部（災害対策本部設置前においては、市警戒本部、もしくは防災担当課）において受理する。 (2) 市は、気象、地象、地動及び水象（以下この節において「気象等」という。）に関する情報について関係機関から積極的に収集する。 (3) 気象等情報は、必要に応じて同時通報用無線、広報車等を活用して、住民等に対して周知するものとする。 (4) 気象注意報、警報等の種類及び発表基準は、資料編（共通対策）3-4-1のとおり。 (5) 水防予警報の収集及び伝達については「風水害対策編」の定めるところによる。 (6) 災害の発生する恐れがある異常な現象（著しく異常な気象現象、例えば竜巻、強い降雷等、頻発地震、異常潮位、異常波浪等）を発見した者は、その概況を遅滞なく市又は焼津警察署に通報するものとする。

区 分	内 容												
災害応急活動に関する情報の収集及び伝達	(1) 収集及び伝達すべき情報の主なものは次のとおりであり、種類、優先順位、取扱い課等を県に準じあらかじめ定めておくものとする。 なお、災害発生直後においては、災害の規模の把握のため必要な情報の収集に特に留意する。 (2) 地域派遣市職員、消防団員、自主防災組織の構成員等のうちから地域における情報の収集・伝達責任者をあらかじめ定め迅速、的確な情報の収集に当たるものとする。 (3) 危険の切迫性に依りて指示等の伝達文の内容を工夫すると共に、避難情報等については、災害情報共有システム（Ｌアラート）の活用など住民の積極的な避難行動の喚起に努めるものとする。 ア 被害状況 イ 避難の指示又は警戒区域設定状況 ウ 生活必需物資の在庫及び供給状況 エ 物資の価格、役務の対価動向 オ 金銭債務処理状況及び金融動向 カ 避難所の設置状況及び避難生活状況 キ 火災の発生状況及び延焼拡大状況 ク ガス、危険物の漏洩及びその他二次災害要因 ケ 医療救護所の設置状況並びに医療救護施設及び病院の活動状況 コ 応急給水状況 サ 観光客等の状況 シ 避難状況 ス 緊急輸送路等の被害及び復旧状況 セ 人命救助の有無 ソ 自衛隊及び他都市消防機関の支援・展開状況 タ ライフライン施設の被害及び復旧状況 チ その他の各部・班の所管する事項												
防災関係機関による情報収集及び伝達	(1) 気象等情報の収集及び伝達 焼津市災害対策本部から伝達される気象等情報の受理については、受信方法、受領者を別に定め、あらかじめ市に届けるものとする。 (2) 災害応急対策に関する情報の収集及び伝達 収集すべき情報の主なものは次のとおりである。 ア 被害状況 イ 災害応急対策実施状況 ウ 復旧見込み等												
情報収集方法等	災害応急活動に必要な初期情報及び被害の状況等の収集は、防災行政無線、消防無線等を活用して行うほか、次の方法、手段を用いる。特に行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討に必要な情報であるため、焼津警察署の協力に基づき正確な情報の収集に努めるものとする。 <table border="1"> <tr> <td>計測機器による収集</td><td>市に設置した計測震度計により、震度情報の収集を行う。</td></tr> <tr> <td>航空偵察による収集</td><td>大規模災害発災後、必要に応じ、無人航空機、高所監視カメラ等による偵察の活用により被害概況を収集する。</td></tr> <tr> <td>職員派遣による収集</td><td>災害発生後、直ちに職員を地域に派遣し、被害状況及び災害応急対策実施状況等の情報を収集する。</td></tr> <tr> <td>自主防災組織等を通じての収集</td><td>自主防災組織等を通じ、地域の被害状況及び災害応急対策実施状況等の情報を収集する。</td></tr> <tr> <td>参集途上の職員による収集</td><td>勤務時間外において大規模災害が発生した場合には、参集職員から居住地及び参集途上の各地域における被害概況について、情報収集を行う。</td></tr> <tr> <td>防災関係機関からの収集</td><td>防災関係機関から防災相互無線等により被害情報の収集を行う。</td></tr> </table>	計測機器による収集	市に設置した計測震度計により、震度情報の収集を行う。	航空偵察による収集	大規模災害発災後、必要に応じ、無人航空機、高所監視カメラ等による偵察の活用により被害概況を収集する。	職員派遣による収集	災害発生後、直ちに職員を地域に派遣し、被害状況及び災害応急対策実施状況等の情報を収集する。	自主防災組織等を通じての収集	自主防災組織等を通じ、地域の被害状況及び災害応急対策実施状況等の情報を収集する。	参集途上の職員による収集	勤務時間外において大規模災害が発生した場合には、参集職員から居住地及び参集途上の各地域における被害概況について、情報収集を行う。	防災関係機関からの収集	防災関係機関から防災相互無線等により被害情報の収集を行う。
計測機器による収集	市に設置した計測震度計により、震度情報の収集を行う。												
航空偵察による収集	大規模災害発災後、必要に応じ、無人航空機、高所監視カメラ等による偵察の活用により被害概況を収集する。												
職員派遣による収集	災害発生後、直ちに職員を地域に派遣し、被害状況及び災害応急対策実施状況等の情報を収集する。												
自主防災組織等を通じての収集	自主防災組織等を通じ、地域の被害状況及び災害応急対策実施状況等の情報を収集する。												
参集途上の職員による収集	勤務時間外において大規模災害が発生した場合には、参集職員から居住地及び参集途上の各地域における被害概況について、情報収集を行う。												
防災関係機関からの収集	防災関係機関から防災相互無線等により被害情報の収集を行う。												

2 被害状況等の報告

区 分	内 容
市長に対する報告	(1) 市職員は、災害が発生した場合、又は発生が予想される場合は、被害状況報告書により所管事項に係る災害情報及び被害の状況を収集して市長に報告するものとする。 (2) 志太広域事務組合消防長は、災害情報を市長に通知する。 (3) 焼津警察署長は、災害情報を市長に通知する。
知事に対する報告等	(1) 被害速報（随時） 市長は、災害が発生したときから応急措置が完了するまで、資料編（共通対策）3-4-2①に定める「被害程度の認定基準」に基づき、資料編（共通対策）3-4-2②「被害速報（随時）」により県中部方面本部長（中部地域局長）を経て、県災害対策本部長（知事）に報告する。また、被害規模を早期に把握するため、市長は志太消防本部と連携し、119番通報が殺到する状況等の情報を積極的に収集し県中部方面本部長に報告する。ただし、県中部方面本部長に連絡がつかない場合は県災害対策本部長（知事）に、県災害対策本部長（知事）に連絡がつかない場合は内閣総理大臣に報告する。 なお、連絡が付き次第、県災害対策本部長（知事）及び県中部方面本部長にも報告する。 (2) 定時報告 市長は、定められた時間に県中部方面本部長に定時報告をする。市長は可能な限り最新の被害状況を資料編（共通対策）3-4-2③「災害定時及び確定報告書」により把握しておくものとする。 (3) 確定報告 市長は、被害状況確定後すみやかに「災害定時及び確定報告書」により県中部方面本部長を経由して、県災害対策本部長（知事）に文書をもって報告するものとする。 (4) 知事に対する要請 知事に対して要請すべき事項がある場合は、他の各計画に定める必要事項を具備して要請する。 (5) 「情報広報実施要領」に定める情報事項について速やかに県に報告し、又は要請を行うものとする。ただし、県に報告できない場合は、一時的に消防庁へ報告する。また、市の区域内で震度5強以上を記録した場合（被害の有無を問わない。）には、市から直接消防庁へも報告する。なお、連絡が付き次第、県災害対策本部にも報告する。情報及び要請すべき事項の主なものは次のとおりである。 ア 緊急要請事項 イ 被害状況 ウ 市の災害応急対策実施状況 (6) 志太消防本部への通報が殺到した場合及び市の区域内で震度5強以上を記録した場合は、直ちにその状況を県及び直接消防庁へも、迅速性を最優先として可能な限り早く（原則として、覚知後30分以内）、分かる範囲で、報告するものとする。この場合において、消防庁長官から要請があった場合については、市及び志太消防本部は第1報後の報告についても引き続き消防庁に対しても行うものとする。その他の場合についても、消防庁の「火災・災害等即報要領」に基づき対応し、様式1～4により報告する。 (7) 知事に対して要請すべき事項がある場合は、他の各計画に定める必要事項を具備して要請する。 (8) 行方不明者として把握した者が、他の市町に住民登録を行っていることが判明した場合には、当該登録地の市町又は都道府県に連絡するものとする。

区 分	内 容																		
内閣総理大臣に対する報告	（１）法第53条第１項の規定に基づき、市が県に報告できない場合に内閣総理大臣に報告すべき災害は、① 県が災害対策本部を設置した災害、② 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて特に報告の必要があると認められる程度の災害、③ ①又は②に定める災害になるおそれのある災害のいずれかである。ただし、大規模な災害等や社会的影響が大きい災害等が発生した場合には、迅速な情報の収集・伝達に特に留意し、災害等の概要と被害等の状況を把握できる範囲内で第一報を行う。中でも、交通機関、建築物、危険物施設等における事故等により多数の死傷者が発生し又は発生するおそれのある場合には、当該災害等（以下「特定事故災害等」という。）が発生したという旨の伝達を主眼に第一報を行う。把握できる範囲内で第一報を行った後は、被害等の状況（特に死傷者の数）の判明又は災害等の状況の変化にしたがい、逐次、第二報以降の情報の収集・伝達を行うこととする。 なお、内閣総理大臣への報告は、市から消防庁に報告すれば足りるものであり、消防庁が内閣府（内閣総理大臣）へ報告することとされている。また、平成７年の法改正により、中央防災会議へは、内閣総理大臣から通報することとされているところである。 （２）報告は次の基準に該当するものとする。 ア 「災害救助法」の適用基準に合致するもの イ 都道府県又は市町が災害対策本部を設置したもの ウ 災害が２都道府県以上にまたがるもので１の都道府県における被害は軽微であっても、全国的に見た場合に同一災害で多くの被害を生じているもの エ 災害による被害に対して国の特別の財政援助を要するもの オ 「火災・災害等即報要領」で定める「速報基準」に該当するもの カ その他災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて、報告する必要があると認められるもの なお、内閣総理大臣への報告は、報告すべき災害を覚知したとき、原則として、覚知後３０分以内に可能な限り早く、分かる範囲でその第一報を市から消防庁へ報告し、消防庁が内閣府（内閣総理大臣）へ報告するものとする。 （消防庁応急対策室） <table><tr><th colspan="2"></th><th>地域衛星通信ネットワーク</th><th>NTT有線</th></tr><tr><td rowspan="2">平日 （9:30～18:15）</td><td>電話</td><td>61-8-048-500 -90-43414</td><td>03-5253-7527</td></tr><tr><td>FAX</td><td>61-8-048-500 -90-49033</td><td>03-5253-7537</td></tr><tr><td rowspan="2">上記以外 （宿直室）</td><td>電話</td><td>61-8-048-500 -90-49102</td><td>03-5253-7777</td></tr><tr><td>FAX</td><td>61-8-048-500 -90-49036</td><td>03-5253-7553</td></tr></table>			地域衛星通信ネットワーク	NTT有線	平日 （9:30～18:15）	電話	61-8-048-500 -90-43414	03-5253-7527	FAX	61-8-048-500 -90-49033	03-5253-7537	上記以外 （宿直室）	電話	61-8-048-500 -90-49102	03-5253-7777	FAX	61-8-048-500 -90-49036	03-5253-7553
			地域衛星通信ネットワーク	NTT有線															
	平日 （9:30～18:15）	電話	61-8-048-500 -90-43414	03-5253-7527															
		FAX	61-8-048-500 -90-49033	03-5253-7537															
上記以外 （宿直室）	電話	61-8-048-500 -90-49102	03-5253-7777																
	FAX	61-8-048-500 -90-49036	03-5253-7553																
焼津市防災会議に対する報告	必要に応じ被害状況及び応急対策等の措置について、焼津市防災会議に報告するものとする。																		
被害の調査（被災者台帳、り災証明書）	被害状況の調査に当たっては調査担当員を現地に派遣し、関係機関の協力を得て調査を実施するとともに、被災者台帳を整備し、必要があるときは、り災証明書を発行する。																		

3 情報伝達手段及び通信系統

情報の伝達は、次の手段を有効に活用して行う。

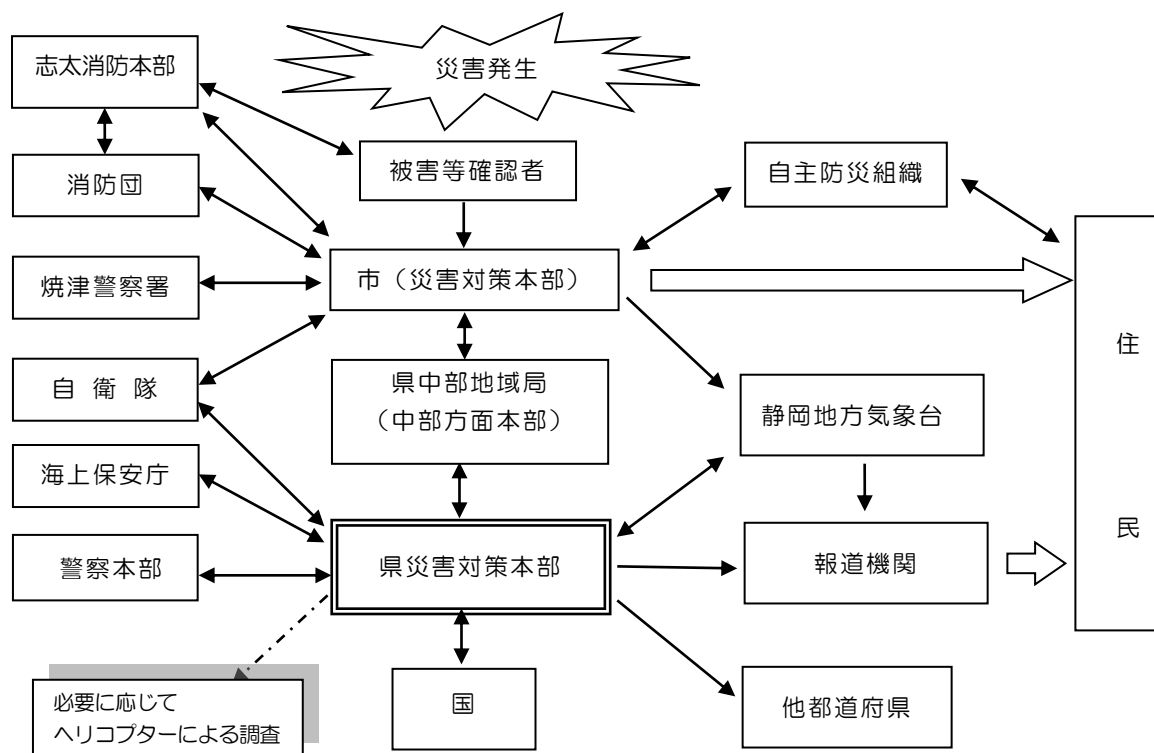
なお、連絡が相互に迅速かつ確実に行えるよう情報伝達ルート多重化及び情報交換のための収集・連絡体制の明確化など、体制の確立に努めるものとする。

災害が発生し、もしくは発生するおそれがある場合における必要な情報の収集、又は通報のため市、県及び関係機関とを結ぶ通信系統は、資料編（共通対策）3-4-3①のとおり。

区 分	内 容
災害時指定電話	(1) 災害時指定電話の指定 市及び防災関係機関は、災害情報通信専用の指定電話を定め、窓口の統一を図る。指定電話には、通信事務従事者を配置する。本部においては、通信班がこれにあたる。 (2) 連絡責任者 市及び防災関係機関は、相互の通信連絡を確保するため、通信事務従事者を配置する。 (3) 市災害対策本部室 市においては、災害情報管理室に災害時指定電話を配置する。通信班は、通信事務従事者として災害情報管理室に待機し、次の業務に従事する。
非常通信の利用	災害時に有線通信回線の利用が不可能な場合、静岡地区非常通信協会無線局加盟機関に依頼し、無線通信施設を優先利用することができる。 利用できる無線局は、資料編（共通対策）3-4-3②のとおりである。
災害時優先電話	西日本電信電話株式会社では災害時に回線が輻そうすることを防止するため、通話の規制を行う。災害時優先電話は、この規制を受けずに優先的に使用できる。
災害時特設公衆電話	公衆用として、市内33箇所に123回線が設置されている。
同時通報用無線の利用	災害が発生し、又は発生のおそれがあるときは、同時通報用無線を活用し市民等に情報を周知する。（資料編（共通対策）2-1-1①）
防災行政無線等の利用	災害の発生により有線の通信回線が利用できなくなったときは、防災行政無線等、防災関係機関の非常無線通信を最大限活用し、非常の際における通信連絡網の確立を図る。（資料編（共通対策）2-1-1②）
アマチュア無線の利用	アマチュア無線局が行う非常通信については平素から密接な連携を保ち、災害時の活用を図る。
その他無線の利用	有線通信が困難な場合は、その他無線として、以下のものが利用可能である。 (1) 地域防災無線 学校、公民館、コミュニティ防災センター及び防災関係機関に配置してある。 （資料編（共通対策）2-1-1④） (2) 消防無線（資料編（共通対策）2-1-1⑤） (3) 簡易無線など
報道機関への協力要請による伝達	広範囲の住民に伝達する場合は、情報を報道機関に提供し、ラジオ、テレビを用いて周知を図る。特に避難情報については、災害情報共有システム（Lアラート）を活用して、迅速かつ的確に情報発信を行う。
自主防災組織を通じての連絡	市が地域内の情報を伝達する場合に活用する。
電気事業者	停電時にインターネット等を使用できない被災者に対する被害情報等の伝達に係る体制の整備に努めるものとする。

区 分	内 容
電気通信事業者	通信の仕組みや代替通信手段の提供等について利用者への周知に努めるとともに、通信障害が発生した場合の被災者に対する情報提供体制の整備を図るものとする。
広報車等の活用	

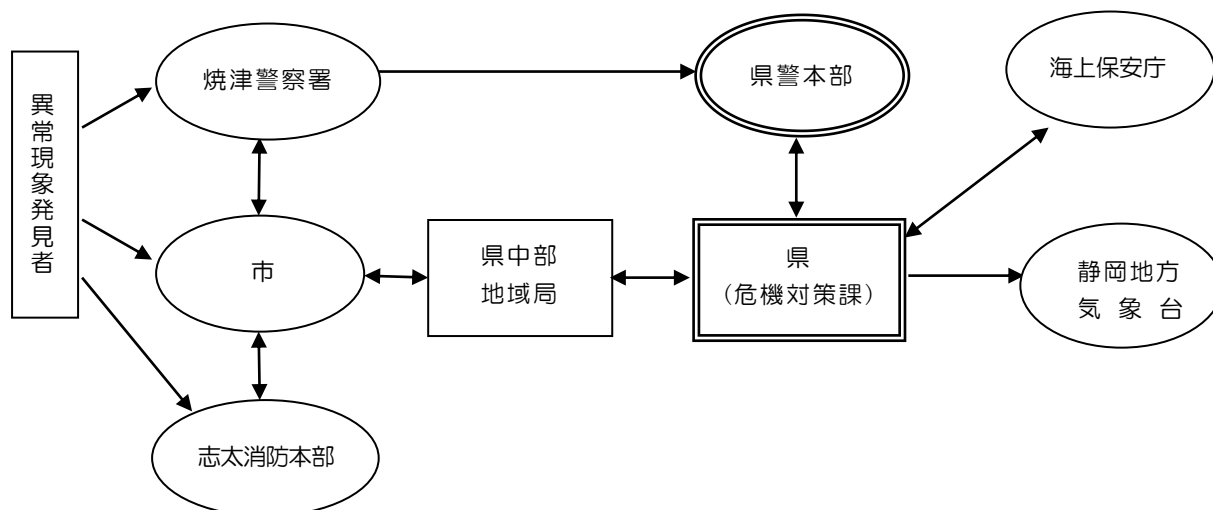
【情報連絡系統図】



4 異常現象発見の通報

災害の発生するおそれがある異常な現象（著しく異常な気象現象、例えば竜巻、強い降雹、頻発地震、異常潮位、異常波浪等）を発見した者は、その概況を遅滞なく通報するものとする。

また、竜巻や強い降雹等を発見した通報を受けた市は、気象庁（0570-015-024）へ通報するものとする。



第5節 災害広報計画

災害時において、市民等に対し必要な情報を提供して民心の安定を図るとともに県、関係各機関及び報道機関との協力体制を定め、広報活動の万全を期することを目的とする。

なお、その際、要配慮者に配慮した広報を行うものとする。

また、市外に避難する被災者に対して、必要な情報等を容易かつ確実に受け取ることができる体制の整備を図るものとする。

県、市及びライフライン事業者は、住民等からの問合せ等に対応する体制について、あらかじめ計画しておくものとする。

1 広報の内容等

区 分	内 容
広 報 事 項	災害初期における各種の混乱防止、被害の実情周知による人心の安定、復興意欲の高揚を図るため、「大規模地震に関する情報及び広報活動実施要領」（以下「情報広報実施要領」という。）等に基づき、避難地及び津波避難場所の住民及びその他の者に対し広報を行うとともに、被災者又は関係者からの家族の消息、医療、救護、交通事情等に関する公的機関における相談業務を必要に応じて実施する。 なお、実施に際しては、報道機関、県、志太消防本部及び防災関係機関との連携を密にして、迅速かつ的確な広報を行うものとする。 広報事項の主なものは次のとおりである。 （１）気象、地象、水象に関する情報 （２）地震発生時の注意事項、特に出火防止、津波及び余震に関する注意の喚起 （３）電気、ガス、水道、電話、鉄道、道路等の被害状況及び復旧見込み （４）医療機関、スーパーマーケット、ガソリンスタンド等の生活関連情報 （５）防災関係機関の対応状況及び復旧見込み （６）人心安定のため市民に対する呼びかけ （７）自主防災組織に対する活動実施要請 （８）その他社会秩序保持のための必要事項
報道機関に対する協力等	（１）報道対応責任者 焼津市災害対策本部が報道機関に対応する場合の総括責任者は行政経営部長とする。 （２）情報発表方法 報道機関に対する正式情報の発表は、必要により焼津市災害対策本部へ参集を依頼し、又は各社（支局）に対して個別に行うものとする。

区 分	内 容		
広報実施方法	災害対策本部の広報及び情報の発表は、報道機関の協力を得て、次の広報媒体を活用して行う。また、停電や通信障害発生時には、情報を得る手段が限られることにも配慮する。		
	印刷媒体	災害記録写真グラフ等、ポスター、チラシ類	
	視聴覚媒体	ラジオ	NHK、SBS（静岡放送）、 K・MIX（静岡エフエム放送）
		テレビ	NHK、SBS（静岡放送）、SUT（テレビ静岡）、 SATV（静岡朝日テレビ）、SDT（静岡第一テレビ）
		同時通報用無線、防災行政無線（戸別受信機を含む。）、インターネット（市の公式ホームページ、市の公式LINE等）、ケーブルテレビ、コミュニティFM、携帯電話（やいづ防災メール、緊急速報メール）等の活用を図り、災害情報を被災者等へ速やかに伝達する手段の確保に努める。 地域住民等に対する災害時の情報伝達手段として、災害時情報共有システム（Lアラート）を介したメディアの活用を図る。	
		広報車による広報	必要に応じ、車両を用いて実施する。
その他	自主防災組織を通じての連絡		
県との連携	（１）県から広報の要請を受けた場合、報道機関等の協力を得てこれを実施するものとする。 （２）県に対して広報の要請を行う場合は、広報文案を添えて行う。		
被災者の安否に関する情報の提供等	市は、消防庁が運用する武力攻撃事態等における安否情報収集・提供システム（以下「安否情報システム」という。）等を利用した安否情報の収集、整理及び提供を可能とする体制を整備するように努めるものとする。 また、被災者の人命救助活動を迅速・円滑に実施するため、別に定めた方針（資料編（共通対策）３－５－１）に基づき県及び警察等と連携し、安否不明者、行方不明者及び死亡者の氏名等について公表する。		
外部機関との連携等	（１）焼津市災害対策本部は、外部機関から災害対策に関する事項について、市の広報媒体の活用により広報を依頼された場合は、これを受領しその広報に必要な媒体を活用する。 （２）市以外の広報媒体を利用しなければならないときは、その都度関係機関と協議する。 （３）焼津市災害対策本部が災害記録を収集しようとする場合は、報道機関が撮影したものについて提供を依頼する。		

2 経費負担区分

区 分	内 容
広報媒体活用の場合	ラジオ放送及びテレビ放送を活用する場合の経費は、放送依頼時においてその都度協議して定める。
外部機関からの広報事項の受領	焼津市災害対策本部は、外部機関から災害対策に関する事項について、市の広報媒体の活用により広報を依頼された場合は、これを受領しその広報に必要な媒体を活用するものとする。市以外の広報媒体を利用しなければならないときは、その都度関係機関と協議するものとする。
報道機関から収集する災害記録写真	報道機関から収集する場合に要する経費は、市が負担するものとする。

3 住民が災害応急対策上必要な情報を入手する方法

住民等は、各人がそれぞれ情報を正確に把握し適切な行動及び防災活動を行うよう努めるものとする。情報源とその主な情報内容は次のとおりである。

情 報 源	情 報 内 容
ラジオ、テレビ、インターネット	地震情報等、交通機関運行状況等
同時通報用無線、インターネット（市の公式ホームページ、市の公式LINE等）、コミュニティFM、CATV、広報車、防災ラジオ、携帯電話等（やいづ防災メール、緊急速報メール）	主として市域内の情報、指示、指導等
自主防災組織を通じての連絡	主として市災害対策本部からの指示、指導、救助措置等
サイレン、半鐘	津波警報、火災の発生の通報

第6節 災害救助法の適用計画

この計画は、「災害救助法」に基づく救助の円滑な実施を図り、もってその万全を期することを目的とする。

1 災害救助法の適用基準

「災害救助法」の適用基準は、「災害救助法施行令」第1条に定めるところによるが、市において具体的に「災害救助法」適用の対象となる程度の災害は、次のいずれかに該当する災害とする。

（資料編（共通対策）3－6－1）

適用基準	（1）市区域内において、100世帯以上の住家が滅失したとき （2）県の区域内において、2,500世帯以上の住家が滅失した場合であって、市の区域内の人口に応じ、上記(1)の半数以上の世帯の住家が滅失したとき （3）県の区域内において、12,000世帯以上の住家が滅失した場合、又は当該災害が隔絶した地域に発生したものである等、り災者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合であって、多数の世帯の住家が滅失したとき （4）多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じたとき
------	---

2 被害世帯の算定基準

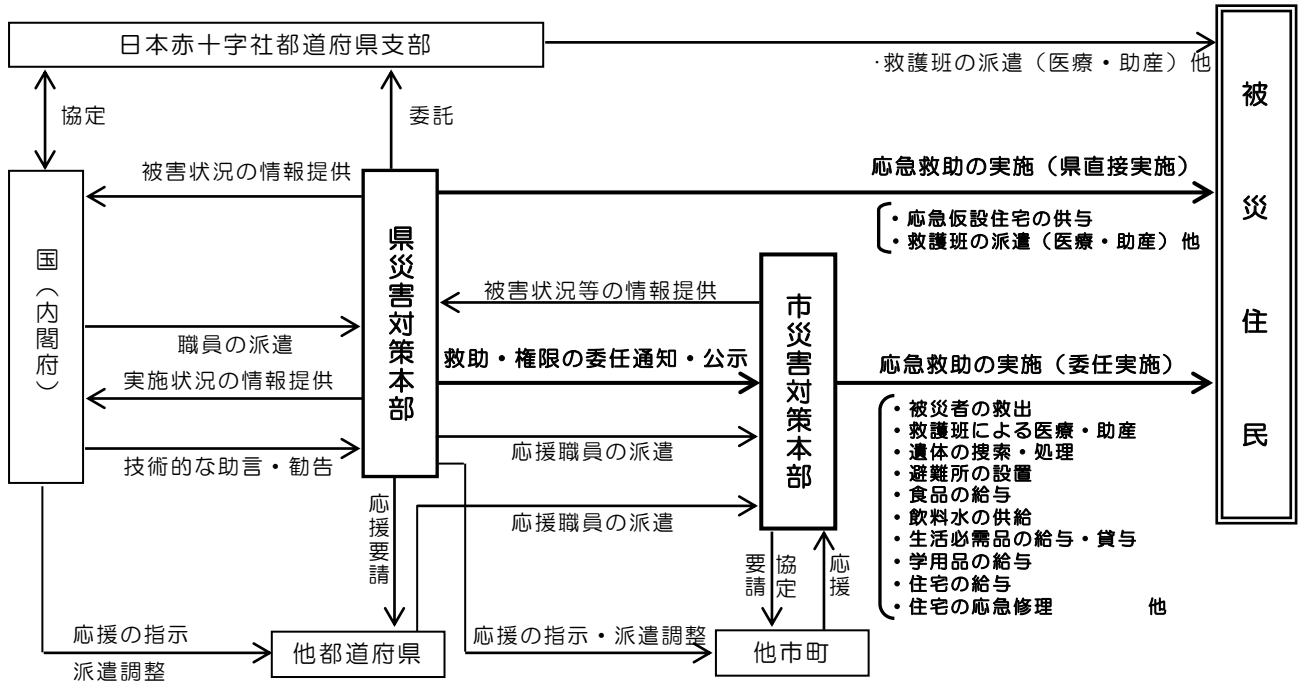
区 分	内 容
被害世帯の算定	（1）前記1の(1)～(3)に規定する住家が滅失した世帯の算定に当たっては、住家が半壊し、又は半焼する等著しく損傷した世帯は2世帯をもって、床上浸水、土砂のたい積等により一時的に居住することができない状態となった世帯は3世帯をもって、それぞれ住家の滅失した1世帯とみなす。

区 分	内 容	
住宅の滅失等の認定	(1) 滅失（全壊・全焼・流失） 住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもの。具体的には、次のいずれかに該当するものとする。 ア 住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のも イ 住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のも (2) 半壊・半焼 住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のも。具体的には、次のいずれかに該当するものとする。 ア 損壊部分がその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの イ 住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもの (3) 住家が床上浸水、土砂のたい積等により一時的に居住できない状態となったもの ア 上記ア、イに該当しない場合であって、浸水がその住家の床上に達した程度のも イ 土砂、竹木等のたい積等により一時的に居住することができないもの	
世帯及び住家の単位	世帯	生計を一にしている実際の生活単位をいう。
	住家	現実に居住のため使用している建物をいう。ただし、耐火構造のアパート等で居住の用に供している部屋が遮断、独立しており、日常生活に必要な設備を有しているもの等については、それぞれをもって1住家として取り扱う。

3 災害救助法の適用手続

区 分	内 容
市の報告	市は、市の区域内に災害が発生したときは、速やかに当該災害の状況及びこれに対してとった措置の概要を中部地域局長を経由して、県（知事）に報告しなければならない。
県における適用手続	(1) 知事は市からの報告又は要請に基づき、「災害救助法」を適用する必要があると認めたときは、「災害救助法」の適用等について内閣総理大臣に報告するとともに、市及び県関係部局に通知するものとする。 (2) 「災害救助法」を適用したときは、速やかに公示を行う。

【災害救助法による応急救助の実施概念図】



4 災害救助法事務

災害に際し、市における被害が、前記「災害救助法」の適用基準のいずれかに該当している場合、次に掲げる応急救助事務について、知事からその事務の内容及び期間について通知を受ける。

応急救助事務 内容	(1) 避難所の設置 (2) 炊き出し、その他による食品の給与 (3) 飲料水の供給 (4) 被服、寝具、その他生活必需品の給与又は貸与 (5) 医療 (6) 助産 (7) 被災者の救出 (8) 被災した住宅の応急修理 (9) 学用品の給与 (10) 埋葬 (11) 死体の搜索 (12) 死体の処理 (13) 障害物の除去
--------------	--

5 費用限度額

費用限度額は、資料編（共通対策）3-6-5のとおり。

6 一時繰替支弁（災害救助法第44条）

市は、救助に要する費用を県が支弁する暇がない場合は、一時繰替支弁する。

7 災害救助法適用外の災害

災害救助法が適用されない災害の場合には、被災状況により市長の責任において救助を実施する。

第7節 避難救出計画

1 避難誘導

災害から住民の安全を確保するため、市長は防災関係機関と連携し、避難指示、誘導等必要な措置を講ずる。

その際、市は、危険の切迫性・地域の特性等に応じて避難情報の伝達文の内容を工夫すること、その対象者を明確にすること、避難情報に対応する警戒レベルを明確にして、対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝達することなどにより、住民の積極的な避難行動の喚起に努める。特に、高齢者や障害のある人等、避難行動に時間を要する要配慮者が迅速に避難できるよう、高齢者等避難の伝達を行うなど、自らが定めるマニュアル・計画に沿った避難支援に努める。

地震災害発生時においては、山・がけ崩れ及び延焼火災の危険予想地域の住民等は、的確に状況を把握し、安全で効率的な避難活動を行う必要がある。また、危険予想地域外においても、建物倒壊その他の要因により、避難が必要となる場合がある。このため、県及び市は適切な措置を講じ、住民等の生命、身体の安全確保に努める。

住民は、避難情報が出されなくても、「自らの命は自らが守る」という考え方の下に、自ら警戒レベル相当情報等を確認し避難の必要性を判断すると共に、身の危険を感じたら躊躇なく自発的に避難する。

なお、地震災害発生時においては、避難の際は、自らの身の安全を確保しつつ、可能な限り出火防止措置を施すとともに、地域の防災活動に参加することを啓発するものとする。

(1) 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保

市長は、住民の生命又は身体を災害から保護し、及び被害の拡大を防止するため特に必要があると認める場合は、避難情報を発令する。住民が自らの判断で避難行動をとることができるよう、避難情報は、災害種別ごとに避難行動が必要な地域を示して発令するとともに、避難情報に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝達する。

また、市は、避難指示等の発令に当たり、必要に応じて気象防災アドバイザー等の専門家の技術的な助言等を活用し、適切に判断を行うものとする。

ア 避難情報により立退き避難が必要な住民等に求める行動

警戒レベル	行動を住民等に促す情報	住民が自ら行動をとる際の判断に参考となる情報（警戒レベル相当情報）	住民等がとるべき行動
警戒レベル1	早期注意情報（警報級の可能性）※1（気象庁が発表）		防災気象情報等の最新情報に注意するなど、災害への心構えを高める。
警戒レベル2	大雨注意報・洪水注意報・高潮注意報（警報に切り替える可能性に言及されていないもの）（気象庁が発表）	氾濫注意情報 洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）（注意） 土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）（注意）	ハザードマップ等により自宅・施設等の災害リスク、避難場所や避難経路、避難のタイミング等を再確認するとともに、避難情報の把握手段を再確認・注意するなど、避難に備え自らの避難行動を確認する。

警戒レベル3	高齢者等避難（市長が発令）	氾濫警戒情報 洪水警報 洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）（警戒） 大雨警報（土砂災害） 土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）（警戒） 高潮注意報（警報に切り替える可能性が高い旨に言及されているもの）※2	危険な場所から高齢者等避難 （ア）高齢者等は危険な場所から避難（立退き避難又は屋内安全確保）する。 （イ）高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、地域の状況に応じ、早めの避難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。
警戒レベル4	避難指示（市長が発令）	氾濫危険情報 洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）（危険） 土砂災害警戒情報 土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）（危険） 高潮特別警報※3 高潮警報※3	危険な場所から全員避難 （ア）安全な場所にいる人は、避難する必要はない。 （イ）避難場所への立退き避難に限らず、知人・友人宅をはじめとした「近隣の安全な場所」への避難や、自宅・施設等の浸水しない上階への避難（垂直避難）、自宅・施設等の浸水しない上層階に留まる（退避）等により「屋内安全確保」を行う。
警戒レベル5	緊急安全確保（市長が発令）	氾濫発生情報 （大雨特別警報（浸水害））※4 （大雨特別警報（土砂災害））※4 洪水キキクル（洪水警報の危険度分布）（災害切迫） 土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）（災害切迫） 浸水キキクル（大雨警報（浸水害）の危険度分布）（災害切迫） 高潮氾濫発生情報※5	命の危険 直ちに安全確保 避難場所へ立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。 ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとったとしても身の安全を確保できるとは限らないことに留意する。

注1 津波災害は、危険区域からの一刻も早い避難が必要であることから、「高齢者等避難」は発令せず、基本的には「避難指示」のみ発令する。

注2 市長は、住民に対して避難情報を発令するに当たり、対象地域の適切な設定等に留意するとともに、避難指示及び緊急安全確保を夜間に発令する可能性がある場合には、避難行動をとりやすい時間帯における高齢者等避難の発令に努める。

注3 市長が発令する避難情報は、市が総合的に判断して発令するものであることから、警戒レベル相当情報が出されたとしても発令されないことがある。

注4 土砂キキクル（大雨警報（土砂災害）の危険度分布）、県が提供する土砂災害危険度をより詳しく示した情報をまとめて「土砂災害に関するメッシュ情報」と呼ぶ。

注5 ※1の「早期注意情報（警報級の可能性）」は、5日先までの警報級の現象の可能性が[高]、[中]の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って天気予報の対象地域と同じ発表単位（東部、中部など）で、2日先から5日先にかけては日単位で週間天気予報の対象地域と同じ発表単位（静岡県）で発表される。大雨に関して、[高]又は[中]が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。

注6 ※2について、暴風警報が発表されている際の高潮警報に切り替える可能性が高い注意報は、避難が必要とされる警戒レベル4に相当する。

- 注7 ※3の高潮警報は、台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表され、危険な場所からの避難が必要とされるため、また、高潮特別警報は、台風や低気圧等による海面の上昇が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表されるため、両方が警戒レベル4相当情報に位置付けられている。
- 注8 ※4の大雨特別警報は、洪水や土砂の発生情報ではないものの、災害が既に発生している蓋然性が極めて高い情報として、警戒レベル5相当情報〔洪水〕や警戒レベル5相当情報〔土砂災害〕として運用する。ただし、市長は警戒レベル5の緊急安全確保の発令基準としては用いない。
- 注9 ※5の高潮氾濫発生情報は、水位周知海岸において知事が発表する情報である。台風に伴う高潮の潮位上昇は短時間に急激に起こるため、潮位が上昇してから行動しては安全に立退き避難ができないおそれがある。

イ 実施者

(ア) 緊急安全確保、避難指示

- a 市長は、住民の生命又は身体を災害から保護し、及び災害の拡大を防止するため特に必要があると認める場合は、避難のための立退きを指示する。また、避難のための立退きを行うことより、かえって人の生命又は身体に危険が及びおそれがあると認めるときは、地域の居住者等に対し、屋内での待避その他の屋内における避難のための安全確保に関する措置を指示する。これらの措置を講じた場合は、速やかに知事に報告する。
- さらに、避難のための立退きを指示しようとする場合等において、必要があると認めるときは、指定行政機関の長・指定地方行政機関の長・知事に対し、指示に関する事項について、助言を求めるとし、迅速に対応できるよう、あらかじめ連絡調整窓口、連絡の方法を取り決め、連絡先の共有を徹底しておくなど、必要な準備を整えておく。
- また、躊躇なく避難情報を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努める。
- 助言を求められた指定行政機関の長・指定地方行政機関の長・知事は、避難指示の対象地域、判断時期等、所掌事務に関し、必要な助言を行う。これら避難情報の解除に当たっては、十分に安全性の確認に努める。
- 知事は、市が事務の全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、避難のための立退きの指示に関する措置の全部又は一部を市長に代わって行う（法第60条）。なお、市長以外の指示権者、根拠規定については資料編（共通対策）3-7-1のとおりである。
- b 知事又はその命を受けた職員は、洪水、津波又は高潮、地すべりにより著しい危険が切迫していると認められるときは、避難のための立退きを指示することができる（水防法第29条、地すべり等防止法第25条）。
- c 警察官、海上保安官は、市長による避難の指示ができないと認めるとき、又は、市長から要求があったときは、避難のための立退きを指示することができる（法第61条）。
- d 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害の状況により特に急を要する場合で、警察官がその現場にいない場合に限り、避難等の措置を講ずる（自衛隊法第94条）。
- e 水防管理者は、洪水、津波又は高潮により著しい危険が切迫していると認められるときは、避難のための立退きを指示することができる（水防法第29条）。
- f 市長は、避難のための立退きを指示する場合等において、その通信のため特別の必要があるときは、電気通信設備を優先的に利用し、又はインターネットを利用した情報の提供を行うことを当該事業者等に求める。
- g 市長は、避難行動要支援者の避難行動支援に関する全体計画等に基づき、避難行動要支援者への避難指示を実施する。

(イ) 「高齢者等避難」の発令・伝達

市長は、避難行動要支援者については、避難行動に時間を要することを踏まえ、「避難情報の判断・伝達マニュアル」等に基づき、「高齢者等避難」を発令・伝達する。

（２）住民への周知

市長等は、避難指示等の実施に当たっては、対象となる地域名、避難先、避難理由等を明示し、防災行政無線（同報系、戸別受信機を含む。）、広報車、Ｌアラート（災害情報共有システム）、やいづ防災メール、緊急速報メール等により周知徹底を図る。周知に当たっては、避難行動要支援者に配慮するものとする。

（３）避難者の誘導等

ア 市

住民の避難誘導に際し、自主防災組織等の避難誘導のもとに、子ども、高齢者、病人等の保護を優先するなど要配慮者に特に配慮した避難誘導を実施するものとする。また、避難時の混乱防止及び円滑な避難誘導を実施するため、警察署、自衛隊、海上保安部等と相互に密接な連絡をとるとともに必要に応じ出動を求めるものとする。

併せて、市は、避難誘導に当たっては、避難場所及び避難路や避難先、災害危険箇所等（浸水想定区域、土砂災害警戒区域等の存在等）の所在、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努めるものとする。

イ 学校、病院等の施設管理者

学校、病院、社会福祉施設等、多数の者が利用する施設の管理者は、施設内の利用者等を安全に避難させるため、避難誘導を行う。

ウ 避難路の確保

県、県警察、市及び道路管理者は、住民の安全のために避難路の確保に努める。

（４）警戒区域の設定

ア 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるとき、市長は、警戒区域を設定し、災害応急対策に従事する者以外の者に対して当該地域への立入りを制限し、もしくは禁止し、又は当該地域からの退去を命ずることができる。

イ 警察官、海上保安官又は自衛官は法第63条第2項、第3項の規定により市長の職権を行うことができる。警戒区域を設定した場合、警察官、海上保安官又は自衛官は、直ちにその旨を市長に通知する。

ウ 知事は、市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなった場合には、法第73条第1項の規定により市長に代わって警戒区域の設定、立入りの制限、退去命令などを実施しなければならない。

2 被災者の救助

（１）基本方針

救出を必要とする負傷者等（以下「負傷者等」という。）に対する救出活動は、市長が行うことを原則とする。

市は、被災者の人命救助活動を迅速・円滑に実施するため、別に定めた方針（資料編（共通対策）３－５－１）に基づき、安否不明者、行方不明者及び死亡者の氏名等について公表する。

市は、当該市の区域内における関係機関による救出活動について、必要に応じて現地合同調整所を設置するなど、総合調整を行う。

自主防災組織、事業所等及び市民は、地域における相互扶助による救出活動を行う。

自衛隊の救出活動は「第27節 自衛隊派遣要請の要求計画」の定めるところにより行う。

救出・救助活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。

(2) 実施主体と実施内容

実施主体	内 容
市	(1) 平素より救出資材の配備、救急車の整備充実、救急薬品など救急資材の配備などについても十分検討し、準備を整えておく。 (2) 職員を動員し負傷者等を救出する。 (3) 市長は、隣保互助の精神を訴え、住民及び企業、団体等にある自警団、奉仕団、救助隊に対し救助活動に積極的に協力するよう呼びかける。 (4) 重傷者を安全な地域や病院まで空輸し、又は火に包囲されて脱出できない人々を空から救助するなど、ヘリコプター使用による救助活動計画を十分検討し、事前に樹立しておく。 (5) 市長は、自ら負傷者等の救出活動を実施することが困難な場合、次の事項を示して知事に対し救出活動の実施を要請する。また必要に応じ民間団体の協力を求める。 ア 応援を必要とする理由 イ 応援を必要とする人員、資機材等 ウ 応援を必要とする場所 エ 応援を必要とする期間 オ その他周囲の状況等応援に関する必要事項
自主防災組織、事業所等	自主防災組織及び事業所の防災組織は、次により自主的に救出活動を行うものとする。 (1) 組織内の被害状況を調査し、負傷者等の早期発見に努める。 (2) 救出活動用資機材を活用し組織的救助活動に努める。 (3) 自主防災組織と事業所等の防災組織は、相互に連携をとって地域における救出活動を行う。 (4) 自主救出活動が困難な場合は、消防機関、警察又は海上保安部等に連絡し早期救出を図る。 (5) 救出活動を行うときは、可能な限り市、消防機関、警察、海上保安部と連絡をとりその指導を受けるものとする。
自衛隊	県要請に基づき救出活動を実施する。

3 避難地への避難誘導・運営

区分	内 容
避難地への市職員等の配置	市が設定した避難地には、避難誘導、情報伝達、応急救護のため市職員（消防職員、消防団員を含む。）を配置する。また、必要により警察官の配置を要請する。
地震災害発生時における避難方法	災害の状況により異なるが原則として次により避難する。 (1) 要避難地区で避難を要する場合 ア 火災が発生し、広範囲に延焼するおそれがある地域 ア) 火災が延焼拡大し近隣住民等による消火が不可能になった場合、住民等は協力してあらかじめ定めた集合場所へ集合する。 (イ) 自主防災組織及び事業所等の防災組織（以下「自主防災組織等」という。）は、集合場所を中心に組織をあげて消火・救出・救護・情報活動を行う。 (ロ) 住民等は、集合場所の周辺地区の災害が拡大し危険が予想されるときは、自主防災組織等の単位ごとに可能な限り集団避難方法により一次避難地又は広域避難地へ避難する。 (ハ) 一次避難地へ避難した住民等は、当該一次避難地に危険が迫ったときは、自主防災組織等の単位ごとに市職員、警察官、海上保安官又は自衛官の誘

	導のもとに、幹線避難路を経て広域避難地へ避難する。
地震災害発生時における避難方法	イ 山・がけ崩れ危険予想地域の住民は、出火防止措置を講じた後、直ちに自主的に安全な場所へ避難する。 (2) その他の区域で避難を要する場合 ア 住民等は、災害が拡大し危険が予想されるときは、出火防止措置をとった後、自宅周辺の安全な場所等へ自主的に避難する。
幹線避難路の確保	市は、職員の派遣及び警察官・自主防災組織等の協力により幹線避難路上にある障害物の排除に努め、避難の円滑化を図るものとする。
避難地における業務	(1) 要請等により避難地に配置された市職員等は自主防災組織等の協力を得て次の事項を実施する。 ア 火災等の危険の状況に関する情報の収集 イ 地震等に関する情報の伝達 ウ 避難者の把握（避難者数、避難者氏名、性別、年齢、住所、連絡先等） エ 必要な応急救護 オ 状況に応じ、避難者への帰宅の指示、保護者への引き渡し又は避難所への移動 (2) 市が設定した避難地を所有し又は管理する者は、避難地の開設及び避難者に対する応急救護に協力するものとする。

4 避難所の開設・運営等

市長は、災害が発生し、家屋の浸水、損壊、流失により避難を必要とする住民等を臨時に受け入れることのできる避難所を開設し、居住の確保、食料、衣料、医薬品、保健医療サービスの提供、生活環境の整備に必要な措置を講ずるとともに、市が設置した避難所以外に滞在する被災者に対しても、食料等必要な物資の配布、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、正確な情報の伝達等により、生活環境の確保が図られるよう努める。

市は、在宅避難者等の支援拠点が設置された場合は、利用者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を支援のための拠点の利用者に対しても提供するものとする。

市は、車中泊避難を行うためのスペースが設置された場合は、車中泊避難を行うためのスペースの避難者数、食料等の必要な物資数等を集約し、必要に応じ物資の補充等の支援を行うものとし、被災者支援に係る情報を車中泊避難の避難者に対しても提供するものとする。この際、車中泊避難の早期解消に向け、必要な支援の実施等に配慮するよう努めるものとする。

(1) 避難所の開設

市は、避難が必要と判断した場合は、安全な避難所を指定し、周知するとともに、速やかに管理するための責任者を派遣し、災害の規模に応じて、必要な避難所を可能な限り当初から開設する。（資料編（共通対策）3-7-4①）また、必要に応じて、福祉避難所を開設するものとする。（資料編（共通対策）3-7-4②）ただし、緊急を要する場合で、職員の派遣が困難な場合は、あらかじめ協議した自主防災組織の役員や施設の管理者を開設者とすることができる。避難所の安全の確保と秩序維持のため、必要により警察官の派遣を要請する。

また、避難所に適する施設のない地域、避難所が使用不能となった場合又は被災者が多数のため避難所に避難しきれなくなった場合には、公園、広場を利用して、野外に建物を仮設したり、天幕を設営するなどの措置をとる。この場合、仮設に要する資機材については、平素より調達可能数を把握確認しておく。

市は、避難所を開設する場合には、あらかじめ施設の安全性を確認するとともに、避難所だけでは施設が量的に不足する場合には、国や独立行政法人等が所有する研修施設、ホテル、旅館等の活用も含め、可能な限り多くの避難所を開設し、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して周知するよう努めるものとする。また、要配慮者に配慮し、被災地以外の地域にあるものも含め、ホテル、旅館等を実質的に福祉避難所として開設するよう努める。

避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に避難所を設置・維持することの適否を検討する。

市は、避難所を開設した場合に関係機関等による支援が円滑に講じられるよう、避難所の開設状況等を適切に県に報告するよう努めるとともに、特定の避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、ホームページやアプリケーション等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する等、避難の円滑化に努めるものとする。

(2) 避難所の管理、運営

市は、施設管理者等の協力を得て、避難所を管理、運営する。

ア 避難受入れの対象者

- (ア) 災害によって現に被害を受けた者
 - a 住家が被害を受け居住の場所を失った者であること
 - b 現に災害を受けた者であること
- (イ) 災害によって現に被害を受けるおそれがある者
 - a 避難指示が発せられた場合
 - b 避難指示は発せられていないが、緊急に避難することが必要である場合
- (ウ) その他避難が必要と認められる場合

イ 避難所の管理、運営の留意点

市は、避難者による自主的な運営を促すとともに、次の事項に留意して、避難所の円滑な管理、運営に努める。

- (ア) 避難所ごとに受入避難者に係る情報の早期把握及び自宅、テント、車等避難所外で生活している被災者等に係る情報の把握並びに県への報告
- (イ) 混乱防止のための避難者心得の掲示、流言飛語の流布防止、不安解消のための正しい情報の案内
- (ウ) 応急対策の実施状況・予定等の情報の掲示
- (エ) 避難所開設当初からパーテーション等や段ボールベッド等の簡易ベッドの設置
- (オ) 避難者に不平不満が生じないようにするための適切迅速な給食、給水、その他当面必要とされる物資の配給及びトイレ設置の状況等の把握
- (カ) 避難行動要支援者への配慮
- (キ) 避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、入浴施設設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、保健師等による巡回の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、ごみ処理の状況等及び避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、栄養バランスのとれた適温の食事や、入浴、洗濯等の生活に必要な水の確保、福祉的な支援の実施等必要な措置の実施
- (ク) 簡易トイレ、トイレカー、トイレトレーラー等のより快適なトイレや災害時シャワーシステム等の設置等、避難所の衛生環境の確保への配慮
- (ケ) 感染症対策のための、避難者の健康管理や避難所の衛生管理、十分な避難スペースの確保、適切な避難所レイアウト等の必要な措置の実施
- (コ) 多言語支援が必要な避難者情報の収集及び当該避難者に対する言語、生活習慣、文化等の違いへの配慮
- (サ) 相談窓口の設置（女性相談員の配置）
- (シ) 高齢者、障害のある人、性的マイノリティ、乳幼児等の要配慮者への配慮
- (ス) 避難所運営組織に男女同数選出する等、男女双方の意見が取り入れられる体制への配慮
- (セ) 男女のニーズの違い等男女双方の視点への配慮
- (ソ) 女性専用の物干し場、更衣室、授乳室の設置や生理用品、女性用下着の女性による配布、男女ペアによる巡回警備や防犯ブザーの配布等による避難所における安全性の確保等、女性や子育て家庭のニーズへの配慮
- (タ) 避難所における女性や子供等に対する性犯罪・性暴力・DVの発生を防止するため、昼夜問わず安心して使用できる場所へのトイレ・更衣室・入浴施設等の配置、照明の増設、性犯罪・性暴力・DVに係る注意喚起のためのポスター掲載等の女性や子供等の安全への配慮及び警察・病院・女性支援団体との連携による相談窓口情報の提供
- (チ) 被災者支援等の観点からペットのためのスペース確保、必要な支援を受けるための県動物保護協会

及び獣医師会等関係機関との連携及び飼い主の周辺への配慮の徹底

- (ツ) 指定管理施設が避難所となっている場合には、指定管理者との間で事前に避難所運営に関する役割分担等を定めるとともに、避難者に過度の負担がかからないよう配慮しつつ、避難者が相互に助け合う自治的な組織が主体的に関与する運営に早期に移行できるよう、その立ち上げを支援するものとする。この際、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意すること
- (テ) 各避難所の運営者とともに、避難所の良好な生活環境の継続的な確保のために、専門家、NPO、ボランティア等との定期的な情報交換を行うこと
- (ト) 被災地において感染症の発生、拡大がみられる場合の防災担当部局と健康福祉担当部局が連携した感染症対策として必要な措置の実施

(3) 地域防災拠点施設

地域防災の拠点となる施設は、資料編（共通対策）3-7-4③のとおり。

(4) 各地域で管理する避難施設

各地域で管理し、災害の発生又は発生のおそれがある場合に地域住民が避難することができる施設は、資料編（共通対策）3-7-4④のとおり。

(5) 避難所の早期解消のための取組等

市は、県と十分に連携し、避難者の健全な居住環境の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供、及び公営住宅や民間賃貸住宅の空家等利用可能な既存住宅のあっせんを行うなど、避難所の早期解消に努める。

また、市は、被災建築物応急危険度判定を迅速に実施し、必要に応じて、住宅事業者の団体と連携し、被災しながらも応急対策をすれば居住を継続できる住宅の応急修繕を推進するとともに、自宅に戻った被災者への物資の安定供給等に努める。

なお、市、県、関係機関が連携して、より効率的・効果的な応急対策に取り組めるよう、避難所に滞在する被災者が早期に日常生活を取り戻すための方策を検討する。

5 災害救助法に基づく実施事項

(1) 避難所の設置

ア 設置基準

(ア) 原則として学校、公民館等既存建物を使用する。

(イ) 既存建物で不足する場合は、野外に仮小屋、天幕等を設営することとする。

イ 費用の限度

資料編（共通対策）3-6-5のとおり。

ウ 実施期間

災害発生の日から7日以内。ただし、知事と協議して必要最小限の期間を延長することができる。

(2) り災者の救出

ア 実施基準

災害のため現に生命、身体が危険な状態にある者、又は生死不明の状態にある者を捜し救出する。

イ 費用の限度

救助に必要な機械器具等の借上代等実費

ウ 実施期間

災害発生の日から3日以内。ただし、知事と協議して、必要最小限度の期間を延長することができる。

6 市長の要請事項

市長は自ら避難、救出を行うことが困難な場合には、下記事項を明らかにした上で知事に応援を要請する。

区 分	内 容	
避難の場合	(1) 避難希望地域 (2) 避難を要する人員 (3) 避難期間	(4) 輸送手段 (5) その他必要事項(災害発生原因)
救出の場合	(1) 救出を要する人員 (2) 周囲の状況(詳細に記入のこと) (3) その他必要事項(災害発生原因)	

県及び市は、大規模な災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し、孤立が想定されるなど地域の地理的条件や過去の災害等を踏まえ、必要とされる食料、飲料水、生活必需品、燃料、ブルーシート、土のう袋その他の物資についてあらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し、それら必要な物資の供給のための計画を定めておくとともに、物資調達・輸送調整等支援システムを活用し、あらかじめ、備蓄物資や物資拠点の登録に努めるものとする。

特に、交通の途絶等により地域が孤立した場合でも食料・飲料水・医薬品等の救援物資の緊急輸送が可能となるよう、無人航空機等の輸送手段の確保に努めるものとする。

県及び市は、平時から、訓練等を通じて、物資の備蓄状況や運送手段の確認を行うとともに、災害協定を締結した民間事業者等の発災時の連絡先、要請手続等の確認を行うよう努めるものとする。

県及び市は、大規模な災害発生のおそれがある場合、事前に物資調達・輸送調整等支援システムを用いて備蓄状況の確認を行うとともに、あらかじめ登録されている物資の輸送拠点を速やかに開設できるよう、物資の輸送拠点の管理者の連絡先や開設手続を関係者間で共有するなど、備蓄物資の提供を含め、速やかな物資支援のための準備に努めるものとする。

7 市長の県管理施設の利用

市長は避難所の開設に際し、当該地域内に避難所として適当な箇所がない場合は、県管理施設の管理者と協議し、施設を使用することができる。

8 避難行動要支援者への支援

市は、被災した避難行動要支援者に対し、被災状況やニーズの把握に努めるとともに、継続した福祉サービスの提供を行う。

(1) 避難行動要支援者の被災状況の把握等

ア 避難行動要支援者の安否確認・避難誘導及び被災状況の把握

(ア) 安否確認・避難誘導

市は、発災時等においては、避難行動要支援者名簿を効果的に利用し、避難支援計画等に基づき、民生委員・児童委員をはじめ地域住民や自主防災組織等の協力を得ながら、在宅要援護高齢者、障害のある人その他の避難行動要支援者について避難支援や迅速な安否確認等が行われるように努める。また、防災担当部局と福祉担当部局との連携の下、避難行動に支援が必要と認められる者の避難誘導の実施に努める。

さらに、市は、被災により保護者を失う等保護が必要となる児童の迅速な発見、保護に努める。

(イ) 被災状況の把握

市は、所管する社会福祉施設等の施設設備、入所者、職員及び福祉関係スタッフ等の被災状況の迅速な把握に努める。

イ 福祉ニーズの把握

市は、被災した避難行動要支援者に対して、居宅、避難所及び応急仮設住宅等において、福祉サービスを組織的・継続的に提供できるよう、相談窓口を設置するなど、福祉ニーズの迅速な把握に努める。

(2) 被災した避難行動要支援者への支援活動

避難誘導、避難所等での生活環境、応急仮設住宅への受入れに当たっては、避難行動要支援者に十分配慮

するものとする。特に、避難所等での健康状態の把握、福祉施設職員等の応援体制、応急仮設住宅への優先的入居、高齢者、障害のある人向け応急仮設住宅の設置等に努めるものとする。

また、情報の提供についても十分配慮する。

ア 在宅福祉サービスの継続的提供

市は、被災した避難行動要支援者に対して、居宅、避難所及び応急仮設住宅において、補装具や日常生活用具の交付、ホームヘルパーの派遣等、在宅福祉サービスの継続的な提供に努める。

その際には、福祉サービス事業者等の支援者と可能な限り連携を図るとともに、避難行動要支援者本人の意思を尊重して対応する。

イ 避難行動要支援者の施設への緊急入所等

県及び市は、被災により、居宅、避難所等では生活できない避難行動要支援者については、本人の意思を尊重した上で、福祉避難所への避難及び社会福祉施設等への緊急一時入所を迅速かつ円滑に行う。

社会福祉施設等は、施設の機能を維持しつつ、可能な限り受け入れるよう努め、入所者が安心して生活を送ることができるよう支援を行う。

9 市外からの避難者の受入れ

大規模な災害が発生し、市外の住民等が本市に避難してきた場合、避難者を一時的に受け入れるものとする。

10 広域避難・広域一時滞在

市は、災害の規模、被災者の避難・収容状況、避難の長期化等に鑑み、市の区域外への広域的な避難及び応急住宅への収容が必要であると判断した場合において、県内他市町への受入れについては当該市町に直接協議し、他の都道府県の市町村への受入れについては県に対し当該地の都道府県との協議を求めるほか、事態に照らし緊急を要すると認めるときは、県に報告した上で自ら他の都道府県内の市町村に協議することができる。

市は、大規模広域災害時に円滑な広域的な避難が可能となるよう、広域一時滞在に係る応援協定を他の地方公共団体と締結するなど、発災時の具体的な避難や受入の方法を定めるよう努めるものとする。また、市は、避難所及び避難場所を指定する際に併せて広域避難の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの避難者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努めるものとする。

市は、大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう、他の地方公共団体との応援協定の締結や、広域避難における居住者等及び広域一時滞在における被災住民の運送の円滑な実施に資するため、運送事業者等との協定の締結等災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努めるものとする。

市は、国、運送事業者等とともに、あらかじめ策定した具体的なオペレーションを定めた計画に基づき、関係者間で適切な役割分担を行った上で、広域避難を実施するよう努めるものとする。

市は、国の特定災害対策本部、非常災害対策本部又は緊急災害対策本部（以下「政府本部」という。）、指定行政機関、公共機関及び事業者とともに、避難者のニーズを十分把握し、相互に連絡をとりあい、放送事業者を含めた関係者間で連携を行うことで、避難者等に役立つ確かな情報を提供できるよう努めるものとする。

区 分		内 容
県内市町への避難	市が被災した場合	(1) 県内他市町への受入れについては、当該市町へ直接協議する。 (2) 広域避難を行う際は、自治会などコミュニティ単位で受入先の避難所に入れるように配慮する。また、避難先の避難所には可能な限り職員を配し、避難者の状況把握に努める。
県内市町への避難	他市町からの避難の受入	(1) 被災市町と協力して避難所の開設・運営等を行う。 (2) 市は、避難場所を指定する際に、広域一時滞在の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの被災者を受け入れることができる施設等をあらかじめ決定しておくよう努める。

区 分		内 容
	県	被災市町から県内他市町への広域避難に関する支援要請があった場合には、被災市町からの避難経路及び避難者見込数などの情報を基に受入可能市町の調査を行い、受入可能市町及び避難者の受入能力（施設数、施設概要等）の助言を行う。
県外への避難	市が被災した場合	（１）他の都道府県への受入れについては、県に対し当該都道府県との協議を求める。 （２）広域避難を行う際は、自治会などコミュニティ単位で受入先の避難所に入れるように配慮する。また、受入市町と協力して、広域避難者に対して必要な情報や支援が提供できる体制の整備に努める。
	県	被災市町から県外への広域避難に関する支援要請があった場合には、都道府県間及び全国知事会の災害時相互応援協定等に基づき協力要請して受入先を確保するとともに、被災者を避難させるための輸送手段の調達等を支援する。

第 8 節 愛玩動物救護計画

災害により、在宅からの退去・避難を余儀なくされた者によるペットの避難場所等における管理及び飼い主と逸れたペットへの対応に支障のないよう市及び飼い主等の実施事項を定める。

区 分		内 容
同行避難動物への対応	市	（１）「人とペットの災害対策ガイドライン」（環境省作成）、「災害時における愛玩動物対策行動指針」、「避難所のペット飼育管理ガイドライン」（県作成）により、避難所におけるペットの取扱い等について、広く住民に周知を行う。 （２）指定緊急避難場所や避難所に家庭動物と同行避難した被災者について、適切に受け入れるとともに、避難所等における家庭動物の受入状況を含む避難状況等の把握に努める。
	飼い主	（１）人とペットが安全に避難するため、また避難所での管理を想定し、日頃からケージ等に慣れさせるとともに基本的なしつけを行う。 （２）日頃からペットの健康管理には注意し、感染症予防ワクチンの定期的な接種や外部寄生虫の駆除を行うことで、ペットの健康、衛生状態を確保しておく。 （３）処方薬（療法食含む）、ペットフード・水（少なくとも５日分、できれば７日以上）、予備の首輪等必要な物資の備蓄を行う。 （４）狂犬病予防法に基づき鑑札及び注射済票を飼い犬に装着しておく。 （５）飼い猫登録した飼い猫については、首輪及び鑑札を装着しておく。 （６）飼い主が避難地へ避難する場合にあっては、飼い主等の身の安全の確保を第一とした上で同行避難（※）に努めるものとする。
放浪動物への対応	市	（１）放浪動物への対応について県と必要な連携を図る。 （２）狂犬病予防法に基づく原簿の整理を行い、管内の犬の飼育状況の把握に努める。 （３）狂犬病予防法に基づき飼い主に交付する鑑札及び注射済票の飼い犬への装着を徹底させるよう啓発を行う。 （４）飼い主からの飼育犬・飼養猫の保護依頼に関し、県に対して必要な協力を求める。 （５）県に保護された犬、猫について、飼い主に関する情報の照会に必要な協力をする。
	飼い主	（１）保護された動物が飼い主のもとに確実に返還されるよう、迷子札等を装着し、飼い主の連絡先等を明らかにする。 （２）放たれた動物による住民の安全や公衆衛生環境の悪化を防ぐため、飼い主が避難地へ避難する場合にあっては、飼い主等の身の安全の確保を第一とした上で、ペットとの同行避難（※）に努めるものとする。

※ 同行避難：災害時に、飼い主が飼育しているペットを同行し、避難地まで安全に避難すること。避難地へ避難後、在宅避難ができないため避難所で生活する飼い主とペットが同居することを意味するものではない。

第9節 食料供給計画

この計画は、災害により日常の食事に支障があるり災者に対し必要な食料品を確保し支給するため、実施事項を定め、食料供給に支障のないよう措置することを目的とする。

なお、時宜を得た物資の調達に留意するとともに、避難所における食物アレルギーを有する者のニーズの把握やアセスメント（情報の評価・分析）の実施、食物アレルギーに配慮した食料の確保等に努め、要配慮者等のニーズの違いに配慮するものとする。

1 実施主体と実施内容

応急食料の確保計画量	県及び市は、別に定める品目ごとの必要量を確保するよう努めるものとする。 大規模な災害が発生した場合には、物資の調達や輸送が平時のようにできないという認識に立って初期の対応に十分な量を確保する。
------------	---

実施主体	内 容
市	（１）非常持出しができない被災住民や旅行者等に対して応急食料を配分する。 （２）応急食料の調達先は、原則としてあらかじめ供給協定を締結した食料保有者とする。これによって調達できないときは、他の食料保有者から調達する。市長は、応急食料の調達が不可能又は困難な場合には、下記事項を明らかにした上で県に調達、又はあっせんを要請する。 ア 調達又はあっせんを必要とする理由 イ 必要な食料の品目及び数量 ウ 引き渡しを受ける場所及び引受責任者 エ 連絡課及び連絡責任者 オ 荷役作業員の派遣の必要の有無 カ 経費負担区分 キ その他参考となる事項 （３）応急食料の配分に当たっては、事前に地域住民に対し広報を行うとともに、自主防災組織の協力を求め公平の維持に努める。 （４）避難所、その他の要所に自主防災組織の協力を得て、炊き出しの施設を設け、又は食品提供事業者の協力を求めて食事の提供を行う。
市民及び自主防災組織	（１）応急食料は家庭及び自主防災組織の備蓄並びに市民相互の助け合いによって可能な限りまかなうものとし、これによってまかなえない場合は市に供給を要請する。 （２）自主防災組織は市が行う応急食料の配分に協力する。 （３）自主防災組織は必要により炊き出しを行う。

2 災害救助法に基づく実施事項

区 分	内 容
食料給与の対象者	(1) 避難所に避難した者 (2) 住家の被害が全焼、全壊、流失、半壊、半焼又は床上浸水等であって、炊事のできない者 (3) 旅館やホテルの宿泊人、一般家庭の来訪客等 (4) 被害を受け現在地に居住することができず、一時縁故先に避難する者で食料品をそう失し、持ち合わせがない者
対象品目	(1) 主食 米、弁当、パン、乾パン、麺類、インスタント食品等の主食 (2) 副食（調味料を含む。）
対象経費	(1) 主食費 ア 米穀販売業者及び農林水産省農産局長から購入した米穀 イ 小売業者及び産業給食提供業者から購入した弁当等 ウ 小売・製造業者等から購入したパン、乾パン、麺類、インスタント食品等 (2) 副食費（調味料を含む。） (3) 燃料費 (4) 雑費 ア 器物（炊飯器、鍋、ヤカン、バケツ等）の使用謝金又は借上料 イ アルミホイル等の包装紙類、茶わん、はし、使いすて食器等の購入費
費用の限度	資料編（共通対策）3－6－5のとおり
実施期間	災害発生の日から7日以内。ただし、期間内に炊出しその他による食品給与を打切ることが困難な場合は、知事と協議して必要最小限の期間の延長をすることができる。

3 応急食料調達給与の方法

区 分	内 容
調達方法	調達は、原則として市において別に定める業者等と協定を交わし、災害時に対処するものとする。（資料編（共通対策）3－9－3①、②）
輸送措置	応急食料の輸送は原則として、当該物資発注先の業者等に依頼するものとするが、輸送が当該食料発注業者等において措置できないときは、「第19節 輸送計画」に基づき措置するものとする。
食料の保管	食料等は、原則として、焼津市総合体育館に保管する。

4 応急食料給与の方法

区 分	内 容
実施者	市において炊き出し等食料品の給与を実施する場合、市長は、市災害対策本部より責任者を指名し、各現場においてそれぞれ現場責任者を置くものとする。責任者は配分の適正円滑を期するため万全の措置を講じ、遺漏なきようするものとする。
給与の方法	責任者は、応急食料の給与に際して実施期間、被災者の実態、施設の状況等を勘案し、炊き出しの実施、パンの給与等適当な方法により実施するものとする。避難所の責任者は、自主防災組織、部屋の責任者の協力により配給する。 (1) 配給品目は主食及び副食とする。 (2) 配給数量は1人1日3食
対象者その他	災害救助法の食品給与の実施基準によるものとする。
炊き出しの実施場所	炊き出しは、避難所内、又はその近くの適当な場所を選び実施する。適当な場所がない場合は、給食機関（資料編（共通対策）3－9－4）に要請する。

5 交通、通信が途絶して市長が知事に調達あっせんを要請できない場合の措置

災害救助法又は国民保護法が発動され、救援を行う場合、「米穀の買入れ・販売等に関する基本要領」に基づき、市長は農林水産省に対して政府所有米穀の緊急引渡しを要請するものとする。

(資料編(共通対策) 3-9-5)

6 災害救助法適用外の災害

市長は、災害救助法が適用されない災害の場合は、前記「災害救助法に基づく実施事項」に準じて対策を実施する。

第10節 衣料、生活必需品、その他の物資及び燃料供給計画

この計画は、災害により物資の販売機構等が混乱し、物資を入手できない被災者に対し、急場をしのぐ程度の衣料、生活必需品その他の物資(以下この節において「物資」という。)及び燃料を確保するため、実施事項を定め、物資の供給に支障のないよう措置することを目的とする。なお、時宜を得た物資の調達に留意するとともに、要配慮者等のニーズや、男女のニーズの違いに配慮するものとする。

1 実施主体と実施内容

物資の確保計画	県及び市は、別に定める品目ごとの必要量を確保するよう努めるものとする。 大規模な災害が発生した場合には、物資の調達や輸送が平時のようにできないという認識に立って初期の対応に十分な量の備蓄をする。
---------	--

実施主体	内 容
市	(1) 非常持出しができない被災住民や旅行者等に対して物資を配分する。 (2) 物資の調達先は、原則としてあらかじめ供給協定を締結した物資保有者とする。これによって調達できないときは、他の物資保有者から調達する。市長は、物資の調達が不可能又は困難な場合には、下記事項を明らかにした上で県に調達、又はあっせんを要請する。 ア 調達又はあっせんを必要とする理由 イ 必要な物資の品目及び数量 ウ 引き渡しを受ける場所及び引受責任者 エ 連絡課及び連絡責任者 オ 荷役作業員の派遣の必要の有無 カ 経費負担区分 キ その他参考となる事項 (3) 物資の配分に当たっては、事前に地域住民に対し広報を行うとともに、自主防災組織の協力を求め公平の維持に努める。 (4) 市は、炊き出しに必要なLP ガス及び器具等の支給又はあっせんを行う。 (5) 市長は、炊き出しに必要とするLP ガス及び器具等の調達ができないときは、次の事項を示して県に調達のあっせんを要請する。 ア 必要なLP ガスの量 イ 必要な器具の種類及び個数
市民及び自主防災組織	(1) 物資は家庭及び自主防災組織の備蓄並びに市民相互の助け合いによって可能な限りまかなうものとし、これによってまかなえない場合は市に供給を要請する。 (2) 自主防災組織は市が行う物資の配分に協力する。 (3) 地域内のLPガス販売業者等の協力を得て、使用可能なLPガス、及び器具等

	を確保するものとする。
日本赤十字社静岡県支部	日本赤十字社静岡県支部が備蓄している非常災害用救援物資を被災者のニーズに応じて、速やかに市を通じ被災者に配分する。

2 災害救助法に基づく実施事項

区 分	内 容
衣料、生活必需品等の給与又は貸与の対象者	住家の全壊、全焼、流失、半壊、半焼又は床上浸水もしくは船舶の遭難等により生活上必要な衣服、寝具、その他日用品等をそう失又はき損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者
対象品目	被服、寝具、身の回り品
	洋服、作業着、下着、毛布、布団、タオル、靴下、サンダル、傘等
	日用品
	石けん、歯みがき、ティッシュペーパー、トイレットペーパー等
	炊事用具、食器
	炊飯器、鍋、包丁、ガス器具、茶わん、皿、はし等
	光熱材料
	マッチ、ＬＰガス等
費用の限度	資料編（共通対策）３－６－５のとおり
給（貸）与の期間	災害発生の日から10日以内。ただし、知事と協議して必要最小限の期間を延長することができる。

3 衣料・生活必需品等調達給（貸）与の方法

区 分	内 容
衣料、生活必需品等の調達の仕方	（１）調達方法 緊急的な生活必需品の確保は、コミュニティ防災センター、防災倉庫等に保管された物資を搬出して確保する。備蓄で不足する物資等は、市が、り災状態、物資の種類、数量等を勘案して、協定業者等により対処するものとする。協定業者は、資料編（共通対策）３－１０－３のとおり。 （２）輸送措置 輸送は、原則として、当該発注先の業者等に依頼するものとするが、当該発注先の業者等において措置できないときは、＜第３章第１９節 輸送計画＞に基づき措置するものとする。
衣料、生活必需品等の給（貸）与の方法	（１）実施者 衣料、生活必需品等の給（貸）与を実施する場合、市長は、市災害対策本部から責任者を指名し、各現場においてそれぞれ現場責任者を置くものとする。責任者は配分の適正円滑を期するため万全の措置を講じ、遺漏なきようするものとする。 （２）給（貸）与の方法 責任者は、衣料、生活必需品等の給（貸）与に際し物資配分計画を作成し実施するものとする。 避難所の責任者は、自主防災組織、部屋の責任者の協力により給（貸）与する。 （３）集積場所 調達した衣料、生活必需品等及び災害援助物資等については、焼津市総合体育館へ集積する。

4 災害救助法適用外の災害

市長は、災害救助法が適用されない災害の場合は、前記「災害救助法に基づく実施事項」に準じて対策を実施する。

第 1 1 節 給水計画

この計画は、災害により現に飲料に適する水を得ることができない者に対し、最小限度必要な量の飲料に適する水を供給するために実施する事項を定め、給水に支障のないように措置することを目的とする。

1 実施主体と実施内容

実施主体	内 容	
市	(1) 飲料水の確保が困難な地域に対し、給水拠点を定め、給水車等により応急給水を行う。その際、高齢者等または傾斜地などで給水場所までの飲料水の運搬作業が困難な地域の住民にも配慮するよう努めるものとする。 (2) 市長は、管内で飲料水の供給を実施することができないときは、次の事項を明らかにした上で、知事に調達のあっせんを要請する。 ア 給水を必要とする人員 イ 給水を必要とする期間及び給水量 ウ 給水する場所 エ 必要な給水器具、薬品、水道用資材等の品目別数量 オ 給水車両のみ借上げの場合はその必要台数 カ その他必要事項 (3) 自己努力によって飲料水を確保する住民に対し、衛生上の注意を広報する。 (4) 地震発生後約8日以内を目途に仮設共用栓等を設置し、最低限の生活に必要な水を供給するよう努める。	
	飲料水の供給を受ける者	災害のため現に飲料水を得ることができない者
	飲料水の供給量	大人1人1日最小限おおむね3リットル
	飲料水の供給期間	災害発生の日から7日以内 ただし、知事と協議して必要最小限の期間を延長することができる。
市民及び自主防災組織	(1) 地震発生後7日間は貯えた水等をもって、それぞれ飲料水を確保する。 (2) 地震発生後4日目から7日目位までは、自主防災組織による給水及び市の応急給水により飲料水を確保する。 (3) 地域内の飲用に適する井戸、湧水等を活用し、飲料水の確保に努める。この場合は特に衛生上の注意を払う。 (4) 市の実施する応急給水に協力し、飲料水の運搬配分を行う。	

2 災害救助法に基づく実施事項

区 分	内 容
飲料水供給の対象者	災害のために、現に飲料水を得ることができない者
供給量及び供給期間	供給量は、大人1人1日最小限おおむね3リットルとし、災害発生の日から7日以内とする。ただし、知事と協議し、必要最小限の期間の延長をすることができる。
費用の限度	資料編（共通対策）3-6-5のとおり

3 給水実施方法

区 分	内 容
需要の把握	災害が発生した場合、水道班は、情報班との連携をとって、応急給水の実施が必要な地域及び給水必要量を把握する。
給水計画	水道班は、需要の把握を基に応急給水計画を立案し、本部に報告する。 (1) 給水対象域・給水場所 (2) 給水量・給水時間 (3) 給水方法 (4) 人員配置 (5) 必要資機材の調達・管理 (6) 給水の広報の方法・内容 (7) 応援要請の内容（必要な場合）
給水の準備	(1) 給水の広報 給水時間・給水場所等を広報班に要請し、関係地域住民に広報する。 (2) 給水地点の設定 焼津市水道事業災害応急計画による。 (3) 応急給水計画の内容により、必要に応じて各所へ応援要請を行う。 ア 人的及び物的支援を静岡県応急給水受援計画に基づき協力要請を行う。 イ 災害対策本部を通して志太消防本部、自衛隊等に協力要請を行う。 ウ 飲料水の確保のため、サッポロビール静岡工場に対して協力要請を行う。（資料編（共通対策）3-11-3①）
給水方法	焼津市水道事業災害応急計画に基づき給水を行う。 ア 給水車等を使用して、水を応急給水場所へ運搬し、給水タンクを活用した拠点給水を原則とし、必要に応じ給水車等からの巡回給水を行う。 イ 消火栓や仮設給水管を利用して、仮設給水栓を設置して給水を行う。
水道施設の 応急復旧	本市の水道施設の概要は、資料編（共通対策）3-11-3②のとおりであり、道路決壊、橋りょう流失等の被災による損傷箇所の緊急復旧作業は水道班により措置するが、これにより措置できない場合は、水道工事業者により措置するものとする。災害時における応援協力に関する協定を締結している水道工事業者は、資料編（共通対策）3-11-3③のとおり。 なお、水道施設の応急復旧に必要な水道用資機材が不足する場合は、協定業者より調達する。水道用資機材調達先は、資料編（共通対策）3-11-3④、水道電気・機械設備応援協定先は、資料編（共通対策）3-11-3⑤のとおり。
広 報	自己努力によって飲料水を確保する住民に対し、衛生上の注意を広報する。

4 災害救助法適用外の災害

市長は、災害救助法が適用されない災害の場合は、前記「災害救助法に基づく実施事項」に応じて対策を実施する。

第12節 被災建築物等に対する安全対策、災害危険区域の指定、応急仮設住宅及び住宅応急修理計画

市は、地震により建築物及び宅地等が被害を受けたときは、その後の余震等による二次災害の発生を防止するため、安全対策（被災建築物及び被災宅地等に対する危険度判定）を実施するほか、地震、津波等により著しい危険が生ずるおそれのある区域を、必要に応じて、建築基準法第39条に基づき災害危険区域に指定する。

また、この計画は、災害により住家が滅失した被災者のうち、自らの資力では住宅を確保することができない者に対しては、応急的な住宅を提供するほか、災害のため被害を受けた住家を応急的に補修して居住の安定を図るよう措置することを目的とする。

応急的な住まいを確保するに当たっては、既存住宅ストックの活用を重視することとし、相談体制の整備、修理業者の周知等の支援やブルーシートの展張等を含む応急修理の推進、公営住宅等の既存ストックの一時提供及び賃貸型応急住宅の提供により、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。また、地域に十分な既存住宅ストックが存在しない場合には、建設型応急住宅を速やかに設置し、被災者の応急的な住まいを早期に確保するものとする。応急仮設住宅を建設する場合には、二次災害に十分配慮するものとする。

なお、他の都道府県の応急仮設住宅等への受入れについては、「第7節 避難救出計画」の「10 広域避難・広域一時滞在」による。

1 被災建築物及び被災宅地等に対する危険度判定

実施主体	内 容	
市	建築物	（1）市は、地震被災建築物の応急危険度判定を要すると判断したときは、地震被災建築物応急危険度判定実施本部を設置するとともに、その旨を県に連絡する。 （2）併せて、被災者等への周知等、判定実施に必要な措置を講じるとともに、必要に応じて県へ判定支援要請を行い、地震被災建築物応急危険度判定士等により被災建築物の応急危険度判定を実施する。
	宅地等	市は、宅地の被害に関する情報に基づき、宅地危険度判定の実施を決定した場合は、危険度判定の対象区域及び宅地を定めるとともに、必要に応じて危険度判定の実施のための支援を県に要請し、被災宅地危険度判定士の協力のもとに危険度判定を実施する。
市民	（1）市民は、自らの生命及び財産を守るため、被災建築物及び被災宅地の安全性を確認するとともに、危険度判定の実施が決定されたときは協力するものとする。 （2）市民は判定の結果に応じて、避難及び当該建築物及び宅地等の応急補強その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。	

2 災害危険区域の指定

指定の目的	災害から住民の生命を守るために、危険の著しい区域を指定して、住居の用に供する建築物の建築の禁止、その他建築に関する制限を定める。
指定の方法	条例により区域を指定し、周知する。

3 応急住宅の確保

(1) 基本方針

避難所生活を早期に解消するために、マニュアル（災害時の応急住宅対策マニュアル）等に基づき、被災者の住宅を応急的に確保する。

(2) 市の実施事項

区 分	内 容	
被害状況の把握	「災害救助法」の適用のための調査結果等を活用し、被災状況や全壊戸数、避難所生活世帯等を把握する。	
体制の整備	応急住宅対策に関する体制を整備する。	
応急仮設住宅の確保	建設型応急住宅の建設	（１）建設を県から委任された場合は、社団法人プレハブ建築協会等の協力を得て建設する。 （２）建設用地は、あらかじめ定めた建設可能敷地の中から災害の状況に応じて選定する。
	賃貸型応急住宅の借上げ	借上げを県から委任された場合は、不動産関係団体の協力を得て借上げる。
応急仮設住宅の管理運営	（１）応急仮設住宅の適正な管理運営を行うものとする。 （２）その際、応急仮設住宅における安心・安全の確保、心のケア、コミュニティの形成・運営、生活者の意見の反映などにも配慮する。	
応急住宅の入居者の認定	（１）避難所生活世帯に対する入居意向調査等を実施する。 （２）入居者の認定を市長が行うこととされた場合は、被災者の特性や実態に応じた配慮をしながら、自らの資力では住宅を確保できない者のうちから認定し入居させる。	
市営住宅等の一時入居	市営住宅等の空家へ必要に応じ、被災者を一時的に入居させる。	
応急住宅の管理	（１）住宅使用契約書と住宅台帳を作成し、応急住宅の入退去手続き・維持管理を行う。応急住宅ごとに入居者名簿を作成する。 （２）入居者調査、巡回相談等を実施し、応急住宅での生活に問題が発生しないよう努める。	
住宅の応急修理	住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理	住家が半壊、半焼又はこれに準する程度の損傷を受け、雨水の侵入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある屋根、外壁、建具、（玄関、窓やサッシ等）等の必要な部分に対して、ブルーシートの展張などの知識・経験を有する建設業者・団体等の協力を得て、速やかに緊急の修理を行う。
	日常生活に必要な最低限度の部分の修理	住家が半壊、半焼若しくはこれらに準する程度の損傷を受けた者のうち、自ら資力をもっては住宅の応急修理を実施できない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者に対し居室、炊事場及び便所等最小限度の日常生活を維持するために欠くことのできない部分について、建設業者・団体等の協力を得て、応急修理を行う。

建築資機材及び建築業者等の調達、あっせん要請	(1) 市長は、応急仮設住宅及び住宅の応急修理に必要な建築業者が不足し、又は建築資機材を調達できない場合は、次の事項を示して県にあっせん又は調達を要請する。 <table><tr><td>応急仮設住宅の場合</td><td> ① 被害世帯数（全焼、全壊、流失） ② 設置を必要とする住宅の戸数 ③ 調達を必要とする資機材の品名及び数量 ④ 派遣を必要とする建築業者及び人数 ⑤ 連絡責任者 ⑥ その他参考となる事項 </td></tr><tr><td>住宅応急修理の場合</td><td> ① 被害世帯数（半焼、半壊） ② 修理を必要とする住宅の戸数 ③ 修理に必要な資機材の品目及び数量 ④ 派遣を必要とする建築業者及び人数 ⑤ 連絡責任者 ⑥ その他参考となる事項 </td></tr></table> (2) 市は、住民が自力で実施する住宅の応急復旧を促進するため、市の地域において建築業者又は建築資機材の供給が不足する場合についても、県にあっせん又は調達を要請する。		応急仮設住宅の場合	① 被害世帯数（全焼、全壊、流失） ② 設置を必要とする住宅の戸数 ③ 調達を必要とする資機材の品名及び数量 ④ 派遣を必要とする建築業者及び人数 ⑤ 連絡責任者 ⑥ その他参考となる事項	住宅応急修理の場合	① 被害世帯数（半焼、半壊） ② 修理を必要とする住宅の戸数 ③ 修理に必要な資機材の品目及び数量 ④ 派遣を必要とする建築業者及び人数 ⑤ 連絡責任者 ⑥ その他参考となる事項
応急仮設住宅の場合	① 被害世帯数（全焼、全壊、流失） ② 設置を必要とする住宅の戸数 ③ 調達を必要とする資機材の品名及び数量 ④ 派遣を必要とする建築業者及び人数 ⑤ 連絡責任者 ⑥ その他参考となる事項					
住宅応急修理の場合	① 被害世帯数（半焼、半壊） ② 修理を必要とする住宅の戸数 ③ 修理に必要な資機材の品目及び数量 ④ 派遣を必要とする建築業者及び人数 ⑤ 連絡責任者 ⑥ その他参考となる事項					
住居等に流入した土石等障害物の除去	住宅等に流入した土石等障害物のため、日常生活に著しい支障のある者に対し、必要な救援活動を行う。なお、市長は、市のみによって対応できないときは、次の事項を示して知事に応援を要請する。 ア 除去を必要とする住家戸数（半壊、床上浸水別） イ 除去に必要な人員 ウ 除去に必要な期間 エ 除去に必要な機械器具の品目別数量 オ 除去した障害物の集積場所の有無					

4 災害救助法に基づく実施事項

区 分	内 容	
応 急 仮 設 住 宅 設 置	入居対象者	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住家を得ることができない者
	規模及び費用	資料編（共通対策）3－6－5のとおり
	整備開始 期 間	災害発生の日から20日以内。ただし、事前に知事と協議して必要最小限度の期間を延長することができる。
	その他	供与・維持管理・処分及び手続等知事から委任を受けて行う場合、「応急仮設住宅の設置に関するガイドライン」等による。

区分		内 容	
住宅応急修理	住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理	修 理 対 象 者	半壊、半焼（大規模半壊から半壊までの住家）又はこれに準ずる程度（準半壊程度相当）の損傷を受け、雨水の侵入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者
		規 模 及 び 費用	資料編（共通対策）３－６－５のとおり
		修理期間	災害発生の日から10日以内。ただし、やむを得ず実施が困難な場合には、内閣総理大臣と協議を行う必要がある。
		その他	修理を行うときは、災害救助法に基づく「住宅応急修理要領」による。
	日常生活に必要な最低限度の部分の修理	修 理 対 象 者	災害のため住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者又は大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者
		規 模 及 び 費用	資料編（共通対策）３－６－５のとおり
		修理期間	災害発生の日から３か月以内。ただし、国の災害対策本部が設置された災害においては６か月以内。
		その他	修理を行うときは、災害救助法に基づく「住宅応急修理要領」による。

5 実施方法

区 分	内 容
入居者・修理者の選考	(１) 市長は必要に応じて市担当班による選考委員会を組織し、そこで選考を行う。 (２) 選考にあたっては、被災者の資力その他の条件を十分調査するものとし、必要に応じ民生委員の意見を徴する等、公平な選考に努めるものとする。 (３) 選考基準 ア 生活保護法の被保護者及び要保護者 イ 特定の資産のない高齢者世帯、障害者世帯、病弱者 ウ 特定の資産のない寡婦、母子世帯 エ 特定の資産のない失業者 オ 特定の資産のない勤労者、中小企業者 カ 前各号に準ずる経済的弱者

仮設・修理方法	(1) 実施者 住宅の仮設及び応急修理を県から委任された場合は、市が実施する。工事の施工は原則として工事請負により行うものとする。 (2) 住宅の規模及び構造等 設置数、規模、構造単価及び修理方法等については、災害救助法の実施基準に基づいて行うものとする。 (3) 応急建設住宅建設用地の配慮 応急建設住宅の建設用地については、飲料水、交通、教育等の便を考慮し選定するものとする。市有地に適地がなく私有地に建設する場合は、所有者と市との賃貸借契約締結後、工事に着手するものとする。 (資料編（共通対策）3-12-5㊤) (4) 建設資材、労務者等 ア 建設資材の調達 建設資材の調達については、市内建設業者に委託して行う。 イ 建設業者の動員 技術者、労務者等の動員については、市内建設業者に委託して行う。 ウ 建設機械等の借上げ 建設機械等の借上げは、市内建設業者に委託して行う。 (5) 建設資材の輸送措置 調達した建設資材等の輸送は、原則として調達先の業者等に依頼するものとするが当該調達先の業者が輸送困難な場合は、「第3章 第19節 輸送計画」に基づき措置するものとする。
---------	---

6 要配慮者への配慮

応急仮設住宅への受入れに当たっては要配慮者に十分配慮すること。特に応急住宅への優先的入居、高齢者、障害のある人向け応急仮設住宅の設置等に努めるものとし、入居者によるコミュニティの形成及び運営等に関して、多様な生活者の意見を反映できるよう配慮するものとする。

また、要配慮者に向けた情報の提供についても十分配慮するものとする。

7 住宅の応急復旧活動

市は、必要に応じて住宅事業者の団体と連携して、被災しながらも応急対策をすれば居住を継続できる住宅の応急修繕を推進するものとする。

8 災害救助法適用外の災害

市長は、災害救助法が適用されない災害の場合は、前記「災害救助法の規程に基づく実施事項」に準じて対策を実施する。

9 非常災害時における特例

著しく異常かつ激甚な非常災害であって、政令で指定されたときは、平常時の規制の特例措置が講じられる。

区 分	内 容
特例措置	政令で定める区域及び期間において地方公共団体の長が設置する応急住宅については、消防法第17条の規定は、適用しない。
県、市長の措置	(1) 上記の指定があったときは、消防の用に供する設備、消防用水、消火活動上必要な施設の設置及び維持に関する基準を定める。 (2) 応急住宅等における災害の防止、公共の安全確保のための必要な措置

第13節 医療・助産計画

この計画は、災害により医療機関が混乱し、医療・助産の途を失った者に対して、実施事項を定め、医療・助産に支障のないよう措置することを目的とする。

1 基本方針

- ア 市は、当該市域内の医療救護を行うため、医師会等の協力を得て救護所を設置し、またあらかじめ指定した救護病院において、中等症患者及び重症患者の処置及び受入れを行う。なお、有床診療所等、入院医療が継続的に提供できる施設を、当該管理者と協議のうえ、救護病院に準ずる医療救護施設として指定することができる。
- イ 市は、あらかじめ定める医療救護計画に基づき円滑な医療救護活動を行う。
- ウ 医療救護活動の実施に当たっては、必要に応じ重症患者、中等症患者及び軽症患者の振り分け（以下「トリアージ」という。）を行い、効率的な活動に努めるものとする。
- エ 市は、災害時の医療救護施設の医療救護活動状況等の情報を広域災害・救急医療情報システム等により迅速に把握し、応援の派遣等を行うものとする。
- オ 特に、高齢者、障害のある人等要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を払い、必要に応じ福祉施設等への入所、介護職員等の派遣、車椅子の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に実施するものとする。
- カ 県及び市は、保健師等による巡回健康相談等を実施するものとする。
- キ 市は、避難所等における衛生環境を維持するため、必要に応じ、日本環境感染学会災害時感染制御支援チーム（DICT）等の派遣を迅速に要請するものとする。

2 救護所、救護病院及び災害拠点病院

区 分	内 容	
救護所	設置	市は、あらかじめ指定した設置場所に救護所を設置する。
	活動	- ア 医療救護対象者の重症度・緊急度の判定・選別（トリアージ） - イ 軽症患者の処置。必要に応じ、中等症患者及び重症患者の応急処置 - ウ 中等症患者及び重症患者を救護病院及び災害拠点病院への搬送手配 - エ 死亡の確認及び遺体搬送の手配 - オ 医療救護活動の記録及び市災害対策本部への措置状況等の報告 - カ その他必要な事項
救護病院	設置	市は、あらかじめ、大規模災害時に医療救護活動が実施可能な救護病院を指定する。 なお、焼津市では、焼津市立総合病院、コミュニティホスピタル甲賀病院、岡本石井病院を指定する。
	活動	- ア 医療救護対象者の重症度・緊急度の判定・選別（トリアージ） - イ 重症患者及び中等症患者の処置及び受入れ - ウ 重症患者の災害拠点病院、航空搬送拠点へ搬送手配 - エ 死亡の確認及び遺体搬送の手配 - オ 医療救護活動の記録及び市災害対策本部への受入状況等の報告 - カ その他必要な事項

災害拠点病院	設置	県は、あらかじめ、国の定める指定要件を満たす「地域災害拠点病院」を、原則として二次保健医療圏に1か所指定するとともに、災害拠点病院のうち、災害医療に関して県の中心的な役割を果たす「基幹災害拠点病院」について、原則として1か所指定する。 なお、焼津市においては、焼津市立総合病院が災害拠点病院として指定されている。
災害拠点病院	活動	ア 医療救護対象者の重症度・緊急度の判定・選別（トリアージ） イ 他の医療救護施設で対応困難な重症患者の受入れ及び処置 ウ 重症患者の航空搬送拠点への搬送手配 エ DMA T等医療チームの受入れ及び派遣 オ 地域の医療機関への応急用資器材の貸出し

3 実施主体と実施内容

実施主体	内 容
市	あらかじめ定める医療救護計画に基づき次の措置を講ずる。 (1) 救護所開設予定施設及び救護病院の被災状況を調査し、医療救護体制を定める。 (2) 傷病者を必要に応じて、あらかじめ指定した最寄りの医療救護施設に搬送する。 (3) 傷病者の受入れに当たっては医療救護施設が効果的に機能するよう受入状況の把握につとめ、必要な調整を行う。 (4) 救護所、救護病院の受入状況等の把握のため職員を配置する。 (5) 医療救護施設から、輸血用血液の調達・あっせんの要請を受けたときは、直ちに県に調達・あっせんを要請する。 (6) 市長は、医療助産の供給が不足すると思われる場合には、次の事項を明らかにした上で、知事にそのあっせんに要請するものとする。 ア 必要な救護班数 イ 救護班の派遣場所 ウ その他必要事項(災害発生の原因) (7) 被害の状況に応じて、重症患者の広域医療搬送を県へ要請するとともに、ヘリポートの開設及びヘリポートへの患者搬送を行う。
市民及び自主防災組織	(1) 傷病者については家庭又は自主防災組織であらかじめ準備した医療救護資機材を用い処置する。 (2) 傷病者で救護を要する者を最寄りの救護所又は救護病院に搬送する。

4 災害救助法に基づく実施事項

区 分	内 容
医療を受ける対象者	医療を必要とする状態であるにもかかわらず、災害のため医療の途を失った者
助産を受ける対象者	(1) 災害のため助産の途を失った者 (2) 現に助産を要する状態の者 (3) 災害発生の日の以前又は以後7日以内に分べんした者 (4) 被災者であると否とを問わない (5) 本人の経済的能力の如何を問わない
医療・助産の範囲	医療 (1) 診察 (2) 薬剤又は治療材料の支給 (3) 処置、手術その他の治療及び施術 (4) 病院又は診療所への収容

区 分	内 容	
		(5) 看護
	助産	(1) 分べんの介助 (2) 分べん前、分べん後の処置 (3) 脱脂綿、ガーゼ、その他衛生材料の支給
実 施 期 間	医 療	災害発生の日から14日以内。ただし、必要に応じ知事と協議して期間を延長することができる。
実 施 期 間	助産	分べんした日から7日以内。ただし、必要に応じ知事と協議して期間を延長することができる。
費 用 の 限 度	医 療	(1) 医療班による場合、使用した薬剤、治療材料及び医療器具の修繕費等の実費 (2) 一般病院又は診療所による場合、国民健康保険診療報酬の額以内 (3) 施術者による場合、当該地域における協定料金の額以内
	助産	(1) 医療班による場合 使用した衛生材料等の実費 (2) 助産師による場合 当該地域における慣行料金の8割以内の額
医療救護本部の設置	(1) 大規模な災害が発生し、市長が必要と認めたときは消防防災センター内に医療救護対策本部を設置する。 (2) 災害発生後、救護所開設場所及び救護病院の被災状況を調査し、医療救護体制を整える。	

5 実施方法

災害時の医療活動は健康福祉部を主体として、一般社団法人焼津市医師会等医療関係団体の指導、協力を得て実施するものとする。

(1) 医療関係団体

災害の発生した場合は、医療関係団体と密接な連携を図り医療活動の万全を期するものとする。

一般社団法人焼津市医師会会員名簿及び一般社団法人志太医師会会員名簿は、資料編（共通対策）3-13-5①、一般社団法人焼津市歯科医師会会員名簿は、資料編（共通対策）3-13-5②のとおり。

(2) 医療助産は原則として「焼津市医療救護計画」に基づく医療班において行うものとする。

区 分	内 容
医療班の編成等	ア 医療活動を必要とする事態が発生した場合には、一般社団法人焼津市医師会、一般社団法人志太医師会、一般社団法人焼津市歯科医師会、焼津市薬剤師会及び一般社団法人藤枝薬剤師会の協力を得て医療班を編成し、医療救護活動を行う。 イ 医療班は、状況に応じ、医師等の増員を図るほか、補助者として自主防災組織等の協力を求め編成するものとする。
救護所の開設	ア 救護活動班は、救護班、施設管理者、一般社団法人焼津市医師会等の協力を得て、焼津市医療救護計画で定められた場所に救護所を開設する。 イ 救護所を開設した場合は、関係地域住民に周知を図るものとする。 ウ 市は、救護所に必要とする資機材の設置等を行う。 エ 救護所の開設予定地は、資料編（共通対策）3-13-5③のとおりである。
救護所での活動	重症病者及び中等症患者は後方医療機関で優先的に治療することを原則とし、「焼津市医療救護計画」に基づき活動を行う。なお、災害の状況によっては、被災地等を巡回し、医療救護を実施する。
報告	救護班は、開設した救護所の状況を救護所開設状況報告にまとめ、災害対策本部に報告する。
経費の負担	市が開設した救護所における医療費は無料とする。後方医療施設における医療費は、原則として、患者の負担とする。

(3) 医薬品の確保

医療及び助産を実施するにあたり、必要とする医薬品等の調達については、平素から取扱業者、取扱品目、供給能力などの実態を把握し、緊急確保の体制を整備しておくものとする。

(資料編(共通対策)3-13-5④)

6 健康への配慮

特に、要配慮者の心身双方の健康状態には特段の配慮を払い、必要に応じ福祉施設等への入所、介護職員等の派遣、車椅子の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に実施するものとする。また、保健師等による巡回健康相談等を実施するものとする。

7 災害救助法適用外の災害

市長は、災害救助法が適用されない災害の場合は、前記「災害救助法の規定に基づく実施事項」に準じて対策を実施する。

8 非常災害時における特例

著しく異常かつ激甚な非常災害であって、政令で指定されたときは、平常時の規制の特例措置が講じられる。

区 分	内 容
特例措置	政令で定める区域及び期間において地方公共団体の長が設置する臨時の医療施設については、医療法第4章及び消防法第17条の規定は、適用しない。
県、市長の措置	(1) 上記の指定があったときは、消防の用に供する設備、消防用水、消火活動上必要な施設の設置及び維持に関する基準を定める。 (2) 臨時の医療施設における災害の防止、公共の安全確保のための必要な措置

第14節 防疫計画

この計画は、被災地の防疫措置を迅速かつ強力に実施し、感染症流行の未然防止を図ることを目的とする。

1 市長の実施事項及び県への要請事項

市長は、知事の指示により次の事項を行うものとするが、独自で実施できない場合は、県への要請事項を明らかにしたうえで、県に応援の要請を行うものとする。

区 分	内 容
実施事項	(1) 病原体に汚染された場所の消毒の施行（「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」以下、本節において「法」という。）（法第27条） (2) ねずみ族・昆虫等の駆除（法第28条） (3) 病原体に汚染された物件の消毒等（法第29条） (4) 生活用水の供給（法第31条） (5) 浸水地域の防疫活動の実施 (6) 防疫薬品及び防疫用資機材が不足した場合の卸売業者等からの調達及び県に対する供給調整の要請 (7) 臨時予防接種の実施（予防接種法第6条）
県への要請事項	(1) 防疫薬剤の種類及び数量 (2) その他必要事項

2 実施方法

市は、避難所責任者、自主防災組織及び保健所等からの報告の他、自らの調査に基づき、被災地、避難所等の衛生状態を把握する。また、実情に応じて、保健所職員の指導のもと、次の対策活動を計画・実施する。

区 分	内 容
対策・活動	(1) 被災地（浸水地）の消毒 (2) 防疫調査、健康診断 (3) 避難所の衛生確保
配布散布班の編成	市は、運転手1名、作業員4名からなる配布散布班を編成し、防疫活動を実施する。配布散布班は、災害の状況によって数班を編成する。
実施基準	被災により環境衛生が低下し、感染症発生の恐れがある場合は、次の該当する地域から優先実施するものとする。 (1) 下痢患者、有熱患者が多発している地域 (2) 集団避難所 (3) 浸水地域その他衛生条件が良好でない地域
実施方法	(1) 床下・庭 消石灰及びクレゾール液、乳剤散布（被災地の自治会へ一括搬送し、各家庭へ配付を依頼するものとする） (2) 汚染した溝・水たまり クレゾール液散布 (3) 汚染した井戸 次亜塩素酸ナトリウム投入 (4) 毒劇物の取扱 回収及び流出飛散防止を図る。 (5) その他 適宜必要な措置
消毒機器及び薬品	消毒機器及び薬品は、協定業者（資料編（共通対策）3-14-2）より調達し、不足の場合は、農協等が所有しているものを借り上げる。
検疫調査・健康診断	(1) 市は、保健所、医師会等の協力を得て、保健師又は看護師その他の職員により健康支援班（5班）を編成して、被災地、避難所での検疫調査・健康診断、保健指導等を実施する。 (2) 伝染病等の患者又は保菌者が発見された場合は、本部及び保健所に報告するとともに、

区 分	内 容
	早急に隔離・治療を施すほか、検疫調査を強化する。
避難所の衛生確保	市は、避難所において、避難所責任者・自主防災組織代表の協力を得て、定期的な消毒、飲料水の水質検査及び改善を実施する。

3 代執行

- (1) 知事は、市長の要請に基づいて実施するもののほか、激甚な災害のため防疫機能が著しく阻害され、また、市が行う防疫業務を実施できないときは、または実施しても不十分であると認めるときは、法律等により知事が直接実施するものとする。
- (2) 実施期間は、災害の状況に応じてその都度決定するが、おおむね7日間とする。

4 市民及び自主防災組織の実施事項

飲食物の衛生に注意して食中毒及び関連する感染症の発生を防止する。

5 関係団体の実施事項

飲食物に起因する食中毒及び関連する感染症の発生について、県及び市から要請があった場合は、積極的に協力を行う。

6 その他

地震・津波被害の被災地においては、津波汚泥や水産加工施設から発生する廃棄物等により、悪臭、害虫の発生など衛生上の課題が生じうることから、防疫活動に万全を期すよう、十分に留意するものとする。

第15節 清掃及び災害廃棄物処理計画

この計画は、被災地の塵芥収集処理及びし尿の汲取処分、死亡獣畜の処理等、清掃業務及び災害廃棄物処理を適切に行うため市の実施事項を定め、清掃作業等に支障のないよう措置することを目的とする。

1 基本方針

- (1) し尿及び生活系ごみの処理は、災害時における衛生的な生活環境の維持に不可欠であることから、円滑な処理の実施を図るため、「焼津市災害廃棄物処理計画」及び「静岡県災害廃棄物処理計画」に従って迅速・適正に処理する。
- (2) 応急対策や復旧・復興の円滑な実施を図るため、震災による建物の焼失、倒壊及び解体によって発生する災害廃棄物を「静岡県災害廃棄物処理計画」に従って迅速・適正に処理する。
- (3) 災害廃棄物の広域処理を含めた処理処分方法を確立するとともに、仮置場、最終処分場を確保し、計画的な収集、運搬及び処分を図ることにより、災害廃棄物の円滑かつ適正な処理を行うものとする。
- (4) 災害廃棄物処理に当たっては、適切な分別を行うとともに、可能な限りリサイクルに努めるものとする。

2 し尿処理

実施主体	内 容
市	(1) 下水道の普及地域においては、被災状況を把握できるまでは、住民に水洗便所を使用せず仮設便所等で処理するよう広報を行う。 (2) 災害廃棄物処理対策組織の設置、情報の収集、発生量の推計、仮置場・仮設処理場・処理施設の確保、関係団体等への協力要請、処理の実施等を行う。 (3) 独自に処理を実施できない場合には、次の事項を明らかにした上で、知事にそのあつせんを要請するものとする。 ア 処理対象物名及び数量 イ 処理対象戸数 ウ 当該市町所在の処理場の使用可否 エ 実施期間 オ その他必要事項 (4) 必要な資機材及び人員が不足する場合は、県に応援を要請する。 (5) 速やかに下水道施設、し尿処理施設等の応急復旧に努めるものとする。
市民及び自主防災組織	(1) 下水道施設等の被災に伴い水洗便所が使用できない場合は、仮設便所等を使用し処理することとする。 (2) 自主防災組織が中心となり、仮設便所の設置及び管理を行う。

3 廃棄物(生活系)処理

実施主体	内 容
市	(1) 災害廃棄物処理対策組織の設置、情報の収集、発生量の推計、仮置場・仮設処理場・処理施設の確保、関係団体等への協力要請、処理の実施等を行う。 (2) 収集体制を住民に広報する。 (3) 独自に処理を実施できない場合には、次の事項を明らかにした上で、知事にそのあつせんを要請するものとする。 ア 処理対象物名及び数量 イ 処理対象戸数 ウ 当該市町所在の処理場の使用可否 エ 実施期間 オ その他必要事項 (4) 収集・処理に必要な資機材及び人員が不足する場合は、県に応援を要請する。
自主防災組織	(1) 地域ごとに住民が搬出するごみの仮置場を設置し住民に周知する。 (2) 仮置場のごみの整理、流出の防止等の管理を行う。
市民	(1) ごみの分別、搬出については、市の指導に従う。 (2) 河川、道路、海岸及び谷間等に投棄しない。

4 災害廃棄物処理

実施主体	内 容				
市	<table border="1"> <tr> <td>災害廃棄物処理対策組織の設置</td><td>市内に、災害廃棄物処理対策組織を設置するとともに、県が設置する広域の組織に参加する。</td></tr> <tr> <td>情報の収集</td><td> 市内の情報を収集・把握し、以下の内容を整理し県に報告する。 ア 家屋の被害棟数等の被災状況 イ ごみ処理施設等の被災状況 ウ 産業廃棄物処理施設等の被災状況 </td></tr> </table>	災害廃棄物処理対策組織の設置	市内に、災害廃棄物処理対策組織を設置するとともに、県が設置する広域の組織に参加する。	情報の収集	市内の情報を収集・把握し、以下の内容を整理し県に報告する。 ア 家屋の被害棟数等の被災状況 イ ごみ処理施設等の被災状況 ウ 産業廃棄物処理施設等の被災状況
災害廃棄物処理対策組織の設置	市内に、災害廃棄物処理対策組織を設置するとともに、県が設置する広域の組織に参加する。				
情報の収集	市内の情報を収集・把握し、以下の内容を整理し県に報告する。 ア 家屋の被害棟数等の被災状況 イ ごみ処理施設等の被災状況 ウ 産業廃棄物処理施設等の被災状況				

市		工 災害廃棄物処理能力の不足量の推計 才 仮置場、仮設処理場の確保状況
	発生量の推計	収集した情報を基に、災害廃棄物の発生量を推計する。
	仮置場、仮設処理場の確保	推計した発生量を処理するのに必要となる仮置場及び仮設処理場を確保する。
	処理施設の確保	中間処理施設、最終処分場等の災害廃棄物の処理施設を確保する。
	関係団体への協力の要請	収集した情報や仮置場、仮設処理場及び処理施設の確保状況等を基に、関係機関へ協力を要請する。
	災害廃棄物の処理の実施	県が示す実行計画に基づき、また事前に策定した市災害廃棄物実行計画に則り、被災状況を勘案した上で、災害廃棄物の処理を実施する。
	解体家屋の撤去	解体家屋の撤去の優先順位付けを行い、解体家屋の撤去事務手続きを実施する。
企業	(1) 自社の災害廃棄物は、自己処理責任の原則に基づき、環境保全に配慮した適正な処理を行う。 (2) 市から災害廃棄物の処理について、協力要請があった場合は、積極的に協力を行う。	
市民	(1) 災害廃棄物の処理は、可燃物・不燃物等の分別を行い、市町の指示する方法にて搬出等を行う。 (2) 河川、道路、海岸及び谷間等に投棄しない。	

5 非常災害時における特例

著しく異常かつ激甚な非常災害であって、政令で指定されたときは、平常時の規制の特例措置が講じられる。

区 分	内 容
特例措置	政令で定める期間及び廃棄物処理特例地域において地方公共団体の委託を受けて、廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行うものは、廃棄物処理法第7条1項若しくは第6項、第14条第1項若しくは第6項又は第14条の4第1項若しくは第6項の規定にかかわらず、これらの規定による許可を受けないで、当該委託に係る廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行うことができる。
県、市長の措置	上記の規定により廃棄物の収集、運搬又は処分を業として行う者により廃棄物処理特例基準に適合しない廃棄物の収集、運搬又は処分が行われたときは、その者に対し、期限を定めて、当該廃棄物の収集、運搬又は処分の方法の変更その他必要な措置を講ずべきことを指示することができる。

第16節 遺体の搜索及び措置埋葬計画

この計画は、災害により行方不明になり既に死亡していると推定される者の搜索及び災害により遺族等が混乱期のため、遺体識別等のために遺体の措置及び埋葬ができない者に対して、実施事項を定め、遺体の搜索、措置及び埋葬に支障のないよう対処することを目的とする。

1 基本方針

- (1) 市は、県が作成した遺体処理計画策定の手引に基づいて遺体処理計画を策定し、あらかじめ遺体収容施設を定めておくとともに、その周知に努める。
- (2) 遺体収容施設は、交通の便、水道、電気、地震災害、耐震性、避難拠点との競合等を考慮して定める。
- (3) 当該地域内の遺体の搜索及び措置は、市が行うことを原則とし、海上保安庁、警察等は遺体の搜索及び措置に協力する。
- (4) 市はあらかじめ遺体収容施設を定めることが困難な場合には、県と協議し、遺体収容施設をあらかじめ定めるよう努める。

(5) 市は、遺体の措置を行う必要が生じた場合は、遺体収容施設を設置する。

2 実施主体と実施内容

実施主体	内容		
市	遺体の捜索	市職員、消防吏員が遺体の発見者であった場合は、発見場所等必要な情報を正確に記録する。	
	遺体収容施設	設置	市は、地震災害が発生し、遺体措置の必要が生じた場合は、あらかじめ定めた遺体収容施設を設置する。
		活動	市は、遺体収容施設において次の活動を行う。 ア 警察の協力を得て遺体措置を行う。 イ 遺体の検案及び検視並びに身元確認に必要な医師及び歯科医師の確保に努める。 ウ 被災現場、救護所、救護病院（仮設救護病院）、災害拠点病院からの遺体搬送を行う。 エ 関係機関への連絡、遺族からの照会等に対応するため必要な職員を配置する。 オ 遺体の搬送及び措置に必要な車両、棺桶等の器材、資材を調達する。
	遺体の処置	市は、自主防災組織、自治会、警察等の協力を得て遺体の身元を確認した後、必要な処置（洗浄、縫合、消毒、一時保存）を行い、親族等に引き渡す。相当の期間、引き取り人が判明しないときは、所持品等を保管のうえで火葬する。	
	広域火葬	大規模な地震の発生により交通規制が行われるなど、死者の遺族が自ら又は他人に依頼して遺体を火葬場に搬送することが不可能となる場合には、火葬が円滑に行われるように遺族による火葬場への火葬の依頼、遺体の搬送等の調整を行うとともに、静岡県広域火葬計画に基づき火葬を行う。	
	県への要請	市長は、遺体の捜索、措置、火葬について、当該市で対応できないときは、次の事項を明らかにして県に対しあせんに要請する。 ア 捜索、措置、火葬に必要な職員数 イ 捜索が必要な地域 ウ 火葬施設の規格(釜の大きさ、燃料等)及び使用可否 エ 必要な輸送車両の台数 オ 遺体措置に必要な器材、資材の規格及び数量 カ 広域火葬の応援が必要な遺体数	
市民及び自主防災組織	行方不明者についての情報を、市に提供するよう努める。		

3 災害救助法に基づく実施事項

区 分	内 容
遺体捜索対象者	行方不明の状態にある者で、周囲の事情により既に死亡していると推定される者
遺体の措置内容	(1) 遺体の洗浄、縫合、消毒等の処置 (2) 遺体の一時保存 (3) 検案 (4) 遺体の身元確認

区 分	内 容
埋葬対象者	(1) 災害時の混乱の際に死亡した者 (2) 災害のため埋葬を行うことが困難な場合
実施期間	災害発生から10日以内。ただし、期間の延長が必要である場合は最小限度において、知事と協議し延長できるものとする。
費用の限度	資料編（共通対策）3－6－5のとおり

4 実施方法

区 分	内 容
遺体の搜索	市は、搜索班を編成し、消防団員、自衛隊、地元関係者の協力により搜索を行うものとし、搜索にあつては、単独行動を慎み組織に基づく作業班単位で行動し、常に警察等関係機関と連携をとりながら実施する。
遺体を発見したときの措置	(1) 遺体は、すみやかに検視又は検案を受け、身元が判明し遺族等の引取人があるときはすみやかに引き渡すものとする。 (2) 身元が判明しない遺体又は引取人がいない遺体は、すみやかに遺体収容所に引き渡すものとする。この場合、警察官は死体見分調書及び多数死体見分調書を作成し、医師により死体検案書を作成するものとする。
遺体措置	遺体措置マニュアル等に基づき措置を行う。
遺体収容	(1) 安置所は、遺体収容施設（資料編（共通対策）3－16－4）を使用するものとするが、適当な場所がないときは、広場又は避難所に仮設するものとする。 (2) 遺体収容にあつては、極力損傷を与えないよう丁寧に扱うとともに遺体に対し礼が失われることがないように注意する。
埋火葬	(1) 火葬は、志太広域事務組合斎場において措置する。 (2) 火葬した遺骨は、一時寺院等に安置し、事後において遺骨引取人により、それぞれの墓地に埋葬する。ただし、遺骨引取人がない場合は、市長が指定する墓地に仮埋葬するものとする。 (3) 遺留品は包装し、氏名札及び遺留品措置票を添付し、保管所に一時保管する。 (4) 遺族等から遺骨、遺留品の引き取り希望のあるときは、遺骨及び遺留品処理票により整理の上、引き渡す。

5 災害救助法適用外の災害

市長は、災害救助法が適用されない災害の場合は、前記「災害救助法に基づく実施事項」に準じて対策を実施する。

6 非常災害時における特例

著しく異常かつ激甚な非常災害であつて、政令で指定されたときは、平常時の規制の特例措置が講じられる。

区 分	内 容
特例措置	政令で定める期間内に政令で定める地域において死亡した者の死体に係る墓地、埋葬等に関する法律第5条第1項の規定による埋葬又は火葬の許可については、当該死体の現に存する地の市町村長その他の市町村長が行うことができるほか、第14条に規定する埋葬許可証又は火葬許可証に代わるべき書類として死亡診断書、死体検案書その他当該死体にかかる死亡事実を証する書類を定める等の手続の特例が定められる。

第 17 節 障害物除去計画

この計画は、災害により土石、竹木等の障害物が住居に運びこまれ日常生活に支障がある者に対し、実施事項を定め、障害物除去に支障がないよう措置することを目的とする。

1 災害救助法に基づく実施事項

区 分	内 容
障害物除去の対象者	災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石、竹木等のため日常生活に著しい支障を及ぼしているものを、自らの資力をもってしては除去することのできない者
実 施 期 間	災害発生の日から10日以内。ただし、必要に応じ知事と協議して延長することができる。
費 用 の 限 度	資料編（共通対策）3-6-5のとおり

2 実施方法

区 分	内 容
職員の動員及び動員要請	市職員、志太消防本部消防職員、消防団員、建設業者、自衛隊、自主防災組織等を対象とし、被害の状況に応じ適宜動員及び動員要請するものとする。
除去用車両の調達	第3章 第19節 「輸送計画」の定めるところに準じて措置するものとする。
除去作業用機械器具	協定業者より調達する。（資料編（共通対策）3-17-2）
障害物の集積場所	除去した障害物は、住民の日常生活に支障のない場合に一時的に集積するよう措置するものとする。

3 市長の要請事項

市長が、障害物除去計画について知事に対し応援を求める場合には、次の事項を明らかにした上で、知事にそのあっせんを要請するものとする。

要請時、明確にすべき事項	
(1) 除去を必要とする住家世帯数（半壊、床上浸水別）	(4) 除去に必要な機械器具の品目別数量
(2) 除去に必要な人員	(5) 集積場所の有無
(3) 除去に必要な期間	

4 災害の拡大と二次災害の防止活動

市は、災害時に、適切な管理のなされていない空家等に対し、緊急に安全を確保するための必要最小限の措置として、必要に応じて、外壁等の飛散のおそれのある部分や、応急措置の支障となる空家等の全部又は一部の除却等の措置を行うものとする。

5 災害救助法適用外の災害

市長は、災害救助法が適用されない災害の場合は、前記「災害救助法の基づく実施事項」に準じて対策を実施する。

第 18 節 社会秩序維持計画

この計画は、災害時における社会混乱を鎮め民心を安定させるため、社会秩序を維持するための活動について市の実施事項を定め、社会秩序の維持に支障のないよう措置することを目的とする。

実施方法

区 分	内 容
住民に対する 呼びかけ	市長は、市内に流言飛語を始め各種の混乱が発生し又は混乱が発生するおそれがあるときは、速やかに地域住民のとりべき措置等について、呼びかけを実施するよう努める。
生活物資の価格、 需要動向、買い占 め、売り惜しみ等 の調査及び対策	対象となる事業者の事務所、工場、事業所、店舗及び倉庫がいずれも市の管轄区域内に所在するものについて、以下のとおり、調査及び対策を講じるものとする。 （１）生活物資の価格及び需給動向の把握に努める。 （２）特定物資の報告徴取、立入検査等 ア 状況により特定物資を適正な価格で売り渡すよう指導し、必要に応じ勧告又は公表を行う。 イ 特定生活物資を取り扱う事業所、工場、店舗又は倉庫の立ち入り調査を実施する。
県に対する要請	市長は、市内の社会秩序を維持するため、必要と認めたときは、県に対し応急措置又は広報の実施を要請する。
警 察 に 対 す る 要 請	市長は、市内の平穏を害する不法行為を未然に防止するため必要と認めるときは、焼津警察署長に対し、下記の事項についての措置を講ずるよう要請する。 ア 不法事態に対する措置 イ 鉄砲、刀剣類に対する措置 ウ 復旧・復興事業からの暴力団排除活動の徹底

第 19 節 輸送計画

この計画は、災害時における応急対策従事者及び救援物資の輸送を円滑に処理するため、陸、海、空の輸送体制を確立し、輸送の万全を期することを目的とする。

災害発生時の緊急輸送活動のために多重化や代替性を考慮しつつ輸送拠点として活用可能な民間事業者の管理する施設も含め確保すべき輸送施設及び輸送拠点について把握するものとする。また、緊急輸送が円滑に実施されるよう、あらかじめ輸送業者と物資の保管、荷捌き及び輸送に係る協定を締結するなど、体制の整備に努めるものとする。この際、県及び市は、災害時に物資の輸送手段を含めた体制が速やかに確保できるよう、あらかじめ、適切な物資の輸送拠点を選定しておくよう努めるものとする。

市は、地域内輸送拠点の効率的な運営及び避難所等への物資の輸送について効率的な運営を図るため、速やかに、運営や輸送に必要な人員や資機材等を運送事業者等と連携して確保するよう努めるものとする。

県及び市は、物資の調達・輸送に必要な情報項目・単位の整理による発注方法の標準化、物資の輸送拠点となる民間施設への非常用電源、燃料貯蔵設備及び非常用通信設備の設置に係る支援、緊急通行車両等への優先的な燃料供給等の環境整備を推進するものとする。（資料編（共通対策）3-19①、②、③）

1 実施方法

（１）陸上輸送体制

陸上輸送は、市有車両及び調達車両の活用、陸上自衛隊の要請、東海旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社（以下「鉄道」という）の利用、運送業者の協力により行うものとし、災害の態様、その他の事情を勘案して適宜実施するものとする。

区 分	内 容
輸送路の確保	(1) 道路管理者は警察、自衛隊等の協力を得て通行が可能な道路、道路施設の被害、復旧見込み等緊急輸送計画作成に必要な情報を把握する。 (2) 災害対策本部は、緊急輸送ルート of 被害状況を把握し、通行可否を確認する。 (3) 道路管理者は、選定された緊急輸送ルートの確保に努める。更にあらかじめ指定された第1次、第2次、第3次の緊急輸送路の順を基本に緊急輸送路等の応急復旧を行い、輸送機能の充実を図る。
輸 送 手 段 の確保	(1) 緊急輸送は、次の車両により行う。 ア 市有車両 資料編（共通対策）3-19-1①に基づき実施する。 イ 自衛隊の車両 第3章 第27節 「自衛隊派遣要請の要求計画」による ウ 鉄道輸送会社等の車両 市長は、必要に応じて、東海旅客鉄道株式会社に輸送を要請する。 エ 民間営業車両 民間保有営業車両による輸送を必要とする場合には、随時借上げるものとする。 市で車両の確保が困難な場合又は輸送の都合上他の市町より調達することが適当と認められたときは、県及び他の市町に協力を要請する。

(2) 海上等輸送体制

海上等輸送は、県、海上自衛隊、海上保安庁、中部運輸局及び防災関係機関等の協力を得て行う。

区 分	内 容
輸送路の確保	(1) 港湾及び漁港の管理者は、県、自衛隊、海上保安庁等の協力を得て交通の可能な航路、港湾等の施設の被害、復旧見込み等緊急輸送計画作成に必要な情報を把握する。 (2) 災害対策本部は、港湾施設等の被害状況や荷役業者の確保等を勘案し、使用可能な港湾を選定する。 (3) 港湾及び漁港の管理者は、自衛隊、海上保安庁の協力を得て、港内の航行可能路を選定するとともに海上輸送ルートの確保に努める。
輸送手段の確保	(1) 緊急輸送は、次の船舶により行う。 ア 県有船舶 県有船舶による輸送が必要なときは、知事に対して要請する。 イ 海上自衛隊の艦艇 第3章 第27節 「自衛隊派遣要請の要求計画」により行うものとする。 ウ 海上保安庁の船艇 第3章 第28節 「海上保安庁に対する支援要請の要求計画」により行うものとする。 エ その他官公庁船 オ 民間船舶(漁船を除く。) 民間船舶への協力要請は中部運輸局静岡運輸支局を通し協力要請するものとする。 カ 魚船への協力要請は、関係漁業協同組合を通じて行うものとする。

(3) 航空輸送体制

ア 災害の状況により航空機による輸送が必要となったときは、市長は、知事に対し自衛隊による空輸についての災害派遣要請の要求をするものとする。なお、ヘリコプター離着陸可能場所について、市は確実に使用できるように努めるものとする。

- イ 市内のヘリコプター離着陸可能場所は資料編（共通対策）３－１９－１②のとおりである。
- ウ ヘリポートに使用した用地等の損失補償は、公共用地を使用した場合は原則として無償とし、民間用地については、その都度関係者と協議のうえ負担額を定めるものとする。
- エ ヘリポートの具備すべき条件は資料編（共通対策）３－１９－１③のとおりである。
- オ 灯火の設営要領は資料編（共通対策）３－１９－１④のとおりである。

区 分	内 容
輸送施設の確保	（１）ヘリコプターの離着陸は、あらかじめ定めたヘリポートで行うことを原則とする。
輸送施設の確保	（２）一時に多量の緊急物資の輸送が必要になった場合は、自衛隊に空中投下による輸送を依頼する。 （３）なお、投下場所の選定、安全の確保についてはその都度定める。

（４）緊急輸送のための燃料確保対策

区 分	内 容
自動車の燃料	（１）市有車両の燃料、その他市の災害応急対策を実施するため必要な燃料については、あらかじめ業者等と締結した協定に基づき確保に努める。 （２）市は、緊急車両等に対する優先的な給油が実施されるよう調整を行うと共に、燃料の不足が見込まれる場合は、供給を要請する。 （３）給油所等の稼働状況及び燃料保有状況について、関係者間で共有する。
航空機の燃料	航空機の災害応急対策活動等のため必要な燃料については、あらかじめ業者等と締結した協定に基づき確保に努める。

（５）燃料の調整等

市及び防災関係機関の緊急輸送の円滑な実施を確保するため、必要があるときは災害対策本部において調整を行う。なお、この場合、次により調整することを原則とする。

優先順位	内 容
第１順位	市民の生命の安全を確保するために必要な輸送
第２順位	災害の拡大防止のために必要な輸送
第３順位	災害応急対策のために必要な輸送

２ 市及び防災関係機関の緊急輸送

実施主体	内 容
市	（１）市の災害応急対策を実施するため必要な緊急輸送は市が行うことを原則とする。 （２）市長は、緊急輸送の応援が特に必要であるときは、輸送の内容に応じて、各計画に定めるところに従って県に対し必要な措置を要請する。 （３）緊急輸送の方針、輸送する人員、物資及び輸送体制については県に準ずる。 （４）市は、管内のヘリポートの緊急点検及び保守管理を行い、使用可能状況を県に報告する。
防災関係機関	防災関係機関が災害応急対策を実施するために必要な緊急輸送は、防災関係機関がそれぞれ行うものとするが、特に必要な場合は災害対策本部に必要な措置を要請する。
国土交通省中部運輸局	中部運輸局は、静岡運輸支局を通じて関係協会及び当該地域事業者と迅速な連絡をとり、緊急輸送に使用しうる自動車並びに船舶の出動可能数の確認を行うとともに、緊急輸送が円滑に実施されるよう必要な措置を講ずる。

3 災害救助法の規定による輸送の範囲

区 分	内 容
輸送の範囲	(1) 被災者の避難に係る支援 (2) 医療及び助産 (3) 被災者の救出 (4) 飲料水の供給 (5) 死体の捜索 (6) 死体の処理 (7) 救済用物資の整理配分 ただし、特に必要な場合には事前に知事と協議し、上記以外についても輸送を実施することができる。
実施期間	前項の各救助の実施期間。ただし、事前に知事と協議し、必要最小限度の期間を延長することができる。
費用の限度	当該地域における通常の実費

第20節 交通応急対策計画

この計画は、交通施設に係る災害に際して、自動車運転者、県知事、道路管理者、県公安委員会、鉄道事業者等の実施すべき応急措置の大綱を定め、もって応急作業を効率化するとともに、被災者及び救助物資等の輸送の円滑化を図ることを目的とする。

1 陸上交通の確保

(1) 陸上交通確保の基本方針

- ア 県は、国土交通省、中日本高速道路株式会社、市町、自衛隊、鉄道事業者等の協力を求め主要道路及び鉄道の被害状況について情報の収集を行う。
- イ 県公安委員会(県警察)は、緊急交通を確保するため、区域又は道路の区間を指定して、一般車両の通行を禁止又は制限することができる。
- ウ 道路管理者は、道路の破損、決壊、その他の事由により交通が危険であると認められる場合は区域を定めて道路の通行を禁止又は制限する。この場合、通行の禁止又は制限の対象区間、期間及び理由を明瞭に記載した道路標識を設ける。
- エ 県公安委員会(県警察)及び道路関係者は、相互に連絡を保ち交通規制の適切な運用を図る。
- オ 道路関係者は、緊急交通路に選定された道路、その他の道路の利用が早急かつ円滑にできるよう、路上の障害物の除去(路面変状の補修や迂回路の整備を含み、また、火山災害における火山噴出物の除去及び雪害における除雪を含む。)等必要な措置を行う。

(2) 自動車運転者のとるべき措置

区 分	内 容
緊急地震速報を聞いたとき	(1) ハザードランプを点灯し、まわりの車に注意を促すこと。 (2) 急ブレーキをかけずに、緩やかに速度を落とすこと。 (3) 大きな揺れを感じたら、急ブレーキ、急ハンドルを避け、できるだけ安全な方法により道路状況を確認して道路の左側に停止すること。
地震等が発生したとき	(1) 走行中の自動車運転者は、次の要領により行動すること。 ア できる限り安全な方法により車両を道路の左側に停止させること。 イ 停止後は、カーラジオ等により災害情報及び交通情報を聴取し、その情報及び周囲の状況に応じて行動すること。 ウ 車両を置いて避難するときは、できるだけ道路外の場所に移動しておくこと。

	やむを得ず道路上に置いて避難するときは、できる限り道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを切り、エンジンキーは付けたままとし、窓を閉め、ドアロックはしないこと。駐車するときは、避難する人の通行や災害応急対策の実施の妨げとなるような場所には駐車しないこと。 (2) 避難のために車両を使用しないこと。 (3) 災害対策基本法に基づく交通規制が行われたときには、通行禁止区域等（交通規制が行われている区域又は道路の区間をいう。以下同じ。）における一般車両の通行は禁止又は制限されることから、同区域内に在る運転者は次の措置をとること。なお、災害対策基本法に基づき、道路管理者がその管理する道路について、緊急通行車両の通行を確保するため指定した区間（以下「指定道路区間」という）においても、同様とする。 ア 速やかに、車両を次の場所に移動させること。 (7) 道路の区間を指定して交通の規制が行われたときは、規制が行われている道路の区間以外の場所
地震等が発生したとき	(1) 区域の指定をして交通の規制が行われたときは、道路外の場所 イ 速やかな移動が困難なときは、車両をできる限り道路の左端に沿って駐車するなど、緊急通行車両の通行の妨害とならない方法により駐車すること。 ウ 通行禁止区域内又は指定道路区間において、警察官又は道路管理者の指示を受けたときは、その指示に従って車両を移動又は駐車すること。その際、警察官又は道路管理者の指示に従わなかったり、運転者が現場にいないために措置をとることができないときは、警察官又は道路管理者が自らその措置をとることがあり、この場合、やむを得ない限度において、車両等を破損することがあること。

(3) 道路管理者等の実施事項

区 分	内 容
応急態勢の確立	道路管理者は、異常気象、トンネル火災等による災害が発生した時は、非常呼集等により速やかに応急態勢を確立し、応急対策を実施するものとする。
主要交通路等の確保	市内国道県道等、橋りょう（資料編（共通対策）3-20-1①）及び港湾、漁港の実態を把握して交通路の確保に努めるとともに、災害発生の際により随時迂回路を設定する。
災害時における通行の禁止又は制限	(1) 道路管理者は破損、欠損その他の事由により交通が危険であると認められる場合、区間を定めて道路の通行を禁止又は制限するものとする。 (2) 道路管理者は道路の通行を禁止又は制限しようとする場合は、禁止又は制限の対象区間及び理由を明りように記載した案内看板を設け、必要がある場合は適当な迂回路を案内看板をもって明示する。
放置車両の移動等	放置車両や立ち往生車両等が発生した場合で、緊急通行車両の通行を確保するための緊急の必要があるときは、道路管理者、港湾管理者又は漁港管理者（本節において「道路管理者等」という。）は災害対策基本法に基づく区間指定を行い、運転者等に対し車両の移動等の命令を行うものとする。運転者がいない場合等においては、道路管理者等自ら車両の移動等を行うものとする。

区 分	内 容
道路の応急復旧	(1) 応急復旧の実施責任者 道路の応急復旧実施責任者は、当該道路の管理者とする。 (2) 市長の責務 ア 他の道路管理者に対する通報 市長は、市内の国道、県道等、他の管理者に属する道路が損壊等により、通行に支障をきたすことを知ったときは、速やかに当該道路管理者に通報し応急復旧の実施を要請するものとする。 イ 緊急の場合における応急復旧 市長は、事態が緊急を要し、当該管理者に通報し応急復旧を待ついとまがないときは、応急輸送の確保その他付近住民の便益を図るため、必要とする最小限度において当該道路の応急復旧を行うものとする。 ウ 知事に対する応援要請 市長は、自己の管理する道路の応急復旧が不可能又は困難な場合には、知事に対し、応急復旧の応援を求めるものとする。 (3) 仮設道路の設置 道路管理者は、建設業協会等の協力を求め道路施設の被害状況に応じた効果的な復旧を行う。 既設道路の全てが損壊し、他に交通の方法がなく、かつ新たに仮設道路敷設の必要が生じた場合は、市及び県が協議し、実施責任の範囲を定め所要の措置を講ずるものとする。
経費の負担区分	(1) 道路等の応急復旧に要した経費は、原則として当該管理者の負担とする。 (2) 緊急の場合における応急復旧の経費 市長が自市区域内で他の管理者に属する道路の緊急応急復旧をした場合の経費は、当該道路の管理者が負担するものとする。ただし、当該管理者が支弁するいとまがない場合は応急復旧を実施した市長が、その経費の一時繰替支弁をすることができるものとする。 (3) 仮設道路の設置に要する経費 新たに応急仮設道路を設置した場合の経費は、その都度県及び市が協議して経費の負担区分を定めるものとする。

(4) 県知事又は県公安委員会の実施事項

区 分	内 容
災害時における交通の規制等	県公安委員会は、本県又は近県で災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合、災害応急対策が円滑に行われるよう区域又は道路の区間を指定して緊急通行車両（①「道路交通法」第39条第1項の緊急自動車、② 災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他の災害応急対策を実施するため運転中の車両）以外の車両の道路における通行を禁止し、又は制限することができる。 県公安委員会（県警察）は、緊急交通路を確保するため災害対策基本法の規定による交通規制を実施し、緊急交通路の各流入部において、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止する。 県知事は、道路被害状況の調査結果に基づいて、第1次、第2次、第3次緊急輸送路を中心に県警察及び道路管理者と協議し緊急輸送に当てる道路を選定する。なお、由比地区における緊急輸送を確保するため、東名高速道路と国道1号の相互利用を必要とし、それが可能な場合は同所に設けた開口部を利用する。 県公安委員会は、上記のため必要があるときは、道路管理者に対し、緊急通行車両の通行を確保するための区間の指定、放置車両や立ち往生車両等の移動等について要請するものとする。

区 分	内 容
災害時における交通の規制等	県知事は、道路管理者である指定都市以外の市町に対し、必要に応じて、ネットワークとしての緊急通行車両の通行ルートを確認するために広域的な見地から指示を行うものとする。 県公安委員会(県警察)は、交通規制を実施した場合、警察庁、管区警察局、日本道路交通情報センター、交通管制センター、報道機関等を通じ交通規制の内容等を広く周知徹底させ秩序ある交通を確保する。
警察官の措置命令等	(1) 警察官は、災害対策基本法に基づき県公安委員会が指定した通行禁止区域等において、車両その他の物件が緊急通行車両の通行の妨害となることにより災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、当該車両その他の物件の占有者、所有者又は管理者に対し、当該車両その他の物件の移動等の措置をとることを命じることができる。 (2) (1) による措置をとることを命ぜられた者が当該措置をとらないとき又はその命令の相手方が現場にいないために当該措置をとることを命じることができないときは、警察官は、自ら当該措置をとることができる。また、この場合において、警察官は、当該措置をとるためやむを得ない限度において、車両その他の物件を破損することができる。 (3) 警察官がその場にいない場合に限り、自衛隊法第83条第2項の規定により派遣を命ぜられた当該自衛官は、通行禁止区域等において、自衛隊用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、ア及びイに定める必要な措置をとることを命じ、又は自ら当該措置をとることができる。
警察官の措置命令等	(4) 警察官がその場にいない場合に限り、消防吏員は、通行禁止区域等において、消防用緊急通行車両の円滑な通行を確保するため、ア及びイに定める必要な措置をとることを命じ、又は自ら当該措置をとることができる。 (5) 道路管理者は、災害対策基本法に基づきその管理する道路について指定した区間において、緊急通行車両の通行を確保するためア及びイに定める必要な措置をとることを命じ、又は自ら当該措置をとることができる。
除去障害物の処分	除去した障害物は、あらかじめ処分地として定めた空地、民間の土地所有者に対する協力依頼等によって確保した空地、及び駐車場等に処分する。 適当な処分場所がない場合は避難路及び緊急輸送路以外の道路の路端等に処分する。
通行の禁止又は制限に係る標示	県公安委員会は、緊急通行車両以外の車両の通行を禁止し、又は制限するときは、その禁止又は制限の対象、区域又は道路の区間及び期間を記載した別図(資料編(共通対策)3-20-1②)に掲げる標示を設置しなければならない。
交通安全施設の復旧	県公安委員会(県警察)は緊急輸送路の信号機等、輸送に必要な施設を最優先して交通安全施設の応急復旧を行う。
緊急通行車両の確認	県知事又は県公安委員会は、緊急通行車両②の使用者からの申し出により、当該車両が災害応急対策を実施するための車両として使用されるものであることの確認を行う。確認後は当該車両の使用者に対し、「緊急標章」及び「緊急通行車両確認証明書」(資料編(共通対策)3-20-1③、④)を交付する。
緊急通行車両の事前届け出	指定行政機関、指定地方行政機関、地方公共団体、指定公共機関又は指定地方公共機関の長は、災害発生時に「緊急通行車両」として使用する車両について、県公安委員会に対して事前の届出をすることができる。(資料編(共通対策)3-20-1⑤) 県公安委員会は、審査の結果、「緊急通行車両」に該当すると認めたものについて「緊急通行車両事前届出済証」を交付する。事前届出済証の交付を受けている車両に対する確認は、他に優先して行われ、確認のため必要な審査も省略される。
交通の危険防止のための通行の禁止又は制限	警察官は道路における危険を防止するため、緊急の必要があると認めるときは、必要な限度において一時通行を禁止し、又は制限するものとする。 道路管理者は道路の構造を保全し、又は交通の危険を防止するため、区間を定めて、道路の通行を禁止し、又は制限することができる。

(5) 鉄道事業者の実施事項

区 分	内 容
応急態勢の確立	鉄道事業者は、鉄道施設に係る災害が発生した時は、災害対策本部の設置等により社内の応急態勢の確立を図る。
代行輸送等の実施	路線等の被害により、列車の通行が不能となった時は、折り返し運転、バス等による代行運転により輸送の確保に努める。
応急復旧の実施	崩土、線路の流失陥没、路盤の破壊等応急復旧を要する被害が生じたときは、工事関係者、防災関係機関等の協力を得て、輸送の緊急度に応じて崩土除去、路盤の復旧並びに仮線路、仮橋の架設等応急工事を行う。

2 有料道路の通行

災害応急対策のため、有料道路を通行しなければならない場合は、あらかじめ当該道路の管理者と協議するものとする。

3 交通マネジメント

- (1) 国土交通省中部地方整備局静岡国道事務所は、災害応急復旧時に渋滞緩和や交通量抑制により、復旧活動、経済活動及び日常生活への交通混乱の影響を最小限に留めることを目的として、交通システムマネジメント及び交通需要マネジメントからなる交通マネジメント施策の包括的な検討・調整等を行うため、「静岡県災害時交通マネジメント検討会」（以下、「検討会」という。）を組織する。
- (2) 市は、県に対し検討会の開催を要請することができる。
- (3) 検討会において協議、調整を行った交通マネジメント施策を実施するに当たり、検討会の構成員は、自らの業務に支障のない範囲において構成員間の相互協力を行う。
- (4) 検討会の構成員は、平時からあらかじめ連携に必要な情報等を共有しておくとともに、連携強化のための協議、訓練等を行うものとする。

注1)「交通システムマネジメント」とは、道路の交通混雑が想定される箇所において実効性を伴う通行抑制や通行制限を実施することにより、円滑な交通を維持する取組を指す。

注2)「交通需要マネジメント」とは、自動車の効率的な利用や公共交通機関への利用転換など、交通行動の変更を促して、発生交通量の抑制や集中の平準化などの交通需要の調整を行うことにより道路交通の混雑を緩和していく取組を指す。

第21節 応急教育計画

小・中・高・特別支援学校（以下この章において「学校」という。）の児童、生徒、教職員及び施設、設備が災害をうけ正常な教育活動を行うことが困難となった場合に、可能な限り早期に応急教育を実施するための対策の概要を示す。

1 基本方針

- (1) 市教育委員会は、公立学校に対し、「静岡県学校安全教育目標」及び「学校の危機管理マニュアル（災害安全）」等により、災害応急対策及び応急教育に係る指針を示し、対策等の円滑な実施をする。また、市は私立学校に対し、この指針に準じた対策等を実施するよう指導する。
- (2) また、応急教育のための施設又は教職員の確保等について、市、市教育委員会又は市立学校等の要請により、必要な措置を講ずる。
- (3) 学校は、地域の特性や学校の実態及び大規模な地震が発生した場合に予想される被害状況等を踏まえ、設置者や保護者等と協議・連携して災害応急対策及び応急教育に係る計画を策定するとともに、対策を実施する。

(4) 中学生及び高校生等は、教職員の指導監督のもと、学校の施設及び設備等の応急復旧整備作業や地域における応急復旧又は救援活動等に、可能な範囲で協力する。

2 計画の作成

区 分	内 容														
災害応急対策	(1) 計画の作成及び実施に当たっては、生徒等の在校時、登下校時、在宅時等の別や、学校の施設の避難地・避難所指定の有無等を考慮する。 (2) 計画に定める項目は、次のとおりとする。 ア 学校の防災組織と教職員の任務 イ 教職員動員計画 ウ 情報連絡活動 エ 生徒等の安全確保のための措置 オ その他、「学校の危機管理マニュアル（災害安全）」等に基づき、各学校が実態に即して実施する対策														
応急教育	計画の作成及び実施に当たっては、次の事項に留意する。 <table border="1"> <tr> <td>被害状況の把握</td><td>生徒等、教職員及び学校の施設、設備の被害状況を把握する。</td></tr> <tr> <td>施設・設備の確保</td><td>学校の施設、設備の応急復旧整備を行い、授業再開に努める。被害の状況により、必要に応じて市又は地域住民等の協力を求める。</td></tr> <tr> <td>教育再開の決定・連絡</td><td>生徒等、教職員及び学校の施設、設備等の状況を総合的に判断して教育再開の時期を決定し、学校の設置者、生徒等及び保護者に連絡する。 教育活動の再開に当たっては、生徒等の登下校時の安全確保に努める。</td></tr> <tr> <td>教育環境の整備</td><td>不足教科書の確保、学校以外の施設を利用した応急教育活動の実施、生徒等の転出入の手続き等、必要に応じた教育環境の整備に努める。</td></tr> <tr> <td>給食業務の再開</td><td>施設・設備の安全性等を確認するとともに、食材の確保、物資や給食の配送方法等について協議する。</td></tr> <tr> <td>学校が地域の避難所となる場合の対応</td><td>各学校は、避難所に供する施設、設備の安全を確認するとともに、市、関係する自主防災組織と協議・連携して、施設内に設置される避難所運営組織が円滑に機能するよう、避難所運営の支援に努める。 避難所生活が長期化する場合は、応急教育活動と避難所運営との調整について、市等と必要な協議を行う。</td></tr> <tr> <td>生徒等の心のケア</td><td>生徒等が災害により様々な心の傷を受け、PTSD等の症状が現れてくることが懸念されるため、学校は、生徒の実態を踏まえ、学校の設置者、保護者、校医、スクールカウンセラー、関係医療機関等と協議・連携して、生徒等の心の健康保持あるいは回復を図るための対策等に係る計画を定めておくことが必要である。 各学校等は、被災者に対するSNS等による、差別や偏見、誹謗中傷等の予防に努める。</td></tr> </table>	被害状況の把握	生徒等、教職員及び学校の施設、設備の被害状況を把握する。	施設・設備の確保	学校の施設、設備の応急復旧整備を行い、授業再開に努める。被害の状況により、必要に応じて市又は地域住民等の協力を求める。	教育再開の決定・連絡	生徒等、教職員及び学校の施設、設備等の状況を総合的に判断して教育再開の時期を決定し、学校の設置者、生徒等及び保護者に連絡する。 教育活動の再開に当たっては、生徒等の登下校時の安全確保に努める。	教育環境の整備	不足教科書の確保、学校以外の施設を利用した応急教育活動の実施、生徒等の転出入の手続き等、必要に応じた教育環境の整備に努める。	給食業務の再開	施設・設備の安全性等を確認するとともに、食材の確保、物資や給食の配送方法等について協議する。	学校が地域の避難所となる場合の対応	各学校は、避難所に供する施設、設備の安全を確認するとともに、市、関係する自主防災組織と協議・連携して、施設内に設置される避難所運営組織が円滑に機能するよう、避難所運営の支援に努める。 避難所生活が長期化する場合は、応急教育活動と避難所運営との調整について、市等と必要な協議を行う。	生徒等の心のケア	生徒等が災害により様々な心の傷を受け、PTSD等の症状が現れてくることが懸念されるため、学校は、生徒の実態を踏まえ、学校の設置者、保護者、校医、スクールカウンセラー、関係医療機関等と協議・連携して、生徒等の心の健康保持あるいは回復を図るための対策等に係る計画を定めておくことが必要である。 各学校等は、被災者に対するSNS等による、差別や偏見、誹謗中傷等の予防に努める。
被害状況の把握	生徒等、教職員及び学校の施設、設備の被害状況を把握する。														
施設・設備の確保	学校の施設、設備の応急復旧整備を行い、授業再開に努める。被害の状況により、必要に応じて市又は地域住民等の協力を求める。														
教育再開の決定・連絡	生徒等、教職員及び学校の施設、設備等の状況を総合的に判断して教育再開の時期を決定し、学校の設置者、生徒等及び保護者に連絡する。 教育活動の再開に当たっては、生徒等の登下校時の安全確保に努める。														
教育環境の整備	不足教科書の確保、学校以外の施設を利用した応急教育活動の実施、生徒等の転出入の手続き等、必要に応じた教育環境の整備に努める。														
給食業務の再開	施設・設備の安全性等を確認するとともに、食材の確保、物資や給食の配送方法等について協議する。														
学校が地域の避難所となる場合の対応	各学校は、避難所に供する施設、設備の安全を確認するとともに、市、関係する自主防災組織と協議・連携して、施設内に設置される避難所運営組織が円滑に機能するよう、避難所運営の支援に努める。 避難所生活が長期化する場合は、応急教育活動と避難所運営との調整について、市等と必要な協議を行う。														
生徒等の心のケア	生徒等が災害により様々な心の傷を受け、PTSD等の症状が現れてくることが懸念されるため、学校は、生徒の実態を踏まえ、学校の設置者、保護者、校医、スクールカウンセラー、関係医療機関等と協議・連携して、生徒等の心の健康保持あるいは回復を図るための対策等に係る計画を定めておくことが必要である。 各学校等は、被災者に対するSNS等による、差別や偏見、誹謗中傷等の予防に努める。														

3 災害救助法に基づく実施事項

区 分	内 容
学用品の給与を受ける者	住家の全焼、全壊、流失、半壊、半焼又は床上浸水により学用品をそう失又はき損し、就学上支障のある小学校児童、中学校及び高等学校生徒（特別支援学校の小学部児童、中学部及び高等部生徒を含む。）
学用品の品目	教科書及び教材、文房具、通学用品
実 施 期 間	災害発生の日から 教科書（教材を含む。） 1か月以内 文房具及び通学用品 15日以内 ただし、知事と協議して延長することができる。
費 用 の 限 度	資料編（共通対策）3－6－5のとおり

4 実施方法

区 分	内 容
学用品給与の方法	（１）給与の対象となる児童、生徒の人員数は、被災者名簿と当該学校における学籍名簿と照合し、被害別、学年別に正確に把握する。 （２）小学校児童及び中学校生徒の判定の時点は、原則として災害発生の日とする。 （３）教科書は、学年別、学科別、発行所別に調査集計し、購入配分する。 （４）通学用品、文房具は、被害状況別、小中学校別に学用品購入（配分）計画表を作成し、これにより購入配分する。 （５）給与品目は、各人の被害状況程度等実状に応じ、特定品目に重点を置くことも差し支えない。 （６）教材は、教育委員会に届出又は承認を受けて使用している事実をあらかじめ確認のうえ給与する。
学用品の調達	学用品購入（配分）計画表により措置する。
応急教育等の実施事項	（１）分散授業及び二部授業の実施 （２）市施設、近隣小中学校の一時借用 （３）教職員の確保 （４）文教施設の応急復旧対策計画 （５）学校給食

5 市長の要請事項

区 分	内 容
調達あっせんの要請	市長は、応急教育の実施等困難な場合は、次の事項により、知事に調達あっせんを要請するものとする。 （１）応急教育施設あっせん確保 （２）集団移動による応急教育のあっせん及び応急教育の実施指導 （３）応急教育の指導及び教育施設の復旧指導 （４）教職員の派遣充当 （５）学校給食に代わる食事に必要な食料等の調達あっせん

6 災害救助法適用外の災害

市長は、災害救助法が適用されない災害の場合は、前記「災害救助法に基づく実施事項」に準じて対策を実施する。

第22節 社会福祉計画

市は、被災者に対する生活保護法の適用、生活福祉資金等資金の貸付を行うとともに、被災者が自らに適した支援制度を活用して生活再建に取り組むことができるよう、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うほか、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備に努めるものとする。

1 基本方針

- (1) 市その他の援護の実施機関は、社会福祉上の対策を緊急に実施するため、速やかに必要な体制を整備する。
- (2) 健康福祉センターは、必要に応じ民間団体に可能な分野における協力を依頼する。
- (3) 各実施機関の体制をもってしては、援護措置の実施が困難な場合は、知事は、要請に基づき応援要員を派遣する。
- (4) 市は、速やかに各分野の職員をもって生活相談所を開設し、健康福祉センターはこれに協力する。
- (5) 生活相談の結果、援護措置を実施する緊急度の高い対象者から順次、実効のある当面の措置を講ずる。

2 実施事項

区 分	内 容		
り災社会福祉施設の応急復旧及び入所者の応急措置	(1) り災社会福祉施設の応急復旧 (2) り災社会福祉施設入所者の他施設等への一時保護のあっせん (3) 臨時保育所の開設の指導及び職員のあっせん		
生活保護法の適用	り災低所得者に対する生活保護法の適用		
り災者の生活相談	実施機関	市（被害が大きい場合は県と共催）	
	相談種目	生活、資金、法律、健康、就職、身上等の相談	
	協力機関	県、社会福祉協議会（市、県）、静岡県災害対策士業連絡会、法テラス静岡、民生委員・児童委員、日本赤十字社静岡県支部、その他関係機関	
り災低所得者に対する生活福祉資金の貸付け	実施機関	社会福祉協議会（市、県）	
	協力機関	市、県、民生委員・児童委員	
	貸付対象	り災低所得者世帯（災害により低所得世帯となった者も含む。）	
	貸付額	「生活福祉資金貸付金制度要綱」による	
り災母子・寡婦世帯等に対する母子・寡婦福祉資金の貸付け	実施機関	県中部健康福祉センター	
	協力機関	市、民生委員・児童委員、母子福祉協力員	
	貸付対象	り災母子世帯・寡婦（災害により母子世帯・寡婦となった者を含む。）	
	貸付額	「母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令」第7条に規定する額	
り災身体障害児者に対する補装具の交付等	実施機関	児 童	市、県
		18歳以上	市
	協力機関	児 童	民生委員・児童委員、身体障害者相談員

区 分	内 容		
		18歳以上	民生委員・児童委員、身体障害者相談員、 身体障害者更生相談所
	対 象	り災身体障害児者	
	交付等の 内 容	(1) 災害で補装具を亡失又はき損した身体障害児者に対する修理 又は交付 (2) 災害で負傷又は疾病にかかった身体障害児者の更生（育成） 医療の給付 (3) り災身体障害児者の更生相談	
災害弔慰金等の支給及び 災害援護資金の貸付け	実施機関	市	
	支給及び 貸付対象	災 害 弔 慰 金	自然災害により死亡した者の遺族
		災害障害見舞金	自然災害により精神又は身体に著しい障害を受けた者
		災害援護資金	り災世帯主
	支給及び 貸 付 額	「災害弔慰金の支給等に関する法律」第3条、第8条及び第10条の 規定に基づき市が条例で定める額	
被災者（自立）生活再建 支援制度	実施機関	(財)都道府県会館（県単制度は県）	
	支給対象	住宅に全壊・大規模半壊等の被害を受けた世帯	
	支 給 額	「被災者生活再建支援法」第3条に定める額	
義援金の募集及び配分	実施機関	市、県	
	協力機関	教育委員会（市、県）、日本赤十字社静岡県支部、県共同募金会、 社会福祉協議会（市、県）、報道機関、その他関係機関	
	募集方法	災害の程度を考慮して、その都度関係機関で募集委員会を設け、 協議決定	
	配分方法	関係機関で配分委員会を設け、協議決定	
義援品の受け入れ	実施機 関	市、県	
	協力機 関	報道機関、その他関係機関	
	受入方 法	被災者が必要とする物資の内容を把握し、報道機関等を通じて迅 速に公表すること等により受入れの調整に努める。	

第 2 3 節 災害警備計画

この計画は、災害時における焼津警察署警備計画による。

第 2 4 節 消防計画

この計画は、各種災害に対する消防活動に関する基本的事項を定めることにより、災害による被害の軽減を図ることを目的とする。

1 消防活動

区 分	内 容
消 防 活 動 体 制	志太消防本部は、その地域に係る各種災害が発生した場合においては、これらの災害による被害の軽減を図るため、志太消防本部消防計画に基づき、段階的な消防隊の編成及びその運用等に万全を期するものとする。 なお、地震災害に際しては、その特殊性に着目して、同時多発火災に対処しうるよう特に配慮するものとする。
広 域 協 力 活 動 体 制	市長は、志太消防本部からの情報を受け、災害が次のいずれかに該当する場合には、「静岡県消防相互応援協定」に基づき、協定している他の市町長に対し応援要請を行うものとする。その際、県に対し災害の状況等について報告し、消防の相互応援に関して必要な連絡調整を求めるものとする。 (1) その災害が他の市町等に拡大し、又は影響を与えるおそれがある場合 (2) 志太消防本部等の消防力では、防御が著しく困難と認める場合 (3) その災害を防衛するため、他の市町等の消防機関が保有する車両及び資機材等を必要とする場合
大規模林野火災対策	市長は、志太消防本部からの情報を受け、大規模な林野火災が発生し、人命の危険、人家等への延焼危険その他重大な事態となるおそれのある時は、知事に空中消火活動の要請をすることができる。 要請を受けた知事は、県防災ヘリコプターによる支援を行うほか、必要に応じ自衛隊にヘリコプターによる空中消火活動の要請や資機材、薬剤の輸送及び要員の派遣等を要請し、災害地の周辺市町の各消防機関等は、あらかじめ定められたところにより、地上において空中消火活動を支援するものとする。
危険物施設の災害対策	危険物施設管理者等は、関係者（自衛消防隊等）と協力して、初期消火活動に努めるとともに、被害拡大防止のための応急措置を講ずるものとする。 なお、消火活動を行うに当たっては、危険物の性状等に十分留意するものとする。
ガ ス 災 害 対 策	志太消防本部は、都市ガス及び高圧ガスによる災害の特殊性にかんがみ、都市ガス事業者及び高圧ガス事業者等関係者と協力してガス災害発生防止及びその拡大の防止のための応急措置を講ずるものとする。
消防庁への応援要請	非常災害の場合は、第3章 第33節 1 (3)「各機関への要請」により、知事に応援要請をするものとする。

なお、地震により発生する火災は、各地に同時に多発する可能性が大きい。したがって次の基本方針により消防活動を行う。

基本方針	(1) 市民、自主防災組織及び事業所等は、自らの生命及び財産を守るため、出火防止活動及び初期消火活動を実施する。 (2) 地域の住民は協力して可能な限り消火活動を行い、火災の拡大を防止する。特に危険物等を取り扱う事業所においては二次災害の防止に努める。 (3) 志太消防本部及び消防団は、地震時の同時多発火災に対処するための志太消防本部消防計画の定めるところにより多数の人命を守ることを最重点にした消防活動を行う。 (4) 消火活動を実施する各機関は、職員等の惨事ストレス対策の実施に努めるものとする。
------	---

実施主体	内 容
志太消防本部及び消防団	火災発生状況等の把握 志太広域事務組合消防長は消防署及び消防団を指揮し、管内の消防活動に関する次の情報を収集し、市災害対策本部及び警察署と相互に連絡を行う。 ア 延焼火災の状況 イ 自主防災組織の活動状況 ウ 消防ポンプ自動車等の通行可能道路

		エ 消防ポンプ自動車その他の車両、消防無線等通信連絡施設及び消防水利等の活用可能状況
	消防活動の留意事項	志太広域事務組合消防長は地震により発生した火災の特殊性を考慮し、次の事項に留意し消防活動を指揮する。 ア 延焼火災件数の少ない地区は集中的な消火活動を実施し安全地区を確保する。 イ 多数の延焼火災が発生している地区は住民の避難誘導を直ちに開始し、必要に応じ避難路の確保等住民の安全確保を最優先とする活動を行う。 ウ 危険物の漏洩等により災害が拡大し又はそのおそれのある地区は、住民等の立入禁止、避難誘導等の安全措置をとる。 エ 救護活動の拠点となる病院、避難地、幹線避難路及び防災活動の拠点となる施設等の火災防御を優先して行う。 オ 自主防災組織が実施する消火活動との連携、指導に努める。
事業所（研究室、実験室を含む。）	火災予防措置	火気の消火及びLP ガス、都市ガス、高圧ガス、石油類等の供給の遮断の確認、ガス、石油類、毒物、劇物等の流出等異常発生の有無の点検を行い、必要な防災措置を講ずる。
	火災が発生した場合の措置	（１）自衛消防隊（班）等の防災組織による初期消火及び延焼防止活動を行う。 （２）必要に応じて従業員、顧客等の避難誘導を行う。
	災害拡大防止措置	都市ガス、高圧ガス、火薬類、石油類、毒物、劇物等を取り扱う事業所において、異常が発生し災害が拡大するおそれがあるときは、次の措置を講ずる。 ア 周辺地域の居住者等に対し避難等の行動をとる上で必要な情報を伝達する。 イ 警察、最寄りの防災機関にかけつける等可能な手段により直ちに通報する。 ウ 立入禁止等の必要な防災措置を講ずる。
自主防災組織		（１）各家庭等におけるガス栓の閉止、LPガス容器のバルブの閉止等の相互呼びかけを実施するとともにその点検及び確認を行う。 （２）火災が発生したときは消火器、可搬ポンプ等を活用して初期の消火活動に努める。 （３）消防隊（消防署、消防団）が到達したときは消防隊の長の指揮に従う。
市民	火気の遮断	使用中のガス、石油ストーブ、電気ヒーター等の火気を直ちに遮断するとともに都市ガスはメーターガス栓、LPガスは容器のバルブ、石油類のタンクはタンクの元バルブをそれぞれ閉止及び電気ブレーカーを遮断する。
	初期消火活動	火災が発生した場合は消火器、くみおき水等で消火活動を行う。

第 2 5 節 応援協力計画

この計画は、被災地の応急作業を助け、かつ復興意欲の振興を図るため市長が民間団体等に応援協力を要請する場合の対象団体、要請方法を定める。

1 要請の実施基準

区 分	内 容
県への要請	他の計画の定めるところにより、県知事に対し協力要請対象団体のうちから適宜、指定して要請をするものとする。
協力要請対象団体	(1) 青年団及び男女共同参画団体 (2) 大学及び高校の学生・生徒 (3) 県立専修学校及び県立各種講習施設等の学生・生徒 (4) 日本赤十字奉仕団 (5) その他奉仕活動を申し出たボランティア団体等

2 実施方法

区 分	内 容
青年団及び男女共同参画団体に対する応援協力要請	要請は当該青年団にあっては団体の所属する市町単位の青年団の長、男女共同参画団体にあっては県男女共同参画センター運営主体、県地域女性団体連絡協議会の長等に対して行うものとする。 なお、応援協力要請人員、作業内容、作業場所、集合場所その他協力要請に関する必要事項については、その都度連絡するものとする。
大学及び高校の学生・生徒に対する応援協力要請	応援協力要請人員、作業内容、作業場所、集合場所その他協力要請に関する必要事項については、その都度連絡するものとする。
県立専修学校及び各種講習施設等の学生・生徒の活用	活用人員、作業内容、作業場所、集合場所その他活用に関する必要事項についてはその都度連絡するものとする。
赤十字奉仕団への協力要請	要請は日本赤十字社静岡県支部に対して行い、作業内容、作業場所、集合場所その他必要事項を連絡し、活動に支障のないよう措置するものとする。
他都県への応援要請	突発的災害の場合は、第3章 第33節 1 (3)「災害対策本部の実施する応急対策」により、他の都県に応援要請するものとする。

第26節 ボランティア活動支援計画

この計画は、ボランティアや市民活動団体の自主性・主体性を尊重し、(福)焼津市社会福祉協議会や焼津市ボランティア連絡協議会及びその他のボランティア団体等との連携を図りながらボランティアの受入れ体制を整備し、被災者への救援・支援活動等が円滑に行われるよう、その活動の支援に努めるとともに、ライフライン・公共交通機関の復旧、交通規制の状況、行政施策の動向など、ボランティア活動に必要な情報をボランティア団体等に的確に提供することを目的とする。

市の実施事項

区 分	内 容
市災害ボランティア本部の設置及び運用	焼津市災害ボランティア本部は、焼津市総合福祉会館内に設置し、市、焼津市社会福祉協議会の職員等で構成し、運営するものとする。

ボランティア活動拠点の設置	(1) 市及び焼津市社会福祉協議会は、必要により、あらかじめ定めた施設又は被害の大きい区域の適当な施設に、ボランティア団体等と連携して、ボランティアに対する需要の把握、ボランティアへの活動内容の指示等を行う第一線のボランティア活動拠点を設置する。 (2) 市は、ボランティアの宿営地に適当な場所、施設の候補をあらかじめ定めるように努める。
ボランティア団体等に対する情報の提供	市は、ライフライン・公共交通機関の復旧、交通規制の状況及び行政施策の動向など、ボランティア活動に必要な情報をボランティア団体等に的確に提供する。
ボランティア活動資機材の提供	市は、市災害ボランティア本部及びボランティア活動拠点におけるボランティア活動に必要な各種資機材の提供に努める。

第27節 自衛隊派遣要請の要求計画

この計画は、災害時における自衛隊派遣要請の要求を行う場合等の必要事項を明らかにすることを目的とする。

1 災害派遣要請の要求範囲

自衛隊の災害派遣の要請の要求ができる範囲は、原則として天災地変その他の災害に際し、人命又は財産の保護のため必要と認める場合において、緊急性・公共性・非代替性の3要件を満たすものである。

具体的内容は、災害の状況、他の機関等の活動状況の他、知事等の要請内容、現地における部隊等の人員、装備等によって異なるが、通常、以下のとおりとする。

区分	内 容	
要請要件	緊急性	差し迫った必要性があること
	公共性	公共の秩序を維持するため、人命又は財産を社会的に保護する必要性があること
	非代替性	自衛隊が派遣される以外に適当な手段がないこと
要請内容	被害状況の把握	車両、航空機等状況に適した手段による情報収集活動
	避難の援助	避難の指示による避難者の誘導及び輸送等の援助
	捜索、救助	遭難者等の捜索救助
	水防活動	土のう作成、運搬、積み込み等の水防活動
	消防活動	利用可能な消防車その他の防火用具（空中消火が必要な場合は航空機）をもって、消防機関に協力し消火活動（消火薬剤等は、通常関係機関の提供するものを使用）
	道路又は水路の啓開	道路もしくは水路の損壊及び障害物がある場合にそれらの啓開・除去
	応急医療、救護及び防疫	被災者に対する応急医療、救護及び防疫活動（薬剤等は、通常、関係機関の提供するものを使用）
	人員及び物資の緊急輸送	救急患者、医師その他の救援活動に必要な人員及び救援物資の緊急輸送
	給食、給水及び入浴支援	被災者に対する給食、給水及び入浴支援
	物資の無償貸付及び譲与	「防衛省所管に属する物品の無償貸付及び譲与等に関する省令」（昭和33年総理府令第1号）に基づき、被災者に対し生活必需品を無償貸付及び救じゅつ品を譲与

区分	内 容
危険物の保安及び除去	自衛隊が実施可能な火薬類、爆発物等危険物の保安及び除去
防災要員等の輸送	
連絡幹部の派遣	
その他	その他市長が必要と認めるものについては、市長及び関係部隊の長と協議して決定する。

2 市長の災害派遣要請の要求手続

区 分	内 容
要請の要求者	原則として市長が行うものとする。
災害派遣要請の要求手続	災害派遣要請の要求をしようとするときは、知事に対し次の事項を明記した文書をもって行う。ただし、緊急を要する場合、文書をもってすることができないときは、電話等により依頼するものとする。この場合においても、事後すみやかに文書をもって行うものとする。また、知事への要求ができない場合には、その旨及び当該地域に係る災害の状況を陸上自衛隊第34普通科連隊又は最寄りの部隊に通知し、知事に対してもその旨をすみやかに通知すること。 (1) 提出先（連絡先） 静岡県危機管理部 この場合、県中部方面本部（中部地域局）を経由する。 (2) 提出部数 1部 (3) 記載事項 ア 災害の情况及び派遣を要請する事由 イ 派遣を希望する期間 ウ 派遣を希望する区域及び活動内容 エ その他参考となるべき事項

＜自衛隊緊急時連絡先一覧＞

部 隊 名 (駐とん地名等)	時 間 内	時 間 外	電 話 番 号		
			代 表 番 号	時間内 (内線)	時間外 (内線)
第34普通科連隊 (板 妻)	第 3 科 長	駐 屯 地 令 当 直 司	御殿場 0550-89-1310 〈防災行政無線150-9002〉	235 236 237	301 302
第11飛行教育団 (静 浜)	団 司 令 部 長 計 画 班	基地当直幹部	大井川 054-622-1234 〈防災行政無線154-9000〉	231	225
自衛隊静岡地方 協力本部	総務課国民保護・ 災害対策連絡官 調 整 官	部 隊 当 直	静岡 054-261-3151	—	—

3 災害派遣部隊の受入れ体制

区 分	内 容
他の災害救助復旧機関との競合重複排除	市長は自衛隊の作業が他の災害救助復旧機関との競合重複することのないよう最も効率的に作業を分担するよう配慮するものとする。
作業計画及び資材等の準備	市長は自衛隊に対し、作業を要請又は依頼するに当たっては、なるべく実効性のある計画を樹立するとともに作業の実施に必要な資材の準備を整え、かつ諸作業に関係ある管理者の理解を取り付けるよう配慮するものとする。

作業実施に必要な物資 機材等	市長は作業実施に必要な物資、機材等の調達が困難又は不可能な場合は他の計画に定めるところにより県へ要請するものとする。								
自衛隊との連絡交渉の 窓口の一体化	市長は派遣された自衛隊との円滑、迅速な措置が取れるよう連絡交渉の窓口を明確にしておくものとする。								
派遣部隊の受入れ	集結地は、焼津市総合グラウンドとする。市長は派遣された部隊に対し、次の基準により各種施設等を準備するものとする。								
	<table><tr><td>本部事務室</td><td>派遣人員の約1割が事務をとるのに必要な室、机、椅子など</td></tr><tr><td>宿 舎</td><td>屋内宿泊施設（学校、公民館等）とし、隊員の宿泊は一人一畳の基準</td></tr><tr><td>材料置場炊事場</td><td>屋外の適当な広場</td></tr><tr><td>駐 車 場</td><td>適当な広場（車一台の基準は3m×8m）</td></tr></table>	本部事務室	派遣人員の約1割が事務をとるのに必要な室、机、椅子など	宿 舎	屋内宿泊施設（学校、公民館等）とし、隊員の宿泊は一人一畳の基準	材料置場炊事場	屋外の適当な広場	駐 車 場	適当な広場（車一台の基準は3m×8m）
	本部事務室	派遣人員の約1割が事務をとるのに必要な室、机、椅子など							
	宿 舎	屋内宿泊施設（学校、公民館等）とし、隊員の宿泊は一人一畳の基準							
	材料置場炊事場	屋外の適当な広場							
駐 車 場	適当な広場（車一台の基準は3m×8m）								

4 災害派遣部隊の撤収要請

市長は、民心の安定、民生の復興に支障がないよう知事及び派遣部隊の長並びに自衛隊連絡班と協議し、派遣の必要がなくなったと認めた場合は、陸上自衛隊第34普通科連隊長、海上自衛隊横須賀地方総監又は航空自衛隊第1航空団司令(浜松基地)に対して、災害派遣部隊の撤収を要請する。

5 経費の負担区分

自衛隊が災害応急対策又は災害復旧作業のために必要とする資機材、宿泊施設等の借上料及び損料、光熱水費、通信運搬費、消耗品等の費用は、原則として市が負担するものとする。

6 その他

市以外の防災関係機関は、自衛隊の災害派遣要請に関し、知事に必要な情報提供を行うよう努めるものとする。

第28節 海上保安庁に対する支援要請の要求計画

この計画は、災害時における海上保安庁に対する支援要請の要求を行う場合の必要事項を明らかにすることを目的とする。

1 支援要請の範囲

海上保安庁に支援要請の要求をする場合は、原則として次の場合とする。

- (1) 傷病者、医師、避難者等又は救援物資等の緊急輸送
- (2) 巡視船を活用した医療活動場所及び災害応急対策従事者への宿泊場所の提供
- (3) その他、市が行う災害応急対策の支援

2 支援要請

区 分	内 容
要請の要求者	原則として市長が行うものとする。

支援要請要求 の 手 続	支援要請要求は知事に対し次に掲げる事項を明記した文書をもって行う。ただし、緊急を要する場合、文書をもってすることができないときは、電話等により依頼するものとする。この場合においても、事後すみやかに文書をもって行うものとする。また、知事への要求ができない場合には、その旨及び当該地域に係る災害の状況を最寄りの海上保安庁の事務所又は沖合に配備された海上保安庁の巡視船もしくは航空機を通じて連絡し、知事に対してもその旨をすみやかに通知すること。 (1) 提出先（連絡先） 静岡県危機管理部 この場合、県中部方面本部（中部地域局）を経由する。 (2) 提出部数 1 部 (3) 記載事項 ア 災害の状況及び応援を必要とする事由 イ 支援を希望する期間 ウ 支援を希望する区域及び活動内容 エ その他参考となるべき事項
---------------------------------	--

第 2 9 節 県防災ヘリコプター支援要求計画

この計画では、災害時における県防災ヘリコプターの支援について、必要な事項を定める。

1 支援の範囲

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合で次の事項に該当するとき、市長は県に対し支援の要請を行う。

- (1) 林野火災、高層建築物火災等の大規模災害が発生し、災害が拡大して防ぎよが困難となり、かつ、人命、人家等に多大な危険の生ずるおそれのあるとき
- (2) 救急業務のうち、特に緊急の必要があり、かつ、他に手段が無いと判断したとき

2 市長からの支援要請手続

支援要請手続については、あらかじめ定められたところにより行うものとする。

第 3 0 節 電力施設災害応急対策計画

この計画は、災害発生時の被災地に対する電力供給を確保するため電力会社の実施体制及び連絡方法等について定めるものとする。

1 応急措置の実施

応急措置の実施は中部電力株式会社の定める「中部電力パワーグリッド株式会社 防災業務計画」により実施する。

2 県との連絡協議

被災地に対する電力供給を確保するための電力施設復旧の処理にあっては県と十分連絡をとるとともに必要に応じ県と協議して措置するものとする。

なお、市との連絡窓口は中部電力パワーグリッド株式会社藤枝営業所とする。

第 3 1 節 ガス災害応急対策計画

この計画は、ガス災害の発生に際し、市民等の安全を図るためのガス災害応急対策について定める。

1 非常体制組織の確立

区 分	内 容
緊急出動に関する相互協力	消防、警察、都市ガス事業者、高圧ガス事業者、液化石油ガス販売事業者、電力会社、その他の関係機関は、ガス漏れ等の災害に対処するため、通報、連絡体制、出動体制など緊急出動に関して必要な事項について協定を結ぶなど相互に協力する。
ガス事業者の緊急体制の整備	(1) ガス事業者は、ガスに係る災害に迅速に対応するため、ガスの特性に応じ初動体制及び社内連絡体制等非常体制組織を整備するとともに、常にこれを維持する。 (2) 非常体制組織は夜間及び休祝日にも十分機能するよう配慮する。

2 応急対策

区 分	内 容
保護保安対策	(1) ガス管の折損等の事故やガス漏れを発見した者は、直ちにガス事業者に通報するよう市民の協力を要請する。 (2) ガス事業者は事故やガス漏れの通報を受け、又は発見した場合には、関係機関と締結した緊急出動に関する相互協定（以下「相互協定」という。）により、直ちに緊急自動車、無線車、工作車等を出動させ、ガス漏れ等の箇所の確認及び応急措置を迅速かつ安全に行う。 (3) ガス事業者は、災害が発生したとき、又は災害発生のおそれのあるときは、ガス施設（貯槽、高圧管、中圧管、低圧管、整圧器、需要家ガス施設等）の巡回及び点検を直ちに行い、所定の緊急措置を講ずるとともに、その状況を直ちに消防機関等に連絡する。 (4) 都市ガス事業者は、供給区域内における災害の状況により、ガスを供給する導管に設置されたガス遮断装置、製造所、供給所のガスホルダーバルブの操作等、部分的あるいは全般的な供給停止の措置を講ずる。 (5) ガス事業者は、ガスの緊急遮断を行ったときは、個別点検等二次災害発生防止の措置を講じた上で遮断後のガス供給再開を行うものとする。 (6) 都市ガス事業者は、災害発生時におけるガスの供給、供給停止、供給再開については直ちに広報車をもって周知の徹底を図る。また、必要により、防災会議、テレビ、ラジオ、新聞等の報道機関、関係市町、消防機関、警察等に対し、需要家に対する広報を要請する。 (7) ガス事業者は、応急対策に要する緊急用工事資機材、車両等を確保する。
危険防止対策	(1) 災害発生の現場においては、ガスの種類や特性に応じ、火災、爆発等のガス漏れに起因する二次災害を防止するため、ガスの滞留確認を行うとともに、防毒マスク等の防災用具を準備し、火気の取り扱いには特に注意をする。 (2) 災害の規模によりその周辺への関係者以外への立入禁止措置及び周辺住民の避難について、相互協定に基づき関係機関に協力を要請する。 (3) ガスによる中毒症状者が出た場合は、直ちに救急機関に連絡するとともに、通風のよい場所に仰臥させる等の応急措置をとる。
応急復旧対策	(1) ガス施設の応急復旧には、安全を確保するとともに復旧工事の迅速化に努める。 (2) 応急復旧に必要な技術要員の出動体制を確立し、土木配管工事作業員の出動人員を確保する。 (3) 都市ガス事業者は、ガス供給地点について、その災害状況、各設備の被害状況及びその復旧の難易等を勘案して、供給上復旧効果の最も大きい地区と防災関係機関の本部、病院、給食センター等の復旧を優先させる。 (4) 都市ガス事業者は、ガス供給の復旧に当たっては、ガス供給施設等の保全にあたるほか、ガス製造用原料、電力を確保するとともに、ガス供給の復旧が遅れると予想される地点には、臨時供給を考慮する。

3 市、県等との連絡協議

ガス事業者は、ガス災害の応急対策の実施に当たっては、市、県、消防機関及び警察と十分連絡、協議する。

4 事故の報告

ガス事業者は、ガス事故の報告を市、消防機関及び警察に行う。

第32節 下水道災害応急対策計画

下水道管理者は、災害の発生時において、公共下水道等の構造等を勘案して、速やかに、下水道施設の巡視を行い、損傷その他の異状があることを把握したときは、可搬式排水ポンプ又は仮設消毒池の設置その他の公共下水道等の機能を維持するため必要な応急措置を講ずるものとする。

第33節 突発的災害に係る応急対策計画

この計画は、航空機の墜落や列車の転覆、船舶の海難、ガス爆発、大規模な排出油等事故などの突発的災害により多数の死傷者等が発生した場合、又は多数の死傷者が発生するおそれのある場合、迅速な被災者の救出・救助・避難等の応急対策に必要な措置を定めるものとする。

市の体制

市は、緊急時の応急対策が遅滞なく行えるよう、「突発的災害応急体制」により、初期の情報収集に当たる。事態の推移により必要な場合には速やかに「災害対策本部」を設置し、救出・救助・避難等の応急対策を実施する。

(1) 突発的災害応急体制

区 分	内 容
設置基準	ア 多数の死傷者等を伴い、通常の消防力では対応が困難と思われる事故が発生したとき。 (航空機の墜落、列車の転覆、船舶の海難又はガス爆発などの事故) イ その他市長が指令したとき
組 織	災害対策本部設置前の配備体制により、関係各課で構成する。担当課及び担当職員をあらかじめ定めておくものとする。
任 務	応急対策の基本方針の決定に資するため、初期の情報収集を行う。 なお、災害発生直後には速やかに当該災害の規模を把握するため概括的な情報を収集するよう特に留意する。また、必要に応じ、災害対策本部の設置までの間、広域物資拠点、臨時ヘリポートの確保など事後の災害応急対策が遅滞なく行えるよう手配する。
志太消防本部の県、国への報告	志太消防本部は、多数の死傷者等を伴い通常の消防力では対応が困難と思われる事故が発生した場合、次の事項を明らかにし、「火災・災害等即報要領」様式1～4により、直ちに危機対策課及び消防庁応急対策室に連絡する。 ア 発生日時、場所 イ 被害の状況 ウ 応急対策の状況 エ 自衛隊、日赤又は医師及び高度な専門的知識を有する者の派遣の必要性 (派遣を必要とする場合には、必要人員、必要な救助活動などを明らかにすること。)

区 分	内 容
医療救護活動の実施	多数の負傷者が発生した場合には、必要に応じて救護所を設置するほか、医師、看護師等を被災地に派遣するなど適切な医療救護活動を実施するものとする。 医療救護活動の実施に当たっては、必要に応じてトリアージタグを活用し、効率的な活動に努めるものとする。

(県危機管理部)

区 分	NTT 有線	静岡県防災行政無線 (時間外の場合のみ(宿直室))
電 話	054-221-2072	地上系 5-100-6030 衛星系 8-100-6030
FAX	054-221-3252	地上系 5-100-6250 衛星系 8-100-6250

(消防庁応急対策室)

区 分		地域衛星通信ネットワーク	消防防災無線	NTT有線
平 日 (9:30~18:15)	電 話	8-048-500-90-49013	8-90-49013	03-5253-7527
	FAX	8-048-500-90-49033	8-90-49033	03-5253-7537
上記以外	電 話	8-048-500-90-49102	8-90-49102	03-5253-7777
	FAX	8-048-500-90-49036	8-90-49036	03-5253-7553

(2) 焼津市災害対策本部の設置

区 分	内 容
設 置	ア 市長は、突然災害が発生し、災害応急対策を実施する必要があると認めたときは、焼津市災害対策本部を設置する。 イ 災害対策本部の規模は、災害の規模に応じて市長（本部長）が決定する。
組 織	災害対策本部の組織体制は、第3章 第2節 1「災害対策組織」によるが、市長は、必要に応じてその所管に係る担当課の所定の職員を加えるものとする。
設置の連絡	焼津市災害対策本部を設置したときは、災害対策関係機関及び焼津市災害対策本部等運営規定に定めるもののうち、必要と認めるものに連絡し、本部に連絡要員の派遣を求める。また、必要により事故原因者の参加を求める。
現 地 災 害 対 策 本 部	災害の状況により、副本部長を長とする現地災害対策本部を設置する。

(3) 災害対策本部の実施する応急対策

被災者の迅速な救助活動を最優先に次の災害応急対策を実施する。

区 分	内 容
情報の収集、伝達等	必要に応じて事故現場等に職員を派遣し、正確な情報を迅速に本部に伝達する。 本部は、情報を基に、速やかに関係機関に必要な要請をするとともに、県及び防災関係機関に対し迅速な情報伝達を行うものとする。
人的被害の把握	本部は、人的被害の数（死者・行方不明者数等）について、一元的に集約、調整を行うものとする。 本部は、関係機関（警察、消防等）が把握している人的被害の数について積極的に収集し、一方、関係機関は本部に連絡するものとする。 本部は、当該情報が得られた際は、関係機関との連携のもと、整理・突合・精査を行い、直ちに県及び消防庁へ報告するものとする。 本部は、被災者の人命救助活動を迅速・円滑に実施するため、安否不明者、行方不明者及び死亡者について、警察と連携し、人数のほか、別に定めた方針（資料編（共通対策）3-5-1）に基づきの氏名等の情報を集約し公表する。
住民への広報	入手した情報により、被害が予想される地域の住民に対し、適切・迅速な広報を「第3章 第5節 災害広報計画」により実施する。また必要に応じて屋内退避、避難指示等のほか「第3章 第7節 避難救出計画」による避難を実施する。

区 分		内 容
各機関への要請	自衛隊	自衛隊の災害派遣を必要とする場合には、陸上自衛隊第34普通科連隊に要請する。人や物資の輸送等必要に応じて航空自衛隊、海上自衛隊にも要請する。要請の方法、手続きは第3章 第27節 「自衛隊派遣要請の要求計画」による。
	海上保安庁	人や物資の緊急輸送及び災害応急対策について必要がある場合には第三管区海上保安本部清水海上保安部に要請する。要請の方法、手続きは、第3章 第28節 「海上保安庁に対する支援要請の要求計画」による。
	緊急医療活動	ア 静岡DMAT（災害派遣医療チーム） 静岡DMATが出動し対応する必要がある場合には、県を通じて要請する。 イ 日本赤十字社静岡県支部（焼津地区）への要請 緊急医療等の救護業務の実施が必要な場合には、県を通じて応援の要請をする。 ウ 焼津市医師会等への要請 現地での医療救護活動の実施等が必要な場合には、協力を要請する。 エ 静岡DPAT（災害派遣精神医療チーム） 静岡DPATが出動し対応する必要がある場合には、県を通じて要請する。 オ 静岡DWAT（災害派遣福祉チーム） 静岡DWAT が出動し対応する必要がある場合には、県を通じて要請する。
	緊急消防援助隊・広域航空消防応援要綱	市は、災害状況に応じ消防の広域応援要請の必要があると認めるときは、「消防組組法（昭和22年法律第226号）」第44条に基づき、知事に対し次の事項を明らかにして応援出動等の措置を要請する。 ア 災害の種別・状況 イ 人的・物的被害の状況 ウ 必要な応援部隊の種類と部隊数 エ 応援部隊の集結場所及び到達ルート
各機関の調整・2次災害防止のための措置		本部は、防災関係機関調整会議等により、各機関の活動等に資する情報（要救助者の発見場所、行方不明者の特定に資する情報、燃料補給の確保状況等）の共有及び総合的な活動調整を行うものとする。 災害現場で活動する警察・消防・海上保安庁・自衛隊の部隊は、必要に応じて、合同調整所を設置し、活動エリア・内容・手順、情報通信手段等について、部隊間の情報共有及び活動調整、必要に応じた部隊間の相互協力を行う。また、災害現場で活動する災害派遣医療チーム（DMAT）等とも密接に情報共有を図りつつ、連携して活動するものとする。 事故の態様により、2次災害の発生のおそれがある場合は速やかに関係機関と連絡をとり、必要に応じて合同調整所等を活用して、部隊と関係機関との間で情報共有及び活動調整を行うなど、2次災害防止のために必要な措置をとる。

（4）焼津市災害対策本部の廃止

本部長は、災害発生時における応急措置がおおむね完了したときは、本部を廃止するものとする。その際、本部設置時に連絡した機関に連絡する。

「火災・災害等即報要領」様式１～４

この連絡票は、多数の死傷者を伴い、通常の消防力では対応が困難と思われる事故が発生した場合の緊急連絡用のものです。FAX又は電話により、直ちに県危機対策課及び消防庁応急対策室に連絡してください。

第 1 号様式 (火災)

第 報

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	静岡県
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

消防庁受信者氏名

※ 特定の事故を除く。

火 災 種 別	1 建物 2 林野 3 車両 4 船舶 5 航空機 6 その他
出 火 場 所	
出 火 日 時 (覚 知 日 時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)
火元の業態・ 用 途	事 業 所 名 (代表者氏名)
出 火 箇 所	出 火 原 因
死 傷 者	死者 (性別・年齢) 人 負傷者 重症 人 中等症 人 軽症 人 死者の生じた理由
建 物 の 概 要	構造 建築面積 m ² 階層 延べ面積 m ²
焼 損 程 度	焼損棟数 全焼棟 半焼棟 部分焼棟 ぼや棟 } 計 棟 焼 損 面 積 建物焼損床面積 m ² 建物焼損表面積 m ² 林野焼損面積 ha
り 災 世 帯 数	世帯 気 象 状 況
消 防 活 動 状 況	消防本部 (署) 台 人 消 防 団 台 人 その他 (消防防災ヘリコプター等) 台・機 人
救 急 ・ 救 助 活 動 状 況	
災 害 対 策 本 部 等 の 設 置 状 況	
その他参考事項	

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

第2号様式（特定の事故）

第 報

- 事故名 {
- 1 石油コンビナート等特別防災区域内の事故
 - 2 危険物等に係る事故
 - 3 原子力施設等に係る事故
 - 4 その他特定の事故

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	静岡県
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

消防庁受信者氏名

事故種別	1 火災 2 爆発 3 漏えい 4 その他()						
発生場所							
事業所名		特別防災区域	(レイアウト第一種、第一種、 第二種、その他)				
発生日時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)		発見日時	月 日 時 分			
			鎮火日時 (処理完了)	月 日 時 分 (月 日 時 分)			
消防覚知方法			気象状況				
物質の区分	1 危険物 2 指定可燃物 3 高圧ガス 4 可燃性ガス 5 毒劇物 6 RI等 7 その他()		物質名				
施設の区分	1 危険物施設 2 高圧混在施設 3 高圧ガス施設 4 その他()						
施設の概要			危険物施設の 区 分				
事故の概要							
死 傷 者	死者(性別・年齢) 人		負傷者等 人 (人) 重 症 人 (人) 中 等 症 人 (人) 軽 症 人 (人)				
消 防 防 災 活 動 状 況 及 救 急 ・ 救 助 活 動 状 況			出 場 機 関	出場人員	出場資機材		
			事業所	自衛防災組織	人		
				共同防災組織	人		
				そ の 他	人		
					消 防 本 部 (署)	台 人	
					消 防 団	台 人	
					消 防 防 災 ヘ リ コ プ タ ー	機 人	
					海 上 保 安 庁	人	
警戒区域の設定 月 日 時 分		自 衛 隊	人				
使用停止命令 月 日 時 分		そ の 他	人				
災害対策本部 等の設置状況							
その他参考事項							

(注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く(原則として、覚知後30分以内)分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

第 3 号様式 (救急・救助事故・武力攻撃災害等)

第 報

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	静岡県
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

消防庁受信者氏名

事故災害種別	1 救急事故 2 救助事故 3 武力攻撃災害 4 緊急対応事態における災害			
発生場所				
発生日時 (覚知日時)	(月 日 時 分)	覚知方法		
事故等の概要				
死 傷 者	死者 (性別・年齢)	負傷者等	人 (人)	
	計 人	{ 重症 人 (人) 中等症 人 (人) 軽 症 人 (人)		
	不明 人			
救助活動の要否				
要救護者数(見込)		救 助 人 員		
消防・救急・救助 活 動 状 況				
災害対策本部 等の設置状況				
その他参考事項				

(注) 負傷者欄の () 書きは、救急隊による搬送人員を内書きで記入すること。

(注) 第 1 報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く (原則として、覚知後30分以内) 分かる範囲で記載して報告すること。 (確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨 (「未確認」等) を記入して報告すれば足りること。)

第4号様式（その1）

（災害概況即報）

消防庁受信者氏名

災害名（第 報）

報告日時	年 月 日 時 分
都道府県	静岡県
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

災害の概況	発生場所							発生日時	年 月 日 時 分							
被害の状況	人的被害	死者		人	重傷		人	住家被害	全壊		棟	床上浸水		棟		
		うち 災害関連死者		人		半壊				棟	床下浸水		棟			
		不明		人		軽傷				人	一部破損		棟	未分類		棟
		119番通報の件数														
応急対策の状況	災害対策本部等の設置状況		(都道府県)					(市町村)								
	消防機関等の活動状況		(地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等をわかる範囲で記入すること。)													
	自衛隊派遣要請の状況															
	その他都道府県又は市町村が講じた応急対策															

- (注) 第1報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く（原則として、覚知後30分以内）分かる範囲で記載して報告すること。（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）
- (注) 住家被害のうち、その程度が未確定のものについては、「未分類」の欄に計上すること。

第4号様式（その1） 別紙

都道府県名 (静岡県)

(避難指示等の発令状況)

[illegible]

※ 対象世帯数等を確認中の場合は、空欄にせず「確認中」と記載すること。

第4号様式(その2)

(被害状況即報)

都 道 府 県			静岡県			区 分			被 害		
災 害 名 ・ 報 告 番 号			災 害 名 第 報 (月 日 時現在)			そ の 他	田	流失・埋没	ha		
								冠 水	ha		
							畑	流失・埋没	ha		
								冠 水	ha		
報 告 者 名							学 校	箇所			
							病 院	箇所			
							道 路	箇所			
							橋 り よ う	箇所			
人 的 被 害	死 者		人								
			うち災害関連死者	人							
	行 方 不 明 者		人								
	負 傷 者	重 傷		人							
		軽 傷		人							
住 家 被 害	全 壊		棟								
			世帯								
			人								
	半 壊		棟								
			世帯								
			人								
	一 部 破 損		棟								
			世帯								
			人								
	床 上 浸 水		棟								
			世帯								
			人								
	床 下 浸 水		棟								
			世帯								
			人								
非 住 家	公 共 建 物 そ の 他		棟								
			棟								
			棟								
			火 災 発 生	建 物	件						
				危 険 物	件						
				そ の 他	件						

区 分		被 害	災 害 等 の 対 策 置 本 状 部 況	都 道 府 県 市 町 村	
公 立 文 教 施 設		千円			
農 林 水 産 業 施 設		千円			
公 共 土 木 施 設		千円			
そ の 他 の 公 共 施 設		千円			
小 計		千円			
公 共 施 設 被 害 市 町 村 数		団体			
そ の 他	農 業 被 害	千円	災 害 救 助 法 適 用 市 町 村 名	計	団体
	林 業 被 害	千円			
	畜 産 被 害	千円			
	水 産 被 害	千円			
	商 工 被 害	千円			
そ の 他	千円				
被 害 総 額		千円	119番通報件数 件		
災害の概況					
応 急 対 策 の 状 況	消防機関等の活動状況	(地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等を記入すること。)			
	自衛隊の災害派遣		その他		

※1 被害額は省略することができるものとする。

※2 119番通報の件数は、10件単位で、例えば約10件、30件、50件(50件を超える場合は多数)と記入すること。

第34節 市有施設及び設備等の対策計画

災害応急対策及び災害応急復旧対策の遂行上重要な市有施設・設備等の速やかな機能回復を図るための措置を示す。

1 市・県防災行政無線

区 分	内 容
通信施設	(1) 県防災行政無線、市防災行政無線、地域防災無線、同時通報無線等の各種無線通信施設・設備については、発災後、直ちに被害状況等を確認し、可能な限り応急措置等により通信の確保を図る。 (2) 市防災行政無線及び地域防災無線の基地局の機能確保を行い、市の基地局に障害がある場合は、速やかに復旧措置を講ずる。
市及び他機関 端末局	(1) 端末局に障害がある場合は、基板交換による応急措置を行い、また、交換機に障害があった場合は無線機単位によるプレス通話方式により通信の確保を図る。 (2) 障害が発生したときは孤立防止用無線、防災相互無線、市地域防災無線及び消防全県共通主運用波無線等を使用して応急回線を設定し、市と県中部方面本部との通信を確保する。

2 公共施設等

区 分	内 容
道路	被害状況の収集、施設の点検、情報連絡
	道路管理者相互に連携し、パトロール等により被害情報の収集、橋りょう等施設の機能の点検を行うとともに、関係機関に情報を連絡する。
	応急措置の実施、2次災害の防止
河川及び 海岸保全施設	緊急輸送路の確保、資機材の確保、応急復旧工事の実施
	県公安委員会及び道路管理者相互に連携し、必要な交通規制措置を講ずるとともに、緊急輸送路を基本とし、迂回路の設定、障害物の除去等の応急措置を講ずる。
	被害情報の収集、施設の点検、情報連絡
	施設管理者は、パトロール等により被害情報の収集、水門等管理施設の機能の点検等を行うとともに、関係機関に情報を連絡する。
	水門等の操作
砂防、地すべり 対策及び急傾斜 地崩壊対策等	施設管理者は、洪水、津波の危険のある地域においては、必要に応じて水門等の閉鎖操作を行う。ただし、操作員の安全な避難に要する時間を確保した上で行う。
	応急措置の実施、2次災害の防止
	施設管理者は、河川区域及び海岸保全区域の従前の防災機能が損なわれ2次災害のおそれのある施設について、水防活動等必要な応急措置を講ずる。
	資機材の確保、応急復旧工事の実施
	市は、施設の重要度を勘案のうえ、必要に応じ「災害時における応急対策業務に関する協定」等に基づき建設業協会等に協力を求め、資機材を確保し、仮工事等の応急復旧工事を実施する。
	住民への連絡
	市は、避難等が必要な場合は、速やかに当該地域の住民へ状況の連絡に努める。
	被害情報の収集、施設の点検、情報連絡
	市及び県は、パトロールや砂防ボランティア・地域住民からの情報連絡等により、砂防三法指定地等の被害情報の収集、施設の点検を行うとともに、関係機関に情報を連絡する。
	応急措置の実施、2次災害の防止
	市及び県は、2次災害のおそれのある場合、危険箇所への立ち入り禁止措置等、必要な応急措置を講ずる。

区 分	内 容	
砂防、地すべり対策及び急傾斜地崩壊対策等	資機材の確保、 応急工事の実施	市は、2次災害の発生等、危険性を勘案のうえ、必要に応じ「災害時における応急対策業務に関する協定」等に基づき建設業協会等に協力を求め、資機材を確保し、必要な応急工事を実施する。
	住民への連絡	市は、避難等が必要な場合は、速やかに当該地域の住民へ状況の連絡に努める。
港湾及び漁港施設等	被害状況の収集、施設の点検、情報連絡	施設管理者は、パトロール等により岸壁等港湾及び漁港施設の被害情報の収集、施設機能の点検を行うとともに、港湾及び漁港施設占有者に対し、被害状況の調査及び点検の実施を要請する。また、関係機関に情報を伝達する。
	応急措置の実施、2次災害の防止	施設管理者は、危険箇所の立ち入り禁止措置や、水閘門等の機能欠損箇所における応急修繕等の応急措置を講ずる。
	緊急輸送岸壁の確保、資機材の確保、 応急復旧工事の実施	施設管理者は、緊急輸送岸壁の早期確保を最優先する。また、港湾及び漁港施設占有者に対し、港湾及び漁港機能の障害となるもの等への早期対策を要請する。 市は、必要に応じ「災害時における応急対策業務に関する協定」等に基づき建設業協会等に協力を求め、資機材を確保し、応急復旧工事を実施する。
農業用施設	被害状況の把握	施設管理者は、用水路等、農業用施設の被害状況を調査する。
	被害の及ぶおそれがある地域の住民に対する措置	市は、施設等に破損又は決壊の危険が生じた旨、施設管理者より連絡を受けた場合は、速やかに被害の及ぶおそれがある地域の住民に対し、避難指示等必要な措置をとる。
災害応急対策上重要な庁舎等	被害状況の把握	市は、災害応急対策上重要な庁舎等の施設及び設備を点検し、被害状況を確認する。
	緊急措置の実施	市は、施設及び設備が破損した場合は、防災機関として機能に支障のないよう緊急措置を講ずる。
危険物保有施設	市は、志太消防本部と連携し、発火危険物、有毒薬品、有毒ガスに起因する爆発、中毒等の事故防止のため必要な応急措置を講ずる。	
水道施設	(1) 施設管理者は、災害の発生状況に応じて、取水、送水を停止し、施設の被害状況を調査し必要な措置を講ずる。 (2) 施設管理者は、被害の拡大防止と応急復旧を行い、水の確保に努める。	
下水道	(1) 市は、災害の発生状況に応じ、汚水・雨水の排水に支障のないよう緊急措置を講ずる。 (2) 市は、応急復旧に必要な資機材を確保し、応急復旧工事を行う。	
その他の公共施設等	地震が発生した場合、各施設の管理者は、次のような応急措置を講ずる。 (1) 避難対策については、計画に基づき実施する。 (2) 施設入所者の人命の確保を最優先とする。 (3) 施設の被害情報等を把握し、必要な情報伝達を行う。 (4) 施設が被災した場合は、応急復旧対策を迅速に行う。	

3 コンピュータ

- (1) コンピュータ・システムの障害点検を行い、被害状況を把握する。
- (2) コンピュータ・システムに障害が生じた場合には、速やかに復旧対策を講じ、運用の再開を図る。